

令和6年度

藤沢市の商工労働施策

経済部 産業労働課

目 次

I	藤沢市の概要	1
1	位置・広さ	1
2	沿 革	1
3	人 口	3
	表－1 人口・世帯数の推移	3
II	事業所	4
1	事業所数と従業者数の推移	4
	表－2 産業別、事業所数・従業者数	4
III	令和6年度商工労働施策	5
1	商工費予算内訳	5
2	労働費予算内訳	5
3	組織と事務分掌	6
4	商工労働施策体系図	7
5	事務事業概要	8
IV	藤沢市の商業	12
1	商業の変遷	12
	図－1 卸売業・小売業の事業所数と従業員数の推移	13
2	事業所数	14
	図－2 業種別、事業所数の構成比	14
	表－3 業種別事業所数	14
	図－3 法人・個人別、事業所数の構成比	14
3	従業者数	15
	図－4 従業者数の推移	15
	表－4 従業者規模別、事業所数・年間商品販売額	15
4	年間商品販売額	16
	表－5 業種別年間商品販売額	16
5	売場面積（小売業のみ）	17
	表－6 売場面積規模別、事業所数・従業者数・年間商品販売額	17
	図－5 売場面積規模別、事業所数・従業者数・年間商品販売額	18

6	地区別概況	19
	図－6 地区別事業所数	19
	図－7 地区別従業者数	19
	図－8 地区別年間商品販売額	19
	表－7 地区別、事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積	20
	表－8 地区別、小売業の概況	21
7	県内他市との比較（小売業のみ）	22
	表－9 県内主要都市の吸引力（小売業）	22
8	藤沢市の商業人口と吸引力	23
9	大規模小売店舗立地法上の店舗一覧	24
10	大規模小売店舗の状況	28
11	藤沢市内の商店会一覧	29
	図－9 商店会地図	30
V	藤沢市の工業	33
1	工業の変遷	33
	図－10 藤沢市の工業の推移	34
	表－10 藤沢市の工業の推移	35
2	就業状況	36
	表－11 製造業就業人口の推移	36
	表－12 就業者年齢別人口推移	36
	図－11 産業別就業者の割合の推移	37
	図－12 就業者年齢別人口割合の推移	37
3	産業別状況	38
	表－13 産業別製造品出荷額等の推移	38
4	地区別状況	39
	表－14 地区別事業所数の推移	39
	表－15 地区別従業者数の推移	39
	表－16 地区別製造品出荷額等の推移	39
5	規模別状況	40
	表－17 規模別事業所数の推移	40
	表－18 規模別従業者数の推移	40
	表－19 規模別製造品出荷額等の推移	40
6	神奈川県及び県内他市との比較	41
	表－20 県内の工業の概況	41
7	主要工場・研究開発施設一覧	42

図-13 主要工場・研究開発施設分布図	46
---------------------	----

VI 藤沢市の労働行政	47
1 一般労働行政事業	47
2 雇用対策事業	49
3 勤労者福祉事業	52
4 技能振興事業	54
5 労働会館	59
6 障がい者就労雇用対策事業	60

商工労関係条例・規則・要綱等	62
----------------	----

商業関係条例・規則・要綱等	63
○長後商店街(協)等壁面線後退特別融資要綱	64
○ふじさわ元気バザール事業補助金交付要綱	67
○ふじさわ産業フェスタ事業補助金交付要綱	70
○藤沢市拠点駅等周辺商業活性化事業補助金交付要綱	72
○藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金交付要綱	75
○藤沢市商業振興条例	81
○藤沢市商業振興条例施行規則	84
○藤沢商工会議所補助金交付要綱	86
○藤沢市商店街経営基盤支援事業等補助金交付要綱	88
○藤沢市商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金交付要綱	99
○藤沢市商店会連合会補助金交付要綱	104
○藤沢市中小企業融資要綱	107
○藤沢市東日本大震災被災者に係る災害復旧資金の融資実施要領	118
○藤沢市令和2年新型コロナウイルス感染症に係る災害復旧資金の融資実施要領	120
○中小企業融資制度利子補給要綱	122
○藤沢市中小企業信用保証料補助金交付要綱	129
○藤沢市中小企業信用保険補助金交付要綱	134
○藤沢市住宅リフォーム補助金交付要綱	136

工業関係条例・規則・要綱等	142
○公益財団法人湘南産業振興財団運営管理費補助金交付要綱	143
○藤沢市コミュニティビジネス支援事業補助金交付要綱	145
○藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付要綱	152
○藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金交付要綱	160
○藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例	167
○藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則	175
○藤沢市企業立地等支援措置審査会設置要綱	178
○藤沢市企業立地雇用奨励補助金交付要綱	181
○藤沢市企業立地促進融資利子補給要綱	186
○藤沢市重点産業立地促進助成金交付要綱	189
○藤沢市藤沢駅前街区オフィス立地促進助成金交付要綱	196
○藤沢ものづくりブランド応援事業補助金交付要綱	201
○藤沢市工場立地に関する準則を定める条例	204
労働行政関係条例・規則・要綱等	207
○藤沢市労働問題懇話会設置要綱	208
○藤沢市勤労者生活資金融資要綱	210
○藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱	213
○藤沢市勤労者教育資金利子補助要綱	221
○湘南地区メーカー実行委員会補助金の交付取扱要綱	225
○湘南地域労働者福祉協議会補助金交付要綱	228
○藤沢市技能職団体連絡協議会補助金交付取扱要綱	230
○藤沢市技能者表彰要綱	234
○藤沢市技能者表彰選考委員会設置要領	238
○学校訪問事業実施要領	239
○藤沢市マイスター事業実施要綱	240
○藤沢市マイスター選考委員会要領	243
○藤沢市障がい者雇用優良事業所感謝状贈呈実施要綱	245

I 藤沢市の概要

1 位置・広さ

本市は、神奈川県のおぼ中央南端（東経 139 度 31 分、北緯 35 度 25 分）に位置し、東京から J R 東海道線で 51.1 km（約 50 分）の地点にあります。北部は大和市、綾瀬市、海老名市に、北東部は横浜市戸塚区、泉区に、南東部は鎌倉市に、西部は茅ヶ崎市、寒川町に接し、南部は風光明媚な相模湾に面しています。

市域は東西に 6.55 km、南北に 12 km 広がり、面積は 69.56km²あります。

2 沿革

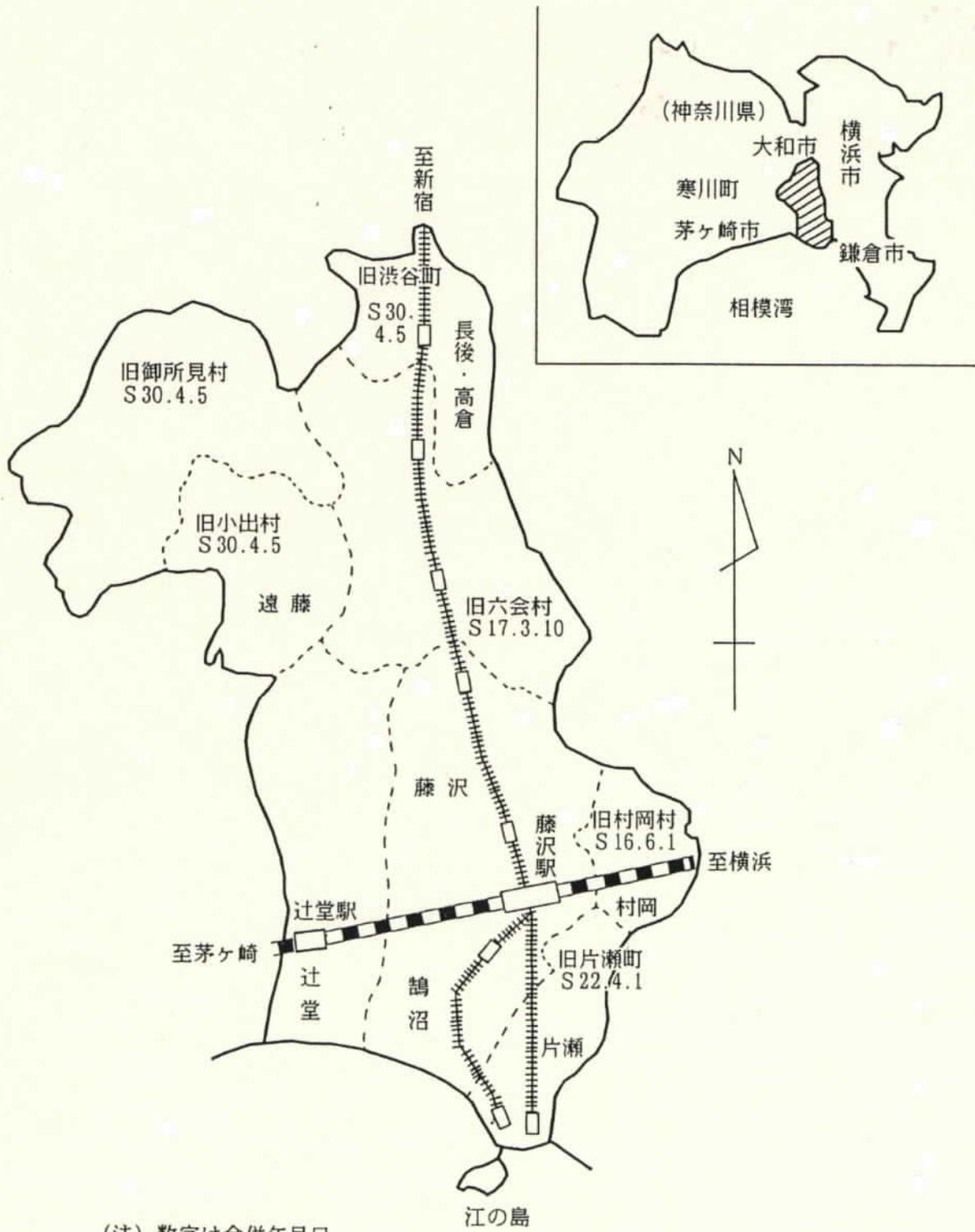
本市は、1325 年（正中 2 年）前後に呑海上人によって開山されたと伝えられる時宗総本山清浄光寺（遊行寺）の門前町として発展し、江戸時代には、東海道五十三次の宿場町として栄えました。明治時代以降は、背後に広がる農業地帯を基礎にした商業の中心地として発展し、鉄道が開業すると保養地・観光地としての性格もあわせ持つようになりました。

1940 年（昭和 15 年）10 月 1 日に単独市制を施行した後、隣接の村岡村、六会村、片瀬町、長後・高倉（渋谷町の一部）、遠藤（小出村の一部）を逐次合併し、1955 年（昭和 30 年）に現在の市域が形成されました。

1950 年代後半から 1960 年代前半にかけて、国の高度経済成長政策や人口・産業の首都圏への集中を背景に住宅地として発展し、さらに、第一次企業誘致（1955 年前後）と第二次企業誘致（1965 年前後）により約 70 社の工場が進出し、都市化が急速に進みました。

一方、1970 年代に入ると藤沢駅を中心に大型商業施設が進出し、湘南地域の商業の中心地として一層の発展をみましました。

現在では、一部工場の跡地に駅前型・郊外型の商業施設の進出や、環境に配慮した持続可能なまちづくりが進んでいるほか、文化施設や大学などを擁する学園・文化都市としての性格も加わり、多面的な機能を持つバランスのとれた都市となっています。



(注) 数字は合併年月日

3 人 口

市制施行 昭和15年10月1日 人口 36,769人 (面積25.92km²)

表－1 人口・世帯数の推移

区分 年次	世帯数	人 口			1世帯 あたりの 人員(人)	人口密度(人/km ²) (面積69.57km ²) ※
		総 数	男	女		
S35年10月1日	28,089	124,601	61,058	63,543	4.44	1,791
S40年10月1日	43,908	175,183	88,314	86,869	3.99	2,518
S50年10月1日	77,281	265,975	134,919	131,056	3.44	3,823
S60年10月1日	108,775	328,387	167,306	161,081	3.02	4,720
H2年10月1日	124,261	350,330	178,914	171,416	2.82	5,036
H7年10月1日	137,993	368,651	186,962	181,689	2.67	5,299
H12年10月1日	148,455	379,185	190,927	188,258	2.55	5,450
H17年10月1日	161,232	396,014	198,365	197,649	2.46	5,692
H22年10月1日	171,981	409,657	203,778	205,879	2.38	5,888
H27年10月1日	180,170	423,894	210,032	213,862	2.35	6,093
R2年10月1日	193,204	436,905	215,596	221,309	2.26	6,281

※藤沢市の面積は、2018年(平成30年)10月1日から69.57km²から69.56km²に変更となりました。

資料：国勢調査

本市の人口

市制施行当時の人口は約3万7千人でしたが、市の成長とともに本市の中部や西部そして北部地域の開発が進むにつれて人口も増加し、2024年(令和6年)6月1日現在、44万5,490人(※1)に達しています。

神奈川県内では横浜市、川崎市、相模原市に次いで4番目に人口が多く、県総人口(923万1,023人)の約4.8%を占めています。世帯数は、20万3,683世帯、1世帯あたりの人員は、約2.18人で県平均をやや上回っています。

※1. 住民基本台帳による藤沢市人口

II 事業所

1 事業所数と従業者数の推移

令和3年6月1日現在の本市の事業所総数は、13,164事業所で、前回（平成28年経済センサス-活動調査）に比べ、2年間で137事業所、率にして1.1%の増加となっています。

また、従業者総数は161,957人で、前回よりも3,853人、2.4%の増加となっています。

本市では、昭和30年代後半に大規模工場が相次いで立地したことから、事業所数が増加し、とくに昭和41・44・47年と高率で増加してきました。また同じく従業者数も、昭和44年までは毎回20%以上の高率で増加しつづけ、とくに昭和38年は41%の高い増加率となりました。

昭和47年以降は事業所数の増加率は年々低下し、平成13年には減少に転じました。同様に従業者数についても増加率が急速に低落し、昭和50・53年には、石油ショック後の景気後退により、市内の大手製造業を中心に従業者数を抑制する動きがあったため、事業所数の増加率を下回りました。

今回の調査結果では前回と比較して、事業所数については第3次産業の卸・小売業以外の全ての産業で増加しており、従業者数については第3次産業の卸・小売業、金融・保険業以外の全ての産業で増加しています。

表－2 産業別、事業所数・従業者数

区分 産業別		平成26年		平成28年		令和3年	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数		13,758	165,675	13,027	158,104	13,164	161,957
第1次産業		34	237	34	238	45	299
第2次産業		1,915	33,265	1,807	32,970	1,830	33,167
第3次産業		11,809	132,173	11,186	124,896	11,289	128,491
内 訳	卸・小売業	3,390	33,791	3,197	32,328	2,962	30,573
	金融・保険業	215	3,421	191	3,490	209	3,273
	不動産業	1,294	5,265	1,163	5,825	1,295	7,664
	運輸・通信業	332	8,075	316	8,234	393	9,528
	電気・ガス・水道・熱供給業	8	314	4	234	11	352
	サービス業	6,570	81,307	6,315	74,785	6,419	77,101

<経済センサス>

Ⅲ 令和6年度商工労働施策

1 商工費予算内訳

(単位:千円)

	令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	細 々 目	金 額
商 工 費	1,091,808	1,058,831		
商 工 総 務 費	217,625	216,696	給与費	105,432
			商工総務関係事務費	7,388
			商工会議所等事業助成費	8,345
			新産業創出事業費	43,981
			(公財)湘南産業振興財団 運営管理費補助金	43,709
			企業立地等促進事業費	7,841
中小企業振興費	152,756	143,109	中小企業勤労者 福祉サービスセンター事業費	64,975
			地域密着型 商業まちづくり推進事業費	18,015
			商店街経営基盤支援事業費	33,637
			拠点駅等周辺 商業活性化事業費	5,872
			商工団体支援事業費	8,335
			藤沢ものづくりブランド 応援事業費	2,275
			住宅リフォーム補助金 (令和6年度6月補正)	10,000
金 融 対 策 費	721,427	699,026	中小企業融資制度 関係事業費	699,026

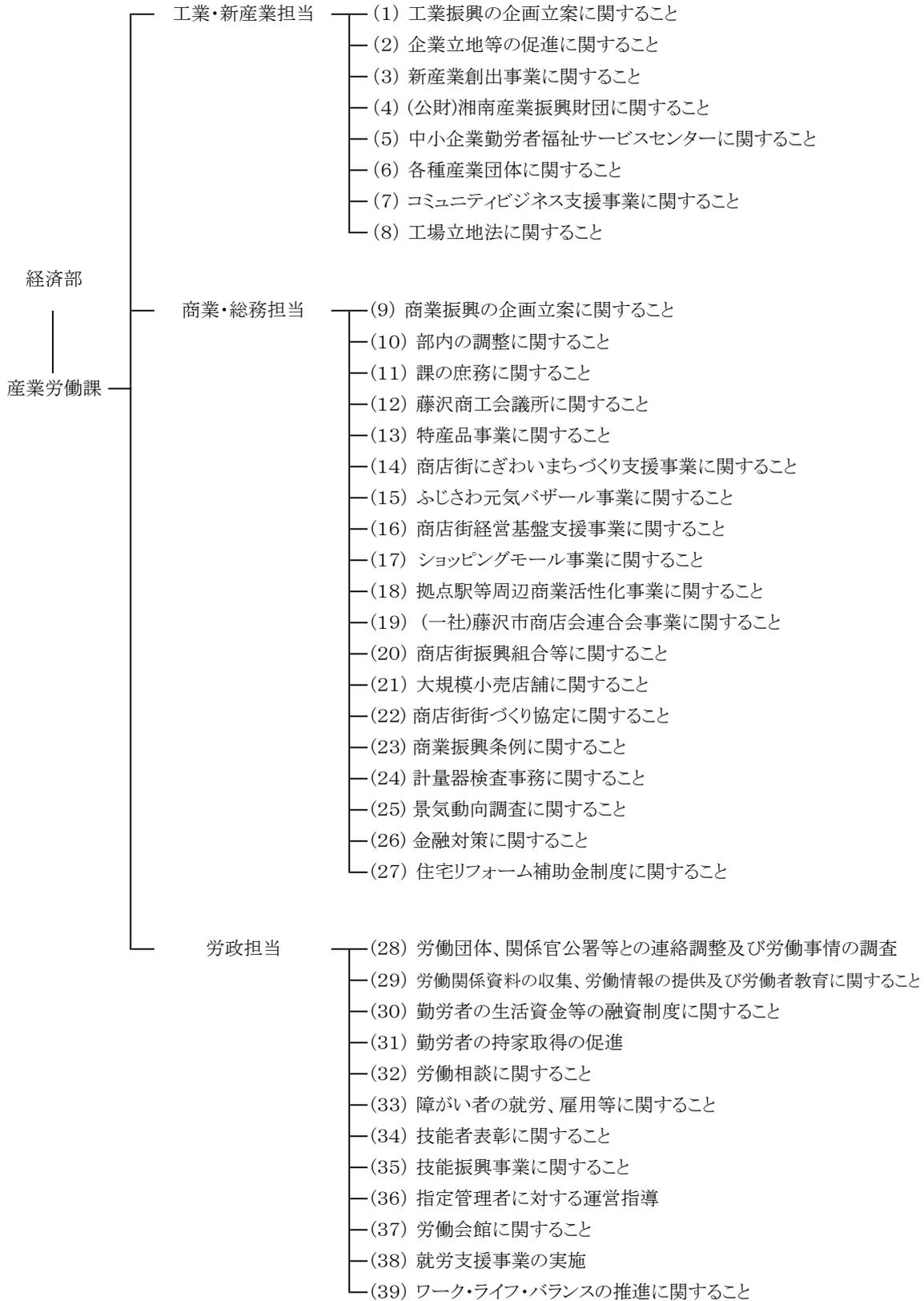
2 労働費予算内訳

(単位:千円)

	令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	細 々 目	金 額
労 働 諸 費	407,306	445,107		
給 与 費	66,695	103,630	給与費	103,630
			一般労政費	3,718
一 般 労 政 費	32,066	36,760	就労支援事業費	33,042
			勤労者生活資金貸付金	280,000
労 働 福 祉 費	307,964	304,011	勤労者住宅資金等 利子補助金	12,365
			勤労者文化交流事業 助成金	582
			技能振興関係費	11,064
			障がい者就労 関係費	706
障がい者就労 関係費	581	706	障がい者就労関係費	706

3 組織と事務分掌

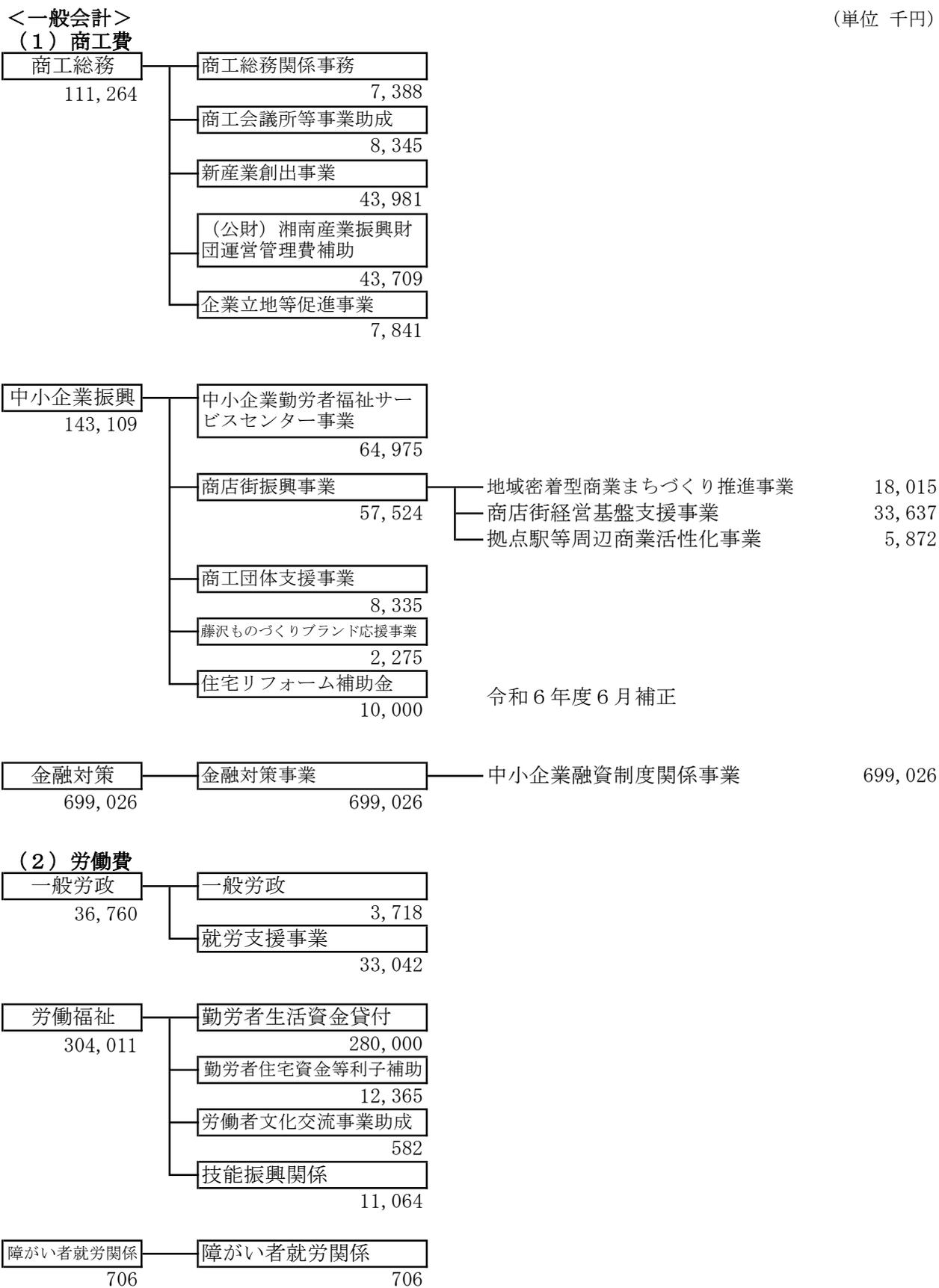
令和6年4月1日現在



4 商工労働施策体系図

令和6年度予算(給与費を除く)

(単位 千円)



5 事務事業概要

(1) 商工総務

ア 商工総務関係事務 (7,388 千円)

産業労働課一般事務経費、地域景気動向調査委託経費、ふじさわ観光名産品協議会等への負担金などです。

イ 商工会議所等事業助成 (8,345 千円)

地域商工業の健全な発展を図るため、地域総合経済団体である藤沢商工会議所等の事業に対し助成します。

対象事業は、青年部育成、表彰、情報化推進、広報活動、ふじさわ産業フェスタ、産業政策懇談会等の各事業です。

ウ 新産業創出事業 (43,981 千円)

産学官の連携により、地域特性を活かした新産業の創出とベンチャー企業の育成及び既存企業の新分野進出を図ります。

エ (公財)湘南産業振興財団運営管理費補助 (43,709 千円)

(公財)湘南産業振興財団の運営管理経費に対して助成します。

オ 企業立地等促進事業 (7,841 千円)

市内産業の活性化と雇用機会の拡大のため、市内への企業誘致や既存企業の市内投資を促進し、市内への産業集積を図ります。

(2) 中小企業振興

ア 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業 (64,975 千円)

中小企業の福利厚生増進及び従業員の定着と経営の安定を図るため、(公財)湘南産業振興財団が行う湘南勤労者福祉サービスセンター事業の円滑な実施を支援します。

イ 商店街振興事業 (57,524 千円)

(ア) 地域密着型商業まちづくり推進事業 (18,015 千円)

商店街団体が商店街の活性化を目的に行う特色づくり等への支援、消費者ニーズに対応するための専門家による指導事業、ふじさわ元気バザールや藤沢まちゼミへの支援などを行います。

(イ) 商店街経営基盤支援事業 (33,637 千円)

商店街の環境改善及び経営基盤の安定を図るため、商店街団体が実施する顧客用駐車場運営事業経費、街路灯の電灯料、街路灯・防犯カメラ等の共同施設の設置・修繕費用等の一部を助成します。

(ウ) 拠点駅等周辺商業活性化事業 (5,872 千円)

藤沢駅をはじめとする拠点駅等周辺の商業活性化を図るため、地域資源を活用し

たまちづくりや拠点駅等周辺商店街の回遊性を向上させる取組などを支援します。

ウ 商工団体支援事業（8,335千円）

（一社）藤沢市商店会連合会の組織強化及び商店街の活性化を図るための情報交流事業等の諸事業に対し、事業費の一部を助成します。

エ 藤沢ものづくりブランド応援事業（2,275千円）

藤沢商工会議所が実施する市内企業への展示会共同出展支援事業に対して、経費の一部を補助します。

オ 住宅リフォーム補助（10,000千円）令和6年度6月補正

物価高騰による影響を軽減し、市内経済の活性化を図るため、市内施工業者を利用して住宅のリフォーム工事を実施する市民に対し、その工事費用の一部を補助します。

（3）金融対策

ア 金融対策事業（699,026千円）

（ア）貸付金（637,000千円）

中小企業支援資金貸付金（331,000千円）、景気対策特別資金貸付金（82,000千円）、雇用安定対策特別資金貸付金（2,000千円）、小規模企業緊急資金貸付金（93,000千円）、創業支援資金貸付金（129,000千円）

（イ）補助金（45,404千円）

中小企業融資制度利子補助金（13,080千円）、信用保証料補助金（32,004千円）、中小企業信用保険補助金（320千円）

（ウ）印刷製本費（253千円）

パンフレット（金融のしおり）や融資申込書等の作成

（エ）委託料（16,369千円）

融資制度の相談受付、審査等の窓口業務や、融資制度利子補助及び信用保証料補助の受付、審査業務等の中小企業融資制度業務委託料

（4）一般労政

ア 一般労政（3,718千円）

産業労働課一般事務経費、毎週火曜・土曜に実施している社会保険労務士の労働相談及び街頭労働相談、労働福祉団体との連絡調整及び労働問題懇話会、ワークライフバランス推進事業などを実施します。

イ 就労支援事業（33,042千円）

（ア）若者しごと応援塾（ユースワークふじさわ）（17,412千円）

自立や就労に困難を有する若者やその保護者を対象として、専門スタッフによる相談や各種支援プログラムを実施し、主体的な就職活動に取り組めるよう支援をし

ます。

(イ) 就労支援及び資格取得講座 (15,030 千円)

求職者や勤労者等に対して、就労やスキルアップにつながるよう支援します。

(ウ) 湘南合同就職面接会 (600 千円)

藤沢公共職業安定所及び管内の3市1町(藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町)と関係機関が連携しながら求職・求人支援事業を実施します。

(5) 労働福祉

ア 勤労者生活資金貸付 (280,000 千円)

市内に居住または勤務する勤労者への生活の安定と向上に役立つため、中央労働金庫との提携で低利に生活資金を融資する貸付制度です。

イ 勤労者住宅資金等利子補助 (12,365 千円)

(ア) 勤労者住宅資金利子補助金

市内に居住する勤労者が自己の居住用として、市内に住宅を購入し、または建築するための資金(当該住宅の敷地購入資金を含む)を中央労働金庫(神奈川県内支店)から借り入れたとき、これに係る利子の一部を補助します。

※令和3年12月を最後に、新規の受付は行っていません。

(イ) 教育資金利子補助金

学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校または専修学校に在学または入学する子を持つ市内に居住する勤労者が、その子に係る教育資金を中央労働金庫(神奈川県内支店)から借り入れたとき、これに係る利子の一部を補助します。

ウ 労働者文化交流事業助成 (582 千円)

労働者の地位の向上及び福祉の増進を図るため、湘南地区メーデー実行委員会が労働者の労働条件や生活の向上及び地域経済の発展を目的で行う労働者の文化・交流事業に対し、事業費の一部を補助します。

エ 技能振興関係 (11,064 千円)

(ア) 藤沢市マイスター事業 (2,456 千円)

優れた技能者及び技術者を市が認定し、技能の後継者育成などを目的に実施します。

(イ) 技能者表彰事業 (1,173 千円)

長く同一の職に従事し、後進の育成や技能の錬磨等、その職の振興に寄与した技能者を対象に技能者表彰を実施します。

(ウ) 藤沢市技能職団体連絡協議会事業負担金 (1,080 千円)

- a 技能まつり事業（380 千円）
「ふじさわ産業フェスタ」にブースを出展し、技能者の優れた技術を市民に広く周知します。
 - b ザ・職人技能展事業（50 千円）
技能者の優れた技能・技術を市民に対し、広く周知し PR を図ります。
 - c 職人版インターンシップ事業（150 千円）
技能職を希望する若年者の方々に、優秀な技能者を有する事業所で行う体験講習を紹介し、職業選択の幅を広げられるよう支援します。
 - d 学校訪問事業（480 千円）
優れた技能を持つ職人が小・中学校に訪問し、児童・生徒に対して講演会や技能の実技披露、体験講座を実施します。
 - e 技連協全国総会参加負担金（20 千円）
- (エ) 藤沢市技能職団体連絡協議会運営補助金（6,355 千円）
藤沢市技能職団体連絡協議会に対して助成し、活動を通して技能者間の交流を深めつつ情報共有を行うことで、市内の技能振興を図ります。

(6) 障がい者就労

- ア 障がい者就労関係（706 千円）
- (ア) 障がい者雇用促進事業所訪問等啓発事業の実施（112 千円）
藤沢公共職業安定所等と連携して市内事業所を訪問し、障がい者の雇用促進と定着に向けた要請を行い、企業向け障がい者雇用セミナー等を行います。
 - (イ) JOBチャレふじさわの実施（426 千円）
「JOBチャレふじさわ」を運営し、庁内の業務を担うことや、見学、体験実習の受け入れを実施します。
 - (ウ) 障がい者雇用優良事業所への感謝状贈呈（18 千円）
藤沢公共職業安定所の推薦に基づき、障がい者雇用の促進に貢献のあった市内事業所に対して感謝状の贈呈を行います。
- (エ) 湘南地区障がい者卓球大会（150 千円）
茅ヶ崎市・寒川町と連携をして障がい者同士の親睦を図る卓球大会を実施します。

IV 藤沢市の商業

1 商業の変遷

本市は、鎌倉時代に建立された遊行寺（清浄光寺）を中心とする門前町として発展し、江戸時代には、東海道五十三次の第6の宿場として設置された「藤沢宿」（現在の藤沢本町付近）や大山・滝山両街道が交差する長後付近に設置された宿場町を中心に賑わいました。

明治時代に入ると宿場制度が廃止され、「藤沢宿」は問屋町として栄えるようになった一方で、東海道本線をはじめとする鉄道が次々に開業したことや海水浴場が開設されたことをうけて、従来の「宿場町・問屋町」から「住宅地・観光地」へと変容し、中心地も藤沢本町周辺から現在の藤沢駅周辺に移るとともに、鉄道駅の周辺に商店が集積し、現在の商店街の原形が形成されました。

昭和30年頃から40年頃の高度経済成長期には、工業系企業の進出や人口の急激な増加を背景に住宅地として発展しましたが、当時は、国鉄藤沢駅を中心に一部商業集積がみられる程度であり、小規模であったため、買回り品消費については、東京、横浜での購買指向が強く、市内における販売額推移はさほど大きなものではありませんでした。

しかし、藤沢駅前南部土地区画整理事業（昭和34年～57年）、藤沢駅北口市街地再開発事業により街区が整備され、昭和48年以降、大型店の進出や周辺商店街の店舗の新改築が相次ぐと、藤沢駅周辺は、周辺都市を商圈として取り込む県内でも有数の商業集積地へと発展しました。

また、昭和40年代から50年代にかけて、辻堂、長後、湘南台等市内各地にも大型店が進出し、昭和50年代にはコンビニエンスストアなど新しい業態の店舗が増加するようになりました。平成12年には、大規模小売店舗法が廃止され、新たに大規模小売店舗立地法が施行されると、駅周辺だけでなく郊外にも専門店、ショッピングセンター、大型スーパーマーケットなどが多数進出するようになりました。その一方で、バブル経済崩壊後の長引く不況により藤沢駅周辺に立地していた百貨店や専門店等の大型商業施設の撤退が相次ぎました。

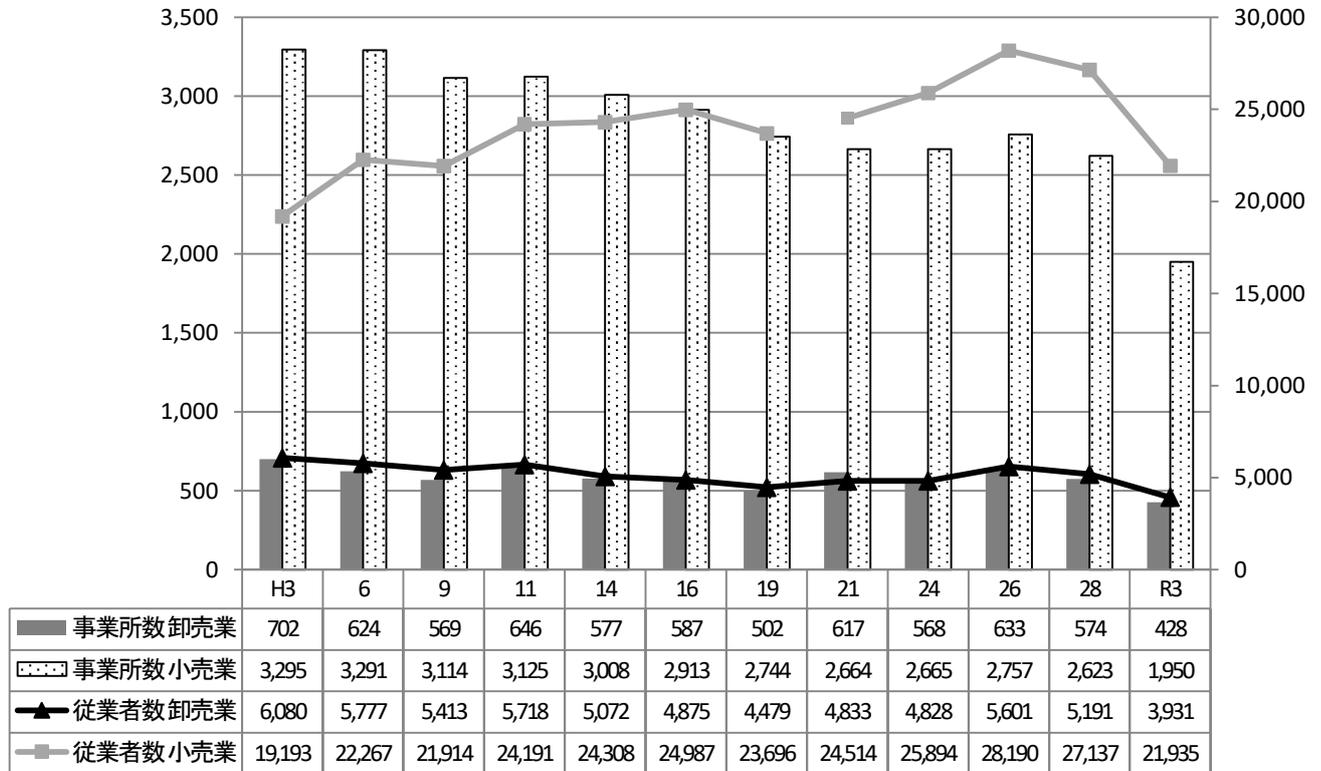
近年では、平成23年に湘南地域最大級の大型商業施設が辻堂駅前に開業しましたが、周辺都市においても大型商業開発が活発に行われていることから、藤沢駅をはじめとする市内各駅周辺商業と周辺都市の商業施設との地域間競争が顕著になってきています。

※ 表及び図中のデータについて

平成21年以降経済センサス-活動調査（卸売業・小売業）と平成19年商業統計調査では、名簿や調査方法の違いから結果的に集計対象等が異なっています。

商業に関する経済センサスは、令和3年活動調査を使用しています。

図－1 卸売業・小売業の事業所数と従業員数の推移

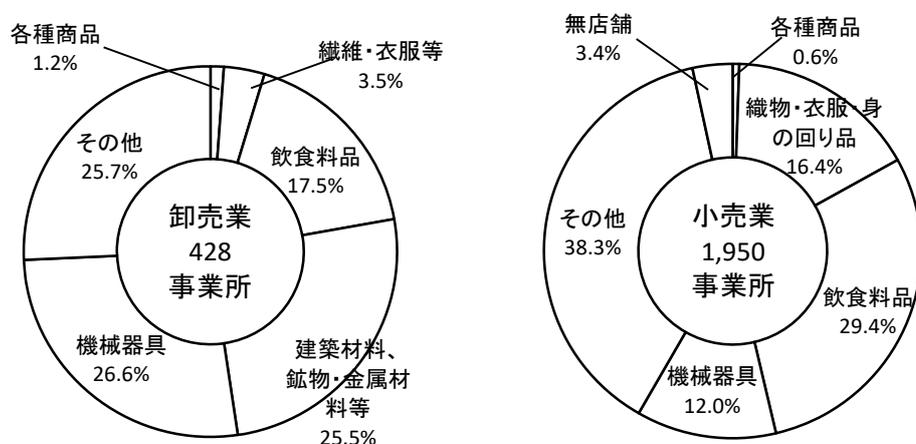


〈平成19年 商業統計調査〉〈平成21年以降 経済センサス〉
 ※商業統計と経済センサスでは統計手法が異なります。

2 事業所数

事業所数は2,378店で、そのうち卸売業は428店、小売業が1,950店となっています。

図-2 業種別、事業所数の構成比



<令和3年経済センサス>

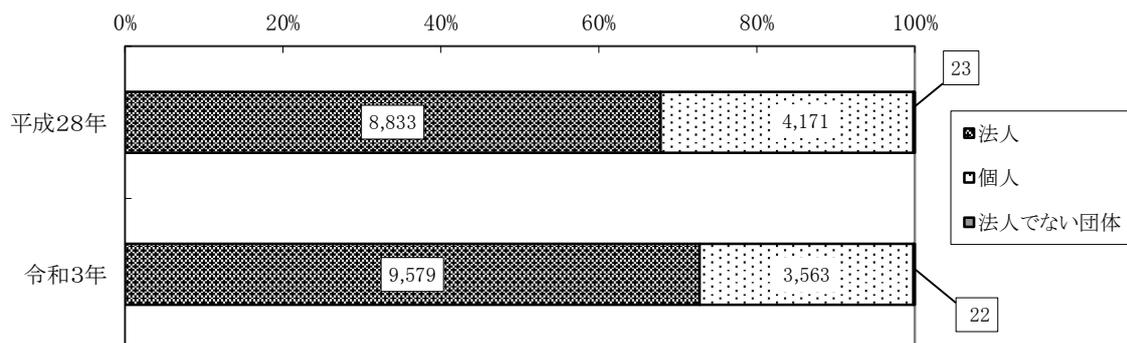
表-3 業種別事業所数

業種別	事業所数		前回比 (%)	業種別	事業所数		前回比 (%)
	28年	R3年			28年	R3年	
卸売業計	574	428	△ 25.4	小売業計	2,623	1,950	△ 25.7
各種商品	4	5	25.0	各種商品	13	11	△ 15.4
繊維・衣服等	20	15	△ 25.0	織物・衣服・身の回り品	418	319	△ 23.7
飲食料品	105	75	△ 28.6	飲食料品	801	573	△ 28.5
建築材料、鉱物・金属材料等	134	109	△ 18.7	機械器具	337	234	△ 30.6
機械器具	169	114	△ 32.5	その他	995	746	△ 25.0
その他	142	110	△ 22.5	無店舗	58	67	15.5
				格付不能	1	-	
				合計	3,197	2,378	△ 25.6

※前回比・・・前回調査時との対比

<令和3年経済センサス>

図-3 法人・個人別、事業所数の構成比

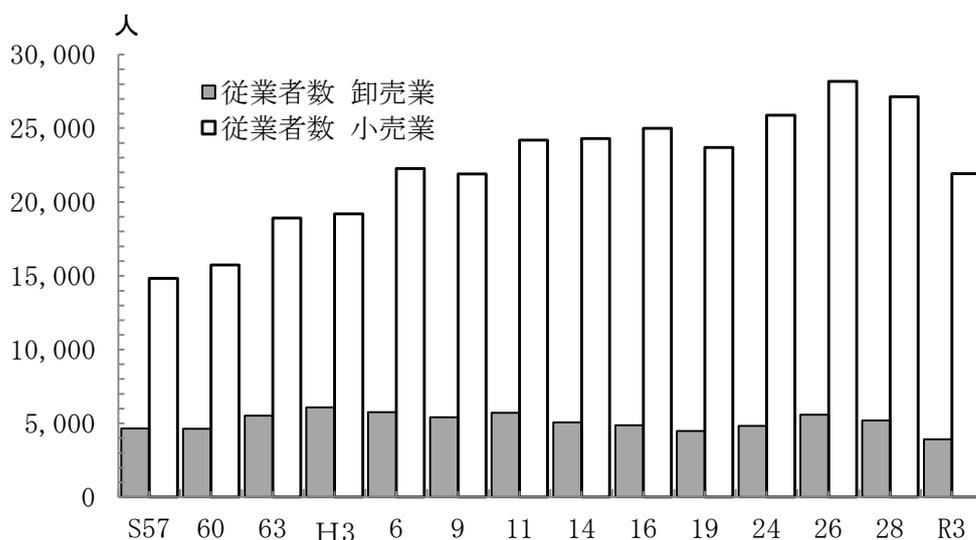


<経済センサス>

3 従業者数

従業者数は、25,866人で前回(28年)比、6,462人減となっています。このうち卸売業は3,931人で、1,260人減となっており、小売業は21,935人で、5,202人減となっています。

図-4 従業者数の推移



〈平成19年商業統計調査〉〈令和3年経済センサス〉

表-4 従業者規模別、事業所数・年間商品販売額

区分 従業者数	事業所数			年間商品販売額 (万円)		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
総数	2,378	428	1,950	77,950,892	33,911,430	44,039,462
2人以下	728	122	606	4,490,809	3,705,241	785,568
3～4人	430	84	346	4,520,965	2,572,610	1,948,355
5～9人	535	114	421	9,921,165	4,075,732	5,845,433
10～19人	367	65	302	16,083,477	7,445,180	8,638,297
20～29人	157	25	132	7,761,653	2,848,750	4,912,903
30～49人	87	11	76	13,792,876	9,398,685	4,394,191
50～99人	47	3	44	9,934,737	1,130,815	8,803,922
100人以上	27	4	23	11,445,210	2,734,417	8,710,793

〈令和3年経済センサス〉

4 年間商品販売額

卸売、小売業の事業所のうち、年間商品販売額は、7,795億892万円となっています。卸売業、小売業別にみると、卸売業は3,391億1,430万円（構成比43.5%）、小売業は4,403億9,462万円（同56.5%）となっています。

卸売業の年間商品販売額を業種別にみると、「医薬品・化粧品等」が736億61百万円（卸売業に占める構成比21.7%）と最も多く、次いで「農畜産物・水産物」が511億55百万円（同15.1%）、「他に分類されない卸売業」375億63百万円（同11.1%）等となっています。

小売業の年間商品販売額を業種別にみると、「各種食料品」が863億93百万円（小売業に占める構成比19.6%）が最も多く、次いで「医薬品・化粧品」が504億70百万円（同11.5%）、「自動車」が491億55百万円（同11.2%）等となっています。

表-5 業種別年間商品販売額

業種別	年間商品販売額(百万円)		業種別	年間商品販売額(百万円)	
		実数			実数
卸売業計		339,114	小売業計		440,394
各種商品		1,368	百貨店、総合スーパー		31,109
繊維品		x	その他の各種商品		1,476
衣服		3,333	呉服・服地・寝具		724
身の回り品		x	男子服		5,802
農畜産物・水産物		51,155	婦人・子供服		13,008
食料・飲料		13,919	靴・履物		2,271
建築材料		30,680	その他の織物・衣服・身の回り品		7,658
化学製品		7,777	各種食料品		86,393
石油・鉱物		17,898	野菜・果実		3,068
鉄鋼製品		8,430	食肉		3,129
非鉄金属		1,325	鮮魚		2,143
再生資源		1,589	酒		661
産業機械器具		17,965	菓子・パン		5,323
自動車		30,685	その他の飲食料品		42,136
電気機械器具		19,867	自動車		49,155
その他の機械器具		10,734	自転車		1,527
家具・建具・じゅう器等		7,228	機械器具(自動車、自転車を除く)		39,017
医薬品・化粧品等		73,661	家具・建具・畳		5,709
紙・紙製品		3,284	じゅう器		1,492
他に分類されない卸売業		37,563	医薬品・化粧品		50,470
			農耕用品		352
			燃料		17,246
			書籍・文房具		12,048
			スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器		8,376
			写真機・時計・眼鏡		2,962
			他に分類されない小売業		20,127
			通信販売・訪問販売		20,859
			自動販売機による小売業		1,205
			その他の無店舗		4,933

〈令和3年経済センサス〉

5 売場面積（小売業のみ）

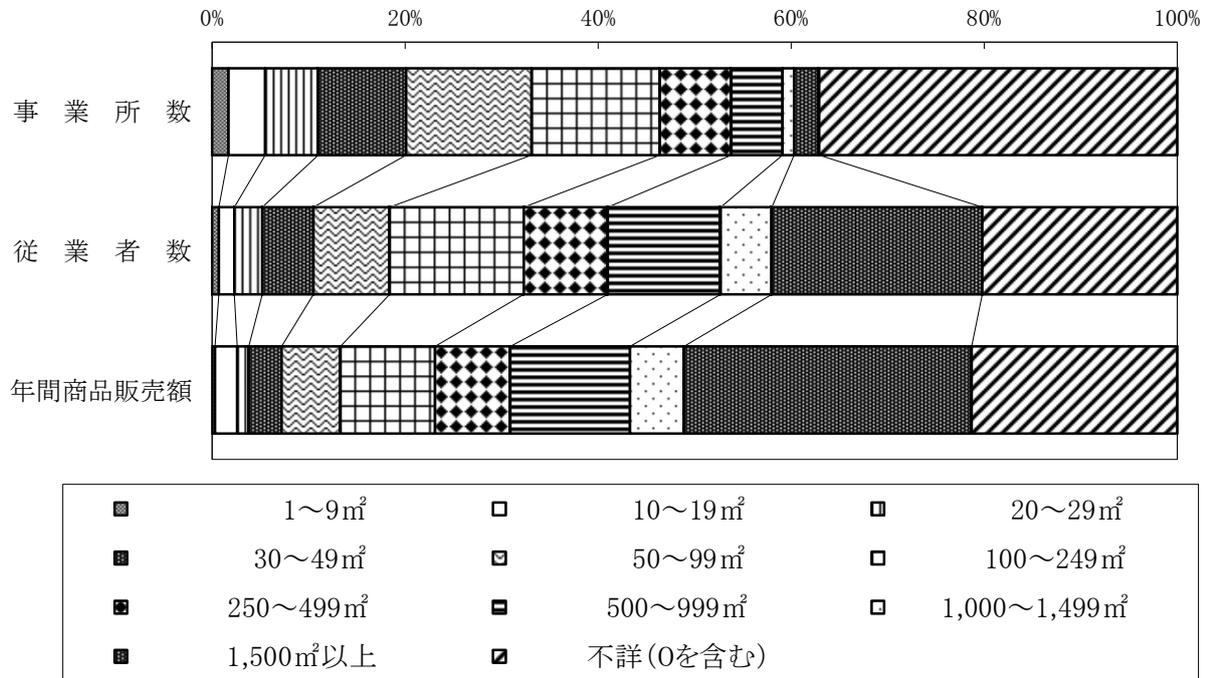
小売業の総売場面積は、396,591㎡です。事業所数は、100～249㎡の事業所が259店と最も多く、次いで50～99㎡の253店、30～49㎡の177店の順になっています。また、年間商品販売額は、1,500㎡以上の事業所が1,311億2,804万円と最も多く、事業所数が50店にも関わらず、全体の年間商品販売額の29.8%を占めています。

表－6 売場面積規模別、事業所数・従業者数・年間商品販売額

区分 売場面積	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	実数 (店)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (万円)	構成比 (%)
総数	1,950	100.0	21,935	100.0	44,039,462	100.0
1～9㎡	33	1.7	160	0.7	130,959	0.3
10～19㎡	75	3.8	341	1.6	1,027,062	2.3
20～29㎡	107	5.5	647	2.9	525,712	1.2
30～49㎡	177	9.1	1,162	5.3	1,512,299	3.4
50～99㎡	253	13.0	1,731	7.9	2,679,066	6.1
100～249㎡	259	13.3	3,054	13.9	4,332,293	9.8
250～499㎡	145	7.4	1,905	8.7	3,441,853	7.8
500～999㎡	104	5.3	2,559	11.7	5,447,496	12.4
1,000～1,499㎡	24	1.2	1,155	5.3	2,467,979	5.6
1,500㎡以上	50	2.6	4,792	21.8	13,112,804	29.8
不詳(0を含む)	723	37.1	4,429	20.2	9,361,939	21.3

〈令和3年経済センサス〉

図-5 売場面積規模別、事業所数・従業者数・年間商品販売額

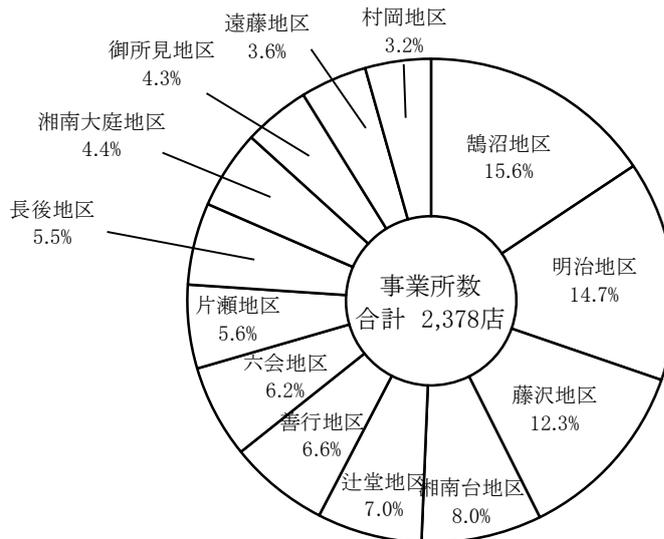


〈令和3年経済センサス〉

6 地区別概況

地区別事業所数は、鶴沼地区が371店(全体比15.6%)、ついで明治地区350店(14.7%)で、この2地区だけで全体の30.3%を占めています。鶴沼・明治・藤沢の3地区だけで事業所数は全体比で42.6%、従業員数は同47.2%、年間商品販売額は同38.6%、売場面積は同53.2%を占めています。

図-6 地区別事業所数



〈令和3年経済センサス〉

図-7 地区別従業員数

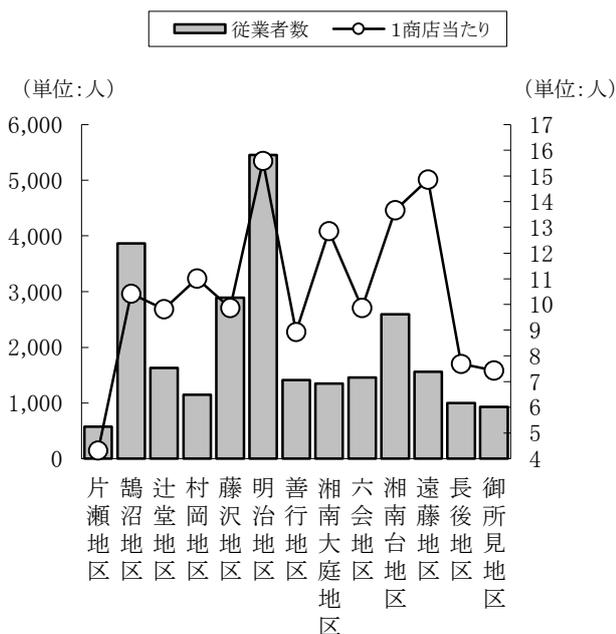
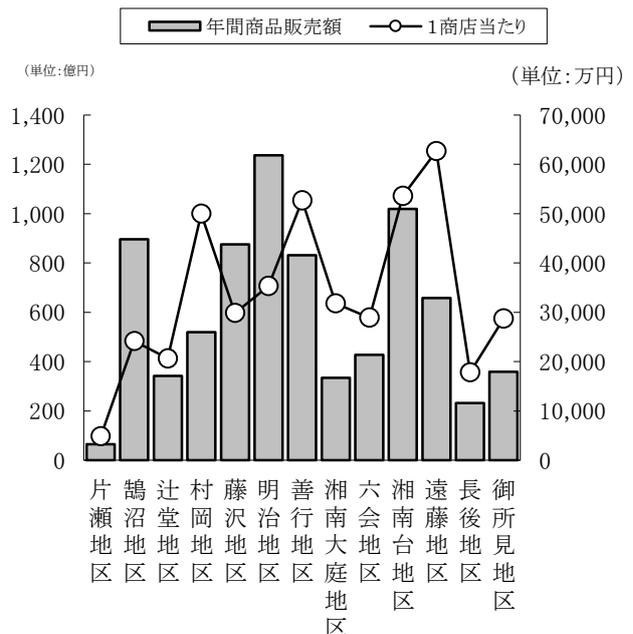


図-8 地区別年間商品販売額



〈令和3年経済センサス〉

表一 7 地区別、事業所数・従業員数・年間商品販売額・売場面積

地区	事業所数			従業員数(人)			年間商品販売額(万円)			売場面積(m ²) (小売業のみ)
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	
総数	2,378	428	1,950	25,866	3,931	21,935	77,950,892	33,911,430	44,039,462	396,591
片瀬地区	133	14	119	575	45	530	644,630	91,845	552,785	4,278
鵜沼地区	371	40	331	3,864	234	3,630	8,955,266	1,928,092	7,027,174	60,169
辻堂地区	166	19	147	1,630	136	1,494	3,423,907	300,517	3,123,390	14,443
村岡地区	104	31	73	1,145	299	846	5,196,566	3,238,377	1,958,189	16,960
藤沢地区	293	66	227	2,890	660	2,230	8,755,119	4,551,422	4,203,697	45,377
明治地区	350	22	328	5,455	530	4,925	12,363,849	2,870,531	9,493,318	105,547
善行地区	158	46	112	1,411	382	1,029	8,319,560	6,564,650	1,754,910	13,173
湘南大庭地区	105	17	88	1,350	47	1,303	3,338,893	215,147	3,123,746	33,467
六会地区	148	38	110	1,460	272	1,188	4,276,412	1,508,891	2,767,521	17,487
湘南台地区	190	42	148	2,597	576	2,021	10,186,111	5,963,150	4,222,961	29,215
遠藤地区	105	38	67	1,560	406	1,154	6,581,902	3,818,081	2,763,821	24,114
長後地区	130	24	106	1,000	159	841	2,319,049	1,038,671	1,280,378	8,471
御所見地区	125	31	94	929	185	744	3,589,628	1,822,056	1,767,572	23,890

<令和3年経済センサス>

表-8 地区別、小売業の概況

地区	行政人口 (人) (R3.6.1)	事業所数		売場面積 (㎡)		年間商品販売額 (万円)		商業人口 (人)	吸引力 行政人口 (%)	1店あたり		売場面積 1㎡あたり	
		実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)			商業人口 (人)	売場面積 (㎡)	年間販売額 (万円)	商業人口 (人)
県	9,243,355	37,331	-	6,994,659	-	855,254,500	-	-	-	187.4	22,910	-	122.3
市	439,801	1,950	100.0	396,591	100.0	44,039,462	100.0	475,966	108.2	203.4	22,584	1.20	111.0
片瀬地区	19,901	119	6.1	4,278	1.1	552,785	1.3	5,520	27.7	35.9	4,645	1.29	129.2
鵜沼地区	58,780	331	17.0	60,169	15.2	7,027,174	16.0	70,177	119.4	181.8	21,230	1.17	116.8
辻堂地区	44,230	147	7.5	14,443	3.6	3,123,390	7.1	31,192	70.5	98.3	21,248	2.16	216.3
村岡地区	31,801	73	3.7	16,960	4.3	1,958,189	4.5	19,555	61.5	232.3	26,825	1.15	115.5
藤沢地区	47,097	227	11.6	45,377	11.4	4,203,697	9.6	41,980	89.1	199.9	18,519	0.93	92.6
明治地区	31,398	328	16.8	105,547	26.6	9,493,318	21.6	94,805	301.9	321.8	28,943	0.90	89.9
善行地区	41,637	112	5.7	13,173	3.3	1,754,910	4.0	17,525	42.1	117.6	15,669	1.33	133.2
湘南大庭地区	31,649	88	4.5	33,467	8.4	3,123,746	7.1	31,195	98.6	380.3	35,497	0.93	93.3
六会地区	36,934	110	5.6	17,487	4.4	2,767,521	6.3	27,638	74.8	159.0	25,159	1.58	158.3
湘南台地区	33,315	148	7.6	29,215	7.4	4,222,961	9.6	42,173	126.6	197.4	28,534	1.44	144.5
遠藤地区	11,919	67	3.4	24,114	6.1	2,763,821	6.3	27,601	231.6	359.9	41,251	1.14	114.6
長後地区	33,376	106	5.4	8,471	2.1	1,280,378	2.9	12,787	38.3	79.9	12,079	1.51	151.1
御所見地区	17,764	94	4.8	23,890	6.0	1,767,572	4.0	17,652	99.4	254.1	18,804	0.74	74.0

地区の年間販売額
市の年間販売額

* 地区の商業人口 = 市の行政人口 ×

〈令和3年経済センサス〉

7 県内他市との比較(小売業のみ)

その地域が行政人口に比較して、消費購買力をどの程度吸引しているかを示す吸引力は、本市においては108.2%となっています。これは、県内では海老名市、小田原市、厚木市、横浜市に次ぐ高さであり、比較的買い物の利便性が高いことを示しています。

表一9 県内主要都市の吸引力(小売業)

区分 市	行政人口 (R3.6.1)	小売業 (令和3年経済センサス)				商業人口 (人)	吸引力 商業人口 行政人口(%)
		事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	売場面積 (㎡)	年間販売額 (百万円)		
県	9,243,355	37,331	415,292	6,994,659	8,552,545	-	-
藤 沢	439,801	1,950	21,935	396,591	440,395	475,967	108.2%
横 浜	3,779,063	14,340	168,665	2,756,841	3,846,147	4,156,810	110.0%
川 崎	1,541,504	4,962	61,227	881,159	1,157,170	1,250,637	81.1%
相 模 原	725,976	2,671	31,817	602,589	600,888	649,423	89.5%
横 須 賀	387,041	1,851	17,592	307,927	356,147	384,914	99.5%
平 塚	258,135	1,341	13,385	232,038	251,305	271,604	105.2%
鎌 倉	172,681	1,270	9,949	119,437	160,725	173,707	100.6%
小 田 原	188,324	1,224	10,670	211,842	203,939	220,412	117.0%
茅 ヶ 崎	242,682	910	9,048	143,835	151,710	163,964	67.6%
厚 木	223,922	1,079	11,769	227,093	236,989	256,131	114.4%
大 和	240,711	884	11,272	231,592	215,685	233,106	96.8%
海 老 名	137,248	657	8,467	168,096	203,595	220,040	160.3%

<令和3年経済センサス>

8 藤沢市の商業人口と吸引力

$$\text{商業人口} = \text{県の行政人口} \times \frac{\text{市小売販売額 (万円)}}{\text{県小売販売額 (万円)}} \quad \text{商業の吸引力} = \frac{\text{藤沢市の商業人口}}{\text{藤沢市の行政人口}}$$

				<商業人口>		<吸引力>	
S 5 4 年	6,730,324	×	$\frac{19,871,300}{409,347,700}$	=	326,716 人	$\frac{326,716}{286,663}$	= 1.140
S 5 7 年	7,021,194	×	$\frac{26,971,800}{521,241,627}$	=	363,314 人	$\frac{363,314}{306,982}$	= 1.184
S 6 0 年	7,327,679	×	$\frac{30,448,567}{581,300,963}$	=	383,824 人	$\frac{383,824}{322,412}$	= 1.190
S 6 3 年	7,749,498	×	$\frac{37,678,835}{706,945,939}$	=	413,033 人	$\frac{413,033}{340,344}$	= 1.214
H 3 年	8,056,579	×	$\frac{46,076,413}{868,226,101}$	=	427,559 人	$\frac{427,559}{354,054}$	= 1.208
H 6 年	8,220,367	×	$\frac{46,690,287}{881,719,349}$	=	435,299 人	$\frac{435,299}{364,447}$	= 1.194
H 9 年	8,318,976	×	$\frac{45,456,650}{887,838,857}$	=	425,925 人	$\frac{425,925}{371,869}$	= 1.145
H 1 4 年	8,614,190	×	$\frac{43,089,602}{846,426,498}$	=	438,528 人	$\frac{438,528}{386,062}$	= 1.136
H 1 6 年	8,732,827	×	$\frac{45,236,459}{843,508,580}$	=	468,332 人	$\frac{468,332}{392,479}$	= 1.193
H 1 9 年	8,887,150	×	$\frac{41,784,113}{854,810,540}$	=	434,414 人	$\frac{434,414}{401,235}$	= 1.083
H 2 6 年	9,097,245	×	$\frac{41,004,989}{760,886,900}$	=	490,260 人	$\frac{490,260}{419,260}$	= 1.169
H 2 8 年	9,144,992	×	$\frac{47,257,352}{888,370,400}$	=	486,473 人	$\frac{486,473}{425,953}$	= 1.142
R 3 年	9,243,355	×	$\frac{44,039,462}{855,254,500}$	=	475,966 人	$\frac{475,967}{439,801}$	= 1.082

9 大規模小売店舗立地法上の店舗一覧

整理番号	大規模小売店舗の名称	所在地	店舗面積 m ²	設置者名
1	イトーヨーカドー湘南台店	石川6-2の1	18,595	森トラス総合リート投資法人
2	ケーヨーデイツーみろく寺店	弥勒寺2-564の1	2,174	(有)湘南ビルド
3	オーケージャンボ・フジサワビルヂング	南藤沢19の1ほか	9,035	オーケー(株)
4	湘南モールフィル・ミスターマックス湘南藤沢ショッピングセンター	辻堂新町4-4300の1ほか	46,258	三菱HCキャピタルプロパティ(株)ほか1者
5	西友藤沢石川店	石川2-14の16ほか	1,518	(有)千和
6	文具スーパー事務キチ藤沢店	辻堂新町2-2548の1ほか	1,371	高橋 毅
7	三井ライフスタイルパークトレアージュ白旗	藤沢2-2015ほか	4,112	三井不動産(株)
8	Olympic藤沢店	渡内1-380の17	5,150	宗教法人天嶽院
9	湘南台ビル	湘南台1-3の3ほか	6,782	(有)カクダイ商事 ほか2者
10	湘南ライフタウンショッピングセンター	大庭5061の2	9,372	協同組合湘南ライフタウンショッピングセンターほか1者
11	CDビル・ダイヤモンドビル・フジサワ名店ビル	南藤沢2086-9の6ほか	11,662	山田秀幸 ほか16者
12	株式会社イトーヨーカ堂藤沢店	鵜沼石上1-18の9ほか	13,589	神中興業(株)
13	藤沢駅北口再開発ビル	藤沢字東横須賀555	20,567	(株)さいか屋 ほか34者
14	善行ショッピングセンター	善行坂1-4640の1ほか	3,776	(有)風月 ほか2者
15	ファッションセンターしまむら湘南台店	石川6-18の55ほか	1,293	(株)しまむら
16	湘南台ショッピングセンター	湘南台1-10の1	3,082	湘南商業開発(株)
17	湘南とうきゅうビル	遠藤字滝ノ沢698の10ほか	17,250	(株)東急ストア ほか10者
18	晴和アミューズプラザ	鵜沼海岸5-4290の1ほか	1,035	(有)晴和クリエイト
19	ユーコープ 湘南台店	円行2-10の1ほか	1,056	(有)ナグラ
20	株式会社ルミネ 藤沢店	藤沢438の1	3,952	(株)ルミネ
21	平川ビル	亀井野1-9の11ほか	1,873	平川興産(有)
22	増田ビルディング遊行通り共同ビルディング	藤沢559	12,994	(財)藤沢市開発経営公社 ほか9者
23	藤沢プラザ	鵜沼東1の3	4,474	ファースト信託(株)
24	ケーヨーデイツー湘南台店	円行字上河内1893の1ほか	2,255	(株)藤貢

令和5年3月31日現在

小売業者数	主な小売業者名	業態	開店日	備考
25	(株)イトーヨーカ堂	総合	H14. 11. 21	
1	(株)ケーヨー	住・生活関連品	H14. 4. 3	
6	オーケー(株)	食料品	S46. 6. 25	
72	ロイヤルホームセンター(株)	住・生活関連品	H15. 3. 18	
1	(株)西友	食料品	H12. 8. 4	
1	(株)つちや	住・生活関連品	H9. 2. 21	
9	イオンマーケット(株)	食料品	H15. 4. 17	
2	(株)オリンピック	総合	H11. 11. 11	
4	(株)ダイエー	総合	S54. 1. 12	
21	イオンリテール(株)	総合	S59. 6. 6	
42	(株)いちき通商	食料品	S46. 11. 19	
11	(株)イトーヨーカ堂	総合	S49. 6. 27	
9	(株)さいか屋	総合	S53. 11. 20	
2	富士シティオ(株)	食料品	H4. 11. 27	
1	(株)しまむら	衣料品	H16. 9. 27	
5	相鉄ローゼン(株)	食料品	S46. 11. 19	
2	(株)東急ストア コーナン商事(株)	総合 住・生活関連品	H8. 3. 28	
1	富士シティオ(株)	食料品	H7. 11. 30	
1	生活協同組合ユーコープ	食料品	H9. 4. 24	
21	(有)まるやま	住・生活関連品	H17. 11. 9	
4	(株)トップ	食料品	S55. 11. 29	
3	(株)ビックカメラ	住・生活関連品	S40. 4. 28	
0	未定	未定	S57. 4. 14	
2	(株)ケーヨー	住・生活関連品	H2. 12. 6	

整理番号	大規模小売店舗の名称	所在地	店舗面積 m ²	設置者名
25	ケーズデンキ湘南藤沢店	葛原字滝谷戸1695の3ほか	7,706	(株)ケーズホールディングス
26	アルペン藤沢菖蒲沢店	菖蒲沢北部第2-3地区F24-①、②	2,175	(株)仲ノ桜
27	Luz湘南辻堂	辻堂神台1-1ほか	4,437	三井住友信託銀行(株)
28	スーパーセンタートライアル藤沢羽鳥店	羽鳥5-693の17ほか	2,816	相模商事(株)
29	Terrace Mall(テラスモール)湘南	辻堂神台1-2の2ほか	49,287	三井住友信託銀行(株)
30	ダイエー藤沢店	藤沢520の2ほか	4,438	(株)ミルススペース
31	ヨークフーズ辻堂太平台店	辻堂太平台2-1ほか	1,453	(株)ヨーク
32	ユーコープ 湘南辻堂駅前店	辻堂神台1-7の2	2,284	生活協同組合ユーコープ
33	(仮称)ロピア藤沢石川店	石川5-9の26ほか	2,997	(株)ロピア
34	ファッションセンターしまむら辻堂新町店	辻堂新町4-4294の7	1,217	(株)しまむら
35	湘南T-SITE	辻堂元町6-1038の1ほか	2,781	OCEAN-ASSET特定目的会社
36	ヤオコー藤沢柄沢店	柄沢特定土地区画整理事業地内18街区	1,730	(株)ヤオコー
37	藤沢市石川伊澤ビル	石川2-4の6ほか	1,871	(有)伊澤管理サービス
38	サミットストア藤沢駅北口店	藤沢字東横須賀610の1ほか	2,422	京阪神ビルディング(株)
39	(仮称)なぎさモール辻堂SC計画	辻堂西海岸2-11	2,476	中道リース(株)
40	パシオス藤沢	藤沢字大道東399	3,446	(株)田原屋
41	(仮称)ヤオコー藤沢片瀬店	片瀬字大源太310の2ほか	1,828	(株)ヤオコー
42	ノジマ湘南台店	円行1,327ほか	1,419	(株)ノジマ
43	オーケー辻堂羽鳥店	羽鳥1-1003の4ほか	1,674	(株)ヤマシチ
44	ヨークフーズ藤沢六会店	亀井野1-3の3ほか	2,540	飯島 武彦ほか1者
45	ロイヤルプロ藤沢並木台	並木台2-10の10ほか	1,734	ロイヤルホームセンター(株)
46	ケーズデンキ辻堂店	辻堂神台2-742ほか	3,606	(株)ケーズホールディングス
	計		309,562	

<神奈川県商業流通課 大規模小売店舗一覧>

※ここに記載した大規模小売店舗とは、小売業を行うための店舗の用に供される店舗面積が1,000㎡を越えるものをいう。

※「設置者」及び「主な小売業者」の変更は大規模小売店舗立地法で届出が義務付けられていないため、変更されている店舗がある場合がある。

小売業者数	主な小売業者名	業態	開店日	備考
1	(株)ケーズホールディングス	住・生活関連品	H20. 7. 17	
1	(株)アルペン	住・生活関連品	H22. 7. 16	
11	(株)大地	食料品	H22. 12. 3	
1	(株)トライアルカンパニー	総合	H23. 2. 25	
179	サミット(株)	食料品	H23. 11. 8	
1	(株)ダイエー	総合	H23. 10. 8	
1	(株)ヨーク	食料品	H24. 10. 24	
2	生活協同組合ユーコープ	総合	H25. 3. 3	
4	(株)ロピア	食料品	H25. 11. 16	
1	(株)しまむら	衣料品	H25. 8. 27	
14	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)	住・生活関連品	H26. 12. 12	
1	(株)ヤオコー	食料品	H26. 1. 28	
2	(株)アイスコ	食料品	H12. 7. 7	
4	サミット(株)	食料品	H27. 5. 13	
3	(株)マルエツ	食料品	H28. 2. 24	
1	(株)田原屋	衣料品	S49. 10. 19	
1	(株)ヤオコー	食料品	H29. 1. 24	
1	(株)ノジマ	住・生活関連品	R1. 8. 31	
1	オーケー(株)	食料品	R2. 6. 17	
1	(株)ヨーク	食料品	R2. 7. 29	
1	ロイヤルホームセンター(株)	住・生活関連品	R2. 11. 5	
1	(株)ケーズホールディングス	住・生活関連品	R2. 10. 30	
479				

10 大規模小売店舗の状況

藤 沢 市	店 舗 数 (店)	店舗面積(m ²)	備 考
全小売業 ※経済センサス	1,876	376,212	H24.2.1
	2,002	402,173	H26.7.1
	2,057	408,986	H28.6.1
	1,950	396,591	R3.6.1
大規模小売店舗 (1,000m ² 超)	64	379,667	R5.3.31

※大規模小売店舗の数値については、大規模小売店舗立地法上の店舗と既存店の合計となっている。

※大規模小売店舗（横浜市、川崎市、相模原市を除く）の数値については、閉店（未届）も含む。

神奈川県	店 舗 数 (店)	店舗面積(m ²)	備 考
全小売業 (横浜市、川崎市、相模原市を含む)	36,926	6,658,959	H24.2.1
	37,703	6,676,309	H26.7.1
	50,962	7,109,536	H28.6.1
	37,331	6,994,659	R3.6.1
大規模小売店舗 (1,000m ² 超) (横浜市、川崎市、相模原市を除く)	477	2,476,886	R5.3.31

11 藤沢市内の商店会一覧

商店会数 39 加入店舗数 1,866店舗

令和6年6月現在

【北部地区】

No.	商店会名	店舗数	No.	商店会名	店舗数
①	長後商店街協同組合	28	⑤	湘南地域振興会	10
②	湘南台商店連合会	204	⑥	用田商栄会	35
③	湘南台東口商店街協同組合	99	⑦	善行駅前新栄会	63
④	六会商店会	40	⑧	湘南ド真ん中商店会	6

【藤沢地区 北口】

No.	商店会名	店舗数	No.	商店会名	店舗数
①	本町白旗商店街振興組合	56	⑥	サンパール藤沢商店会	28
②	南仲通り商店会	27	⑦	弥勒寺商店会	16
③	遊行通り4丁目商店街振興組合	25	⑧	柄沢橋商店会	13
④	協同組合藤沢銀座土曜会	61	⑨	遊行通5丁目商店会	13
⑤	協同組合柳通り睦会	39	⑩	ふじさわ宿商店会	25

【藤沢地区 南口】

No.	商店会名	店舗数	No.	商店会名	店舗数
①	391ビル商店会	63	④	藤沢南口らんぶる商店会	21
②	南銀座一番街	11	⑤	南口ファミリー通り商店街振興組合	38
③	南口本通り商店会	26			

【辻堂・大庭地区】

No.	商店会名	店舗数	No.	商店会名	店舗数
①	協同組合湘南ライフタウンS・C	16	⑥	湘南銀座商店街振興組合	59
②	TerraceMall湘南テナント会	276	⑦	辻堂元町商店会	12
③	湘南シークロス商店会	25	⑧	辻堂海岸通り商栄会	10
④	辻堂新町商店会	54	⑨	辻堂海岸商店会	21
⑤	湘南辻堂商店会	75	⑩	プチモールひがし海岸商店会	12

【片瀬・鵜沼地区】

No.	商店会名	店舗数	No.	商店会名	店舗数
①	本鵜沼興商会	41	④	片瀬竜の口商店街振興組合	33
②	鵜沼海岸商店街振興組合	185	⑤	江の島観光会	38
③	片瀬中央商交会	24	⑥	片瀬すばな通り商店会	38

各商店会の店舗情報は、こちらの二次元コードからご覧ください→
(藤沢市商店会連合会ホームページ)



図一 9 商店会地図

【 藤沢駅北口 】



【 藤沢駅南口 】



【 辻堂北・大庭 】



【 辻堂駅周辺 】



【 片瀬・鵜沼 】



【 江の島 】



【 藤沢本町 】



【 善行 】



【 六 会 】



【 湘南台 】



【 長 後 】



【 御所見 】



V 藤沢市の工業

1 工業の変遷

本市の工業は、昭和 20 年代までは、J R 東海道線沿線に進出していた日本精工(株)、関東特殊製鋼(株) (平成 16 年度に工場市外転出)、東京螺子製作所(現ミネベアミツミ(株))などが主なもので、特に地場産業がなかったため、工業の生産力は低く、この傾向は昭和 30 年代初めまで続いていました。

日本経済が高度成長期に入ると、昭和 32 年の山武ハネウエル計器(株)(現アズビル(株))の用地取得(操業開始は昭和 36 年)以降、本市が本格的に工業振興に取り組むようになり、工場誘致を積極的に行った結果、昭和 30 年代の終わりまでに、日本電気硝子(株)(平成 27 年度に工場閉鎖)、日本オイルシール工業(株)(現(株)NOK)、(株)神戸製鋼所、いすゞ自動車(株)、プレス工業(株)、武田薬品工業(株)、日本電池(株)(平成 13 年度に工場市外転出)、松下電器産業(株)(平成 19 年度～平成 20 年度に工場市外転出)、(株)荏原製作所、東京ラヂエーター製造(株)などの大規模製造工場とその協力工場が数多く進出し、操業を開始しました。

昭和 40 年代初めには、北部地区に大規模な工業団地(桐原工業団地)を造成し、公害のない優秀な企業を誘致し、日本IBM(株)(現在は事業譲渡等によりウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社が立地)などの工場や研究所が操業を開始しました。

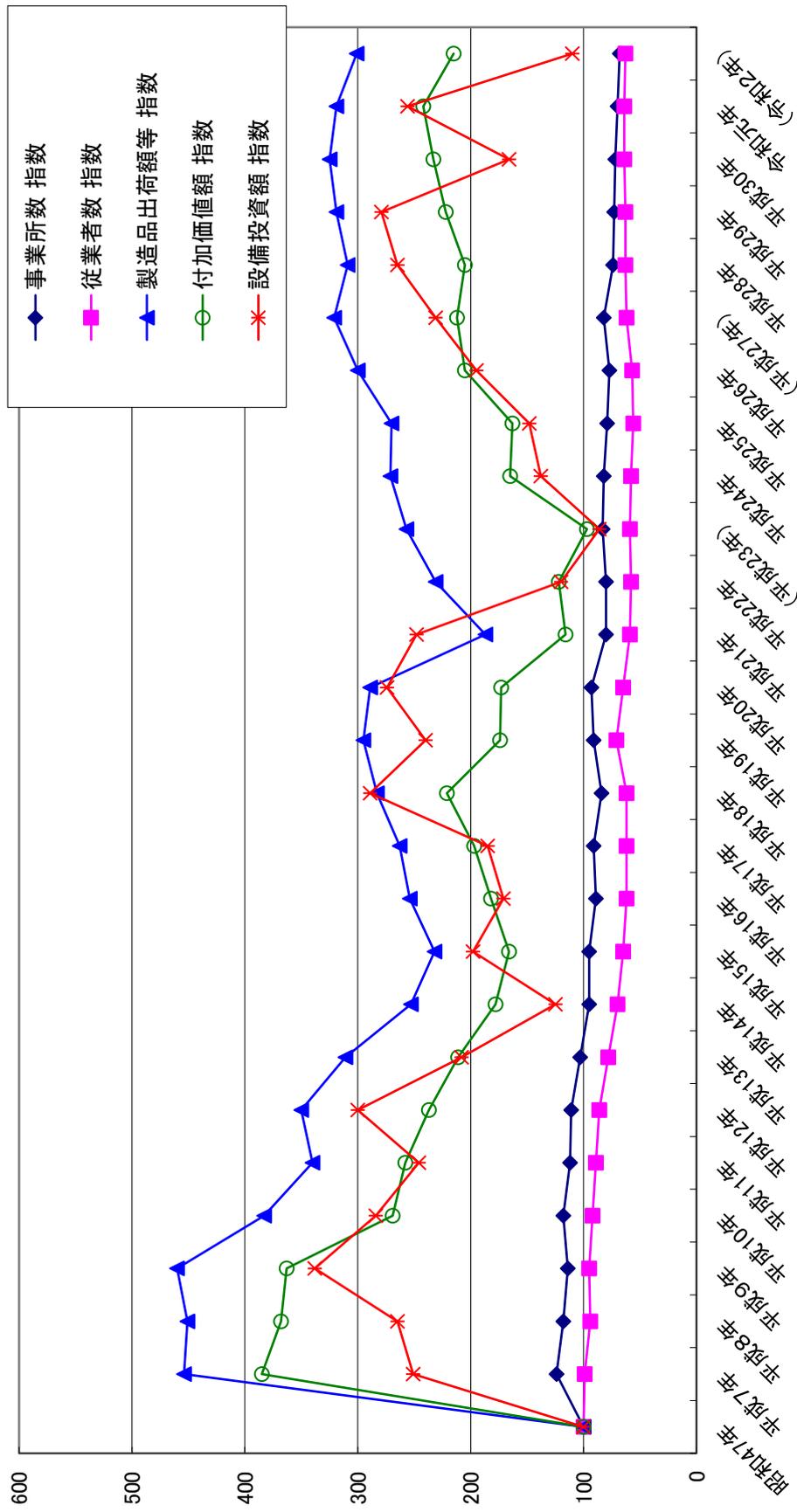
昭和 30 年代の半ば過ぎから本格化した企業立地により、大規模・近代的設備工場を主力とする本市の工業基盤が確立し、昭和 45 年には、製造品出荷額等で、横浜市、川崎市、横須賀市、座間市に次いで、3,420 億円(県全体の 4.8%)となりました。その後は平成 4 年にピークを迎えるまで、製造品出荷額等は右肩上がりに成長し、平成元年から平成 9 年の間、製造品出荷額等は 2 兆円台で推移し、この時期、神奈川県下では横浜市、川崎市に次ぐ第 3 位、全国でも常時 14 位前後に位置する国内有数の工業都市に成長しました。

しかし、バブル崩壊後の長期景気低迷の影響から本市工業の製造品出荷額等も下降傾向に転じ、平成 15 年には 1 兆 716 億円まで下がりました。

本市は、大規模製造工場の市外転出をきっかけに、平成 16 年 10 月に、「藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」を施行し、湘南 C-X(シークロス)の産業関連機能ゾーンへの企業誘致を進め、併せて、既存企業の市内再投資の促進を図ってきました。その結果、数多くの新研究所が建設され、R&D(研究開発)機能の集積が進むとともに、既存企業による新工場の建設が続き、平成 20 年には製造品出荷額等が 1 兆 3,351 億円まで回復しました。その後、同年秋のリーマンショック以降の不況の影響により平成 21 年は一時的に 8,652 億円まで急減しましたが、その後は回復し、近年は横ばいで推移しており、令和 2 年は 1 兆 3,933 億円で、神奈川県下では横浜市、川崎市に次ぐ第 3 位となっています。

本市の工業の特色としては、産業別では「輸送用機器」が 70.3%、次いで「はん用機器」が 11.0%で、これら上位 2 業種で全体の 8 割以上を占めており、大規模・近代的設備工場を主力として「素材生産型工場」よりも「加工組立型工場」が主流となっていることなどが挙げられます。

図一10 藤沢市の工業の推移(昭和47年=100)



※経済産業省の「工業統計調査」を基に数値を作成。平成23年、平成27年及び令和2年の数値は「経済センサス-活動調査」結果によるもので、工業統計調査の数値の定義とは、厳密には異なる場合がある。

表-10 藤沢市の工業の推移

年	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		付加価値額		設備投資額	
	実数(社)	指数	実数(人)	指数	実数(百万円)	指数	実数(百万円)	指数	実数(百万円)	指数
昭和47年	398	100	37,022	100	461,854	100	200,877	100	18,668	100
平成7年	494	124	36,970	99	2,098,715	454	774,984	385	47,030	251
平成8年	472	118	34,813	94	2,086,493	451	740,895	368	49,648	265
平成9年	455	114	35,395	95	2,127,290	460	730,895	363	63,187	338
平成10年	471	118	34,389	92	1,769,510	383	541,224	269	53,179	284
平成11年	447	112	32,999	89	1,573,841	340	518,511	258	45,993	246
平成12年	445	111	31,959	86	1,618,683	350	477,325	237	56,019	300
平成13年	411	103	29,226	78	1,437,702	311	425,464	211	38,863	208
平成14年	382	95	25,966	70	1,169,807	253	359,043	178	23,495	125
平成15年	381	95	24,078	65	1,071,628	232	335,445	166	37,094	198
平成16年	356	89	23,126	62	1,177,138	254	366,453	182	32,107	171
平成17年	363	91	23,154	62	1,216,523	263	397,134	197	34,625	185
平成18年	335	84	23,145	62	1,310,855	283	445,696	221	54,099	289
平成19年	363	91	26,475	71	1,362,624	295	350,974	174	44,821	240
平成20年	372	93	24,239	65	1,335,194	289	348,726	173	51,193	274
平成21年	321	80	21,870	59	865,249	187	233,621	116	46,344	248
平成22年	319	80	21,696	58	1,070,905	231	245,377	122	22,462	120
(平成23年)	334	83	22,061	59	1,187,145	257	194,938	97	16,081	86
平成24年	328	82	21,769	58	1,251,634	271	333,219	165	25,885	138
平成25年	318	79	20,866	56	1,248,463	270	328,161	163	27,768	148
平成26年	308	77	21,215	57	1,387,597	300	412,138	205	36,531	195
(平成27年)	327	82	23,121	62	1,484,479	321	427,460	212	43,307	231
平成28年	297	82	23,595	62	1,427,612	321	413,098	212	49,649	231
平成29年	293	73	23,473	63	1,473,763	319	446,478	222	52,098	279
平成30年	288	72	23,745	64	1,505,604	325	469,396	233	31,047	166
令和元年	282	70	24,048	64	1,476,506	319	487,130	242	47,793	256
(令和2年)	271	68	23,569	63	1,393,310	301	432,965	215	20,628	110

※従業者4人以上の事業所を対象とした数値。ただし、設備投資額については、30人以上の事業所。

※指数は昭和47年を100とする。

資料：工業統計調査

2 就業状況

製造業の就業人口は、昭和30年から45年までは著しい増加傾向が続いていましたが、近年では実数は横ばいで推移しているものの、他産業を含めた就業人口全体での比率は低下傾向にあります。

このことは、(図-11) 産業別就業者の割合の推移からも明らかです。

また、就業者の年齢別内訳は、昭和40年に20代、30代の割合が60%近くありましたが、平成27年は33.9%まで減少しており、高年齢層の増加とともに高齢化が進行しています。今後もこの高齢化は日本の人口構成の変化とともに進行していくものと思われます。

表-11 製造業就業人口の推移

(単位：人)

	製造業人口	就業者人口	構成比
昭和30年	8,582	40,452	21.22%
35	14,949	51,310	29.13%
40	28,005	79,467	35.24%
45	39,581	105,401	37.55%
50	38,581	115,915	33.28%
55	40,672	130,841	31.09%
60	45,978	151,356	30.38%
平成2年	48,197	171,429	28.11%
7	44,231	185,924	23.79%
12	40,015	185,530	21.57%
17	32,893	187,981	17.50%
22	30,179	187,851	16.07%
27	31,315	194,029	16.14%
令和2年	29,513	198,078	14.90%

資料：国勢調査

表-12 就業者年齢別人口推移

	20代	30代	40代	50代	60～64	65以上	その他
昭和40年	25,733	20,540	11,716	8,597	2,688	2,298	7,895
45	33,006	29,001	18,618	10,659	3,502	3,599	7,016
50	32,539	32,410	25,321	12,958	4,207	4,508	3,972
55	28,566	39,290	31,325	18,087	4,229	5,310	4,034
60	32,090	39,593	39,204	24,488	5,338	5,893	4,750
平成2年	40,911	33,903	46,166	30,849	7,366	7,214	5,020
7	46,542	36,399	43,240	36,951	9,388	9,526	3,878
12	41,884	42,401	35,953	41,468	10,072	10,336	3,416
17	33,901	47,121	39,100	39,127	12,974	12,593	3,165
22	29,585	44,346	45,051	33,305	16,111	16,426	3,027
27	26,918	38,838	52,664	38,001	13,726	20,620	3,262
令和2年	27,439	33,754	50,033	45,808	14,328	23,417	3,299

資料：国勢調査

図-11 産業別就業者の割合の推移

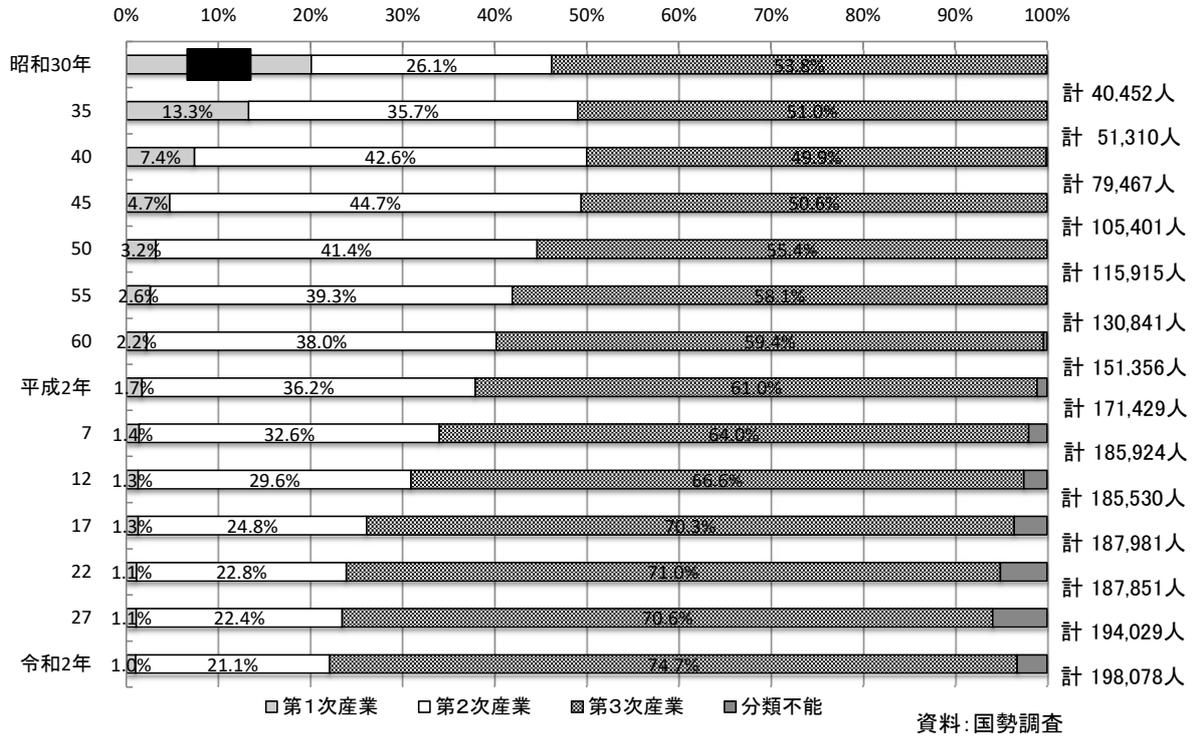
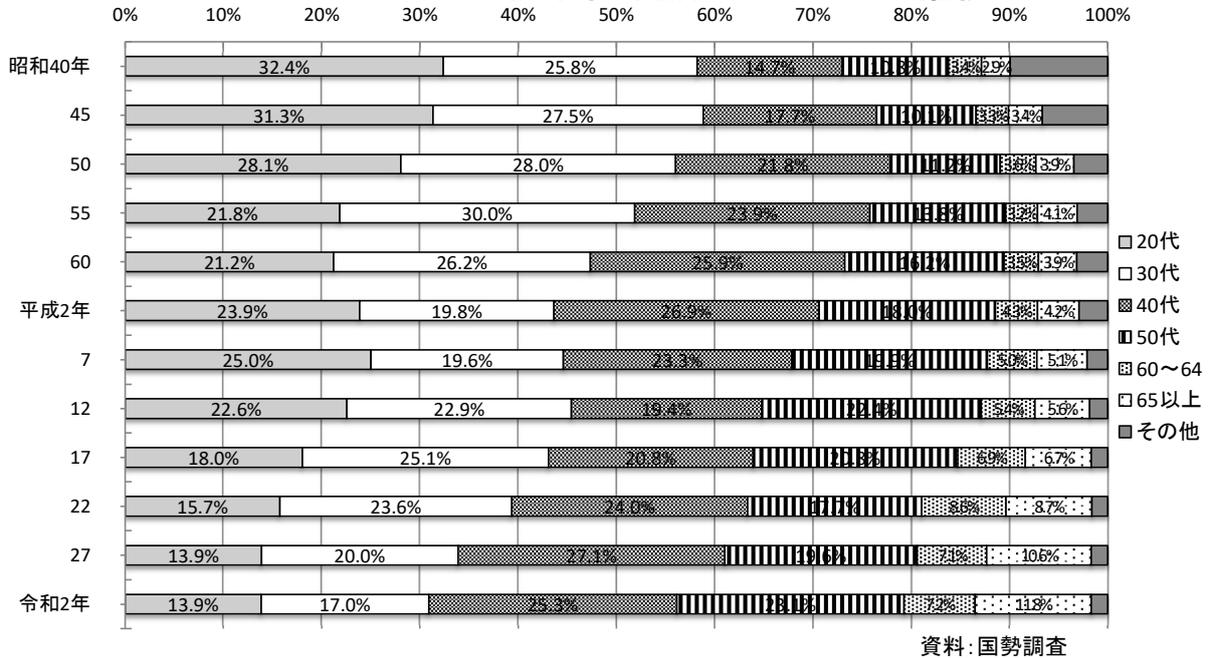


図-12 就業者年齢別人口割合の推移



3 産業別状況

表－13 産業別製造品出荷額等の推移（従業者数4人以上の事業所）

令和3年経済センサス

産業別	事業所（社）		従業者（人）		出荷額（百万円）		付加価値額（百万円）	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総数	271	100%	23,569	100%	1,393,310	100%	432,965	100%
食料	20	7.4%	952	4.0%	46,027	3.3%	14,846	3.4%
飲料	2	0.7%	183	0.8%	x	x	x	x
繊維	2	0.7%	43	0.2%	x	x	x	x
木材	3	1.1%	45	0.2%	763	0.1%	233	0.1%
家具	2	0.7%	11	0.0%	x	x	x	x
紙製品	1	0.4%	4	0.0%	x	x	x	x
印刷	10	3.7%	201	0.9%	3,641	0.3%	1,787	0.4%
化学	7	2.6%	280	1.2%	7,756	0.6%	1,300	0.3%
石油	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック	23	8.5%	461	2.0%	7,165	0.5%	3,436	0.8%
ゴム	2	0.7%	213	0.9%	x	x	x	x
なめし革	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業	8	3.0%	162	0.7%	12,321	0.9%	2,282	0.5%
鉄鋼	8	3.0%	275	1.2%	26,286	1.9%	4,558	1.1%
非鉄	3	1.1%	42	0.2%	735	0.1%	442	0.1%
金属製品	35	12.9%	1,407	6.0%	21,669	1.6%	7,159	1.7%
はん用機器	24	8.9%	4,902	20.8%	152,791	11.0%	49,926	11.5%
生産用機器	42	15.5%	1,091	4.6%	23,802	1.7%	10,826	2.5%
業務用機器	7	2.6%	389	1.7%	25,517	1.8%	6,078	1.4%
電子部品	8	3.0%	278	1.2%	3,123	0.2%	1,743	0.4%
電気機器	19	7.0%	724	3.1%	29,286	2.1%	8,693	2.0%
情報機器	2	0.7%	320	1.4%	x	x	x	x
輸送機	33	12.2%	11,410	48.4%	979,667	70.3%	296,285	68.4%
その他	10	3.7%	176	0.7%	2,468	0.2%	1,244	0.3%

注：表中「x」は秘匿数値（該当数値はあるが、その事業所の秘密を保守するため内容を秘匿した。秘匿した数値は総数に含まれる）

4 地区別状況

表－1 4 地区別事業所数の推移（従業者4人以上の事業所）

令和3年経済センサス
(社)

地区別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	308	327	297	293	288	282	271
片瀬地区	8	6	6	5	5	4	5
鶴沼地区	4	5	3	4	5	3	2
辻堂地区	3	2	2	3	3	2	1
村岡地区	37	34	32	33	32	31	32
藤沢地区	20	19	18	19	18	20	19
明治地区	12	11	11	10	10	10	8
善行地区	28	30	26	24	23	22	23
湘南大庭地区	-	3	-	2	2	2	2
六会地区	39	45	42	44	45	39	37
湘南台地区	29	32	28	27	26	27	29
遠藤地区	51	54	52	50	44	44	40
長後地区	16	17	15	14	14	15	15
御所見地区	61	69	62	58	61	63	58

表－1 5 地区別従業者数の推移（従業者4人以上の事業所）

令和3年経済センサス
(人)

地区別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	21,215	23,121	23,595	23,473	23,745	24,048	23,569
片瀬地区	546	646	687	527	524	510	604
鶴沼地区	54	54	46	61	68	55	58
辻堂地区	19	11	11	19	16	8	12
村岡地区	1,631	1,741	1,644	1,685	1,680	1,622	1,831
藤沢地区	1,802	1,461	1,689	1,773	1,904	1,827	1,348
明治地区	351	567	457	465	446	449	337
善行地区	2,097	2,438	2,453	2,486	2,592	2,608	2,515
湘南大庭地区	-	19	-	8	8	8	9
六会地区	807	1,022	939	1,178	1,187	1,064	1,295
湘南台地区	8,564	9,960	10,183	9,965	10,128	10,795	10,559
遠藤地区	2,971	2,869	3,220	2,953	3,227	3,057	2,808
長後地区	473	384	478	518	493	502	515
御所見地区	1,900	1,949	1,788	1,835	1,472	1,543	1,678

表－1 6 地区別製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事業所）

令和3年経済センサス
(百万円)

地区別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	1,387,597	1,484,479	1,427,612	1,473,763	1,505,604	1,476,506	1,393,310
片瀬地区	18,548	31,287	26,418	24,666	26,690	24,435	26,670
鶴沼地区	698	1,030	X	892	1,008	1,106	X
辻堂地区	98	X	X	X	X	X	X
村岡地区	67,436	68,250	61,378	65,148	66,635	60,918	48,926
藤沢地区	54,497	41,282	44,654	44,561	47,453	47,623	32,853
明治地区	37,057	39,256	39,266	38,925	40,214	40,891	35,687
善行地区	71,445	81,139	78,896	102,644	98,377	88,808	104,313
湘南大庭地区	-	X	-	X	X	X	X
六会地区	31,313	47,310	34,363	47,146	50,986	51,748	56,029
湘南台地区	957,252	1,032,993	993,603	1,005,026	1,010,715	1,006,586	947,559
遠藤地区	103,129	93,683	102,545	93,810	95,635	87,508	71,383
長後地区	11,421	11,684	11,005	13,457	13,368	11,724	11,016
御所見地区	34,702	36,286	34,696	37,315	54,386	55,078	57,056

注：表中「x」は秘匿数値（該当数値はあるが、その事業所の秘密を保守するため内容を秘匿した。秘匿した数値は総数に含まれる）

5 規模別状況

表－17 規模別事業所数の推移（従業者4人以上の事業所）

令和3年経済センサス
(社)

規模別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	308	327	297	293	288	282	271
4～9人	117	144	101	90	89	94	91
10～19人	69	71	73	76	77	67	58
20～29人	43	29	38	38	33	33	30
30～49人	15	20	23	22	22	26	26
50～99人	32	30	33	35	36	27	31
100～199人	21	18	14	17	17	21	21
200～299人	2	6	7	6	7	7	5
300～499人	3	3	2	3	1	1	3
500～999人	2	3	2	3	2	2	3
1,000人以上	4	3	4	3	4	4	3

表－18 規模別従業者数の推移（従業者4人以上の事業所）

令和3年経済センサス
(人)

規模別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	21,215	23,121	23,595	23,473	23,745	24,048	23,569
4～9人	732	853	633	564	558	588	549
10～19人	938	982	967	1,000	1,011	904	783
20～29人	1,058	704	951	967	826	822	724
30～49人	580	754	895	879	853	1,018	983
50～99人	2,160	2,037	2,357	2,477	2,508	1,807	2,172
100～199人	3,027	2,618	1,962	2,250	2,243	2,724	2,879
200～299人	452	1,438	1,717	1,384	1,753	1,710	1,239
300～499人	1,127	1,185	902	1,070	335	324	1,124
500～999人	1,134	2,174	1,252	2,093	1,238	1,143	2,129
1,000人以上	10,007	10,376	11,959	10,789	12,420	13,008	10,987

表－19 規模別製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事業所）

令和3年経済センサス
(百万円)

規模別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	1,387,597	1,484,479	1,427,612	1,473,763	1,505,604	1,476,506	1,393,310
4～9人	9,641	10,454	6,687	6,316	6,278	8,115	7,737
10～19人	13,664	14,460	15,516	16,135	17,040	14,702	13,428
20～29人	37,001	29,842	33,413	38,825	36,274	34,339	29,904
30～49人	9,852	18,220	16,480	17,567	15,654	20,550	16,775
50～99人	97,832	85,170	70,967	81,173	90,648	66,922	77,329
100～199人	125,964	83,486	73,588	108,262	104,056	110,601	140,074
200～299人	X	104,350	104,619	81,822	90,712	87,064	33,567
300～499人	21,151	23,311	X	15,005	X	X	20,064
500～999人	X	76,947	X	74,899	X	X	52,392
1,000人以上	1,023,353	1,038,240	1,059,205	1,033,759	1,100,895	1,094,006	1,002,040

注：製造出荷額等については、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と総数は必ずしも一致しません。

6 神奈川県及び県内各市との比較

表－２０ 県内の工業の概況（従業者４人以上の事業所）

令和３年経済センサス

	事業所数(社)			従業者数(人)			製造品出荷額等(百万円)		
	R1年	R2年	前年比	R1年	R2年	前年比	R1年	R2年	前年比
神奈川県	7,267	7,202	99.1%	356,780	348,312	97.6%	17,746,139	15,835,278	89.2%
藤 沢	282	271	96.1%	24,048	23,569	98.0%	1,476,506	1,393,310	94.4%
横 浜	2,214	2,286	103.3%	87,983	89,055	101.2%	3,926,912	3,516,454	89.5%
川 崎	1,070	1,032	96.4%	47,621	47,466	99.7%	4,082,797	3,399,874	83.3%
相 模 原	871	801	92.0%	37,254	34,813	93.4%	1,327,816	1,250,886	94.2%
横 須 賀	187	203	108.6%	13,124	14,389	109.6%	640,130	510,233	79.7%
平 塚	336	329	97.9%	21,325	19,144	89.8%	1,247,550	1,037,046	83.1%
鎌 倉	66	63	95.5%	6,424	6,705	104.4%	268,324	248,905	92.8%
小 田 原	202	186	92.1%	10,229	9,657	94.4%	614,886	571,367	92.9%
茅 ヶ 崎	105	98	93.3%	6,513	6,103	93.7%	296,844	263,923	88.9%
逗 子	6	7	116.7%	95	106	111.6%	921	893	96.9%
三 浦	33	30	90.9%	496	436	87.9%	21,281	17,329	81.4%
秦 野	197	205	104.1%	12,963	12,885	99.4%	578,514	574,298	99.3%
厚 木	306	335	109.5%	19,710	19,035	96.6%	623,424	618,682	99.2%
大 和	185	186	100.5%	8,768	8,755	99.9%	300,972	283,986	94.4%
伊 勢 原	126	123	97.6%	7,656	6,077	79.4%	278,458	226,839	81.5%
海 老 名	126	126	100.0%	7,220	6,575	91.1%	326,106	271,482	83.2%
座 間	129	129	100.0%	8,566	7,426	86.7%	289,493	209,976	72.5%
南 足 柄	49	49	100.0%	3,966	4,179	105.4%	231,252	209,610	90.6%
綾 瀬	342	316	92.4%	10,762	9,660	89.8%	328,042	333,954	101.8%

7 主要工場・研究開発施設一覧

【片瀬地区】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
1	ミネベアミツミ(株) 藤沢工場	片瀬1-1-1	ファスナー（ボルト・ナット）、キーボード、計測機器	大10	東証一部

【村岡地区】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
1	湘南ヘルスイノベーションパーク	村岡東2-26-1	(製薬・創薬・次世代医療等の研究開発)	平30 (昭38)	
2	日電工業(株) 日本電社・工場	小塚126	電磁弁等自動制御機器	昭38	中小企業
3	藤神戸製鋼所(株) 藤沢工場	宮前100-1	溶接システム (溶接カンパニー)	昭36	東証一部
4	NSKマイクロプレジジョン(株) 藤沢工場	宮前645	ミニチュア・ボールベアリング	昭33	中小企業
5	イトネンケミカルズ(株) 研究開発センター	宮前660	燃料添加剤、カーケア用品	平29 (昭42)	中小企業
6	日本東化学産業(株) 日本社・工場	宮前678	工業薬品、剥離剤	昭41	中小企業
7	池上通信機(株) システムセンター	小塚400	放送用カメラシステム、 映像伝送装置	昭36	東証一部
8	藤佐賀鉄工所(株) 藤沢工場	弥勒寺130 (本部：弥勒寺205-2) (開発部：川名1-15-1)	自動車用ボルト	昭36	
9	日鉄ステンレス鋼管(株) 湘南工場	川名1-14-1	ステンレス鋼管	昭36	
10	アズビル(株) 藤沢テクノセンター	川名1-12-2	制御機器、計測機器等の研究開発	昭36	東証一部
11	須藤製作所(株) 本社・藤沢工場	川名2-3-25	軸受用シール・レース・リテーナー	昭29	中小企業
12	近藤乳業(株) 本社・湘南工場	川名2-6-10	飲料、乳製品	昭37	中小企業

【藤沢地区】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
1	高井精工器(株) 本社・藤沢工場	鵜沼神明1-3-1	ベアリング保持器（リテーナー）、樹脂ベアリング	昭16	中小企業
2	日本精工(株) 藤沢工場・藤沢技術開発センター	鵜沼神明1-5-50	ベアリング	昭12	東証一部
3	ヤクルト本社(株) 湘南化粧品工場	鵜沼神明2-5-10	化粧品	平20 (昭33)	東証一部
4	アテーネ(株) 第一工場	鵜沼神明3-2-1 (第二工場：高谷129-1)	超微細メタルマスク、 塗装治具	昭37	中小企業

【明治地区】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
1	メ 藤 ル シ ヤ ン (株) 沢 工 場	城南4-9-1	ワイン、加工用酒類	大12	東証一部
2	N 湘 南 R & D セ ン タ ー (株)	辻堂新町4-3-1	オイルシール、フレキシブル基盤等の研究開発、HDD事業	平17 (昭35)	東証一部
3	ソ ニ ー グ ル ー プ (株) 湘 南 テ ク ノ ロ ジ ー セ ン タ ー	辻堂新町3-3-1	(コールセンター、設計開発、マーケティング)	平13	東証一部
4	(株) 大 森 製 作 所 本 社 ・ 工 場	羽鳥1-3-15	自動車用部品	昭22	中小企業
5	キ ー パ ー (株) 本 社	辻堂神台2-4-36	オイルシール、ブーツ、ダストカバー	昭18	
6	協 同 油 脂 (株) 本 社 ・ R & D セ ン タ ー	辻堂神台2-2-30 (湘南C-X)	グリース、金属加工油剤の研究開発	平19 (昭22)	
7	(株) 大 新 工 業 製 作 所 本 社 ・ 工 場	辻堂神台2-2-29 (湘南C-X)	ねじ転造用金型	平20 (昭31)	中小企業
8	大 栄 (株) 合 成 樹 脂 本 部 / 湘 南 事 業 所	辻堂神台2-2-28 (湘南C-X)	プラスチック成形加工部品	平19	中小企業

【善行地区】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
1	関 東 航 空 計 器 (株) 本 社 ・ 工 場	本社：本藤沢2-3-18 工場：本藤沢4-1-2	航空機器	昭27	中小企業
2	(株) 荏 原 製 作 所 藤 沢 事 業 所	本藤沢4-2-1	ポンプ (風水力、環境、精密・電子)	昭40	東証一部
3	中 央 機 工 (株) 本 社 ・ 工 場	本藤沢5-6-38	環境施設関連機器	昭39	中小企業
4	日 本 サ ー モ ケ ミ カ ル (株) 本 社 ・ 藤 沢 工 場	善行坂2-1-16	連続鑄造用添加剤、製鋼用補助剤、金属マグネシウム関連製品	昭41	中小企業
5	荏 原 冷 熱 シ ス テ ム (株) 藤 沢 工 場	本藤沢4-2-1	冷凍機、 冷却塔 (クーリングタワー)	藤沢北工場 平16	

【六会地区】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
1	デ ノ ラ ・ ペ ル メ レ ッ ク (株) 本 社 ・ 藤 沢 事 業 所	遠藤2023-15	金属電極	昭55	中小企業
2	中 沢 乳 業 (株) 湘 南 工 場	遠藤2023-16	業務用生クリーム	平8	中小企業
3	(株) エ イ ア ン ド テ ィ ー 湘 南 サ イ ト ・ 湘 南 工 場	遠藤2023-1 (登記上の本店)	臨床検査機器システム、 臨床検査試薬	平13	

【湘南台地区】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
1	いすゞ自動車(株) 藤沢工場	土棚8	トラック、バス、ディーゼルエンジン	昭36	東証一部
2	(株)いすゞ中央研究所	土棚8	(先行開発・基礎研究)	平2	中小企業
3	いすゞ車体(株) 本社・工場	土棚8	ドレス事業、シャシ改造事業、架装事業	平6	中小企業
4	ウエスタンデジタールテクノロジーズ(合) 藤沢事業所	桐原町1 (桐原工業団地)	HDDの研究開発	平15	
5	アイシンシロキ(株) 本店・藤沢工場	桐原町2 (桐原工業団地)	自動車シート・ドア部品	昭42	
6	(株)アイメス社	桐原町3 (桐原工業団地)	精密機器	平2	
7	(株)オシキリ 本社・湘南工場	桐原町4 (桐原工業団地)	製パン製菓機械	昭42	中小企業
8	日本ギア工業(株) 藤沢工場	桐原町7 (桐原工業団地)	歯車、ジャッキ、バルブアクチュエータ	昭42	東証一部
9	オイルレス工業(株) 本社・藤沢事業所	桐原町8 (桐原工業団地)	オイルレスベアリング	昭42	東証一部
10	日本精工(株) 藤沢工場 桐原棟	桐原町12 (桐原工業団地)	ベアリング	昭42	東証一部
11	AKS東日本(株) 本社・藤沢工場	桐原町12 (桐原工業団地)	玉軸受用鋼球	昭44	中小企業
12	飯金工業(株) 本社・工場	桐原町17 (桐原工業団地)	自動車用フレーム部品	昭42	中小企業
13	オーゼックステクノ(株) 藤沢工場	円行1-22-1	自動車エンジン用バルブ	昭40	
14	神峯電子(株) 本社・工場	石川5-1-5 (円行工場：円行1-13-9)	電子機器	平14 (昭56)	
15	元旦ビューティ工業(株) 本社	湘南台1-1-21 (工務部：桐原町14-1)	金属屋根製品	昭46	ジャスタック

【遠藤地区】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
1	東京ラジエーター製造(株) 本社・藤沢工場	遠藤2002-1	ラジエーター、オイルクーラー、燃料タンク	昭40	東証二部
2	プレス工業(株) 藤沢工場	遠藤2003-1	自動車用プレス部品	昭36	東証一部
3	藤沢産業(株) 本社・工場	遠藤2004-18 (俣野工場：西俣野914)	金属加工、精密自動機器	平13 (昭40設立)	中小企業
4	ヤマシ食品(株) 藤沢工場	遠藤2005-18	豆腐・こんにやく	昭54	中小企業

【遠藤地区（続）】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
5	株式会社 藤製作所	遠藤2006-1	電子写真式感光ドラム精密加工	昭46創業	中小企業
6	大船熱錬工場	遠藤2004-20 (遠藤工場：遠藤2005-15)	A T 車用ミッション部品	昭28設立	中小企業

【長後地区】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
1	中外電気工業株式会社	長後1240	電気接点	昭37	中小企業
2	エムデン無線工業株式会社	長後1277	音響機器用機構パーツ	昭42	中小企業

【御所見地区】

No.	事業所名	所在地	主要製品等	操業開始年	備考
1	株式会社 原田鍛工場	葛原1980	鍛工品	昭38	中小企業
2	株式会社 テクノステート	葛原1716	精密小物プレス部品	昭38	中小企業
3	株式会社 日東藤沢工場	葛原1692	自動車外装部品めっき、 液晶モニター向け精密部品	昭40	中小企業
4	株式会社 ニッセイ工場	用田475	プラスチック製品	昭59	中小企業
5	株式会社 気工社	菖蒲沢15	環境装置、 砂利砕石生産機械	昭38	中小企業
6	株式会社 東京ゴム製作所	菖蒲沢48	自動車用ゴムホース	昭49	中小企業
7	株式会社 ありあけ	菖蒲沢39	洋菓子	平30	中小企業
8	株式会社 土屋製作場	菖蒲沢58	自動車部品塗装	昭41	中小企業
9	大和食品工業株式会社	菖蒲沢59	高級ハム	平21	
10	堀本技研工業株式会社	葛原2285	産業用コンプレッサ	平4	中小企業
11	アシストV株式会社	葛原3001番地の3 (新産業の森北部地区)	食品関連機器の開発、製造	平28	中小企業
12	丸横一鋼管販売所	葛原3002番地の1 (新産業の森北部地区)	鋼管製造	平27	中小企業
13	佐藤商事株式会社	葛原3004番地の1 (新産業の森北部地区)	鉄鋼流通加工	平30	東証一部
14	株式会社 協和エクスオタ	葛原3005番地 (新産業の森北部地区)	電気・通信基盤構築	平29	東証一部
15	大藤沢第2工場	菖蒲沢1164 (藤沢第2工場)	自動車用プレス部品	昭34 法人設立	中小企業

図-13 主要工場・研究開発施設分布図

【御所見地区】

- 1 ㈱原田鍛工所 本社・工場
- 2 ㈱テクノステート 本社・藤沢工場
- 3 ㈱日東社 本社・藤沢工場
- 4 ㈱ニッセイエコ 本社・工場
- 5 ㈱氣工社 本社・工場
- 6 ㈱東京ゴム製作所 本社・藤沢工場
- 7 ㈱ありあけ 湘南工場
- 8 ㈱土屋製作 本社・工場
- 9 大和食品工業㈱ 湘南藤沢工場
- 10 堀技研工業㈱ 本社・工場
- 11 アンストV㈱ 本社・工場
- 12 丸一銅販㈱ 横浜営業所
- 13 佐藤商事㈱ 神奈川コイルセンター
- 14 ㈱協和エンクオ湘南総合技術センター
- 15 大和プレス㈱ 藤沢第2工場

【長後地区】

- 1 中外電気工業㈱ 神奈川工場
- 2 エムデン無線工業㈱ 本社・工場

【湘南台地区】

- 1 いすゞ自動車㈱ 藤沢工場
- 2 ㈱いすゞ中央研究所
- 3 いすゞ車体㈱ 本社・工場
- 4 ウェスタンデジタルテクノロジーズ(合) 藤沢事業所
- 5 アイシンシロキ㈱ 本店・藤沢工場
- 6 ㈱アイメス 本社
- 7 ㈱オシギリ 本社・湘南工場
- 8 日本ギア工業㈱ 藤沢工場
- 9 オイレス工業㈱ 本社・藤沢事業場
- 10 日本精工㈱ 藤沢工場桐原棟
- 11 AKS東日本㈱ 本社・藤沢工場
- 12 鋳金工業㈱ 本社・工場
- 13 オーゼックステクノ㈱ 藤沢工場
- 14 神峯電子㈱ 本社・工場
- 15 元且ビューティ工業㈱ 本社

【遠藤地区】

- 1 東京ラヂエーター製造㈱ 本社・藤沢工場
- 2 プレス工業㈱ 藤沢工場
- 3 藤沢産業㈱ 本社・工場
- 4 ヤシマ食品㈱ 藤沢工場
- 5 ㈱内藤製作所 本社・工場
- 6 大船熱練㈱ 本社・工場

【六会地区】

- 1 デノラ・ベルメック㈱ 本社・藤沢事業所
- 2 中沢乳業㈱ 湘南工場
- 3 ㈱エイアンドティー 湘南サイト・湘南工場

【善行地区】

- 1 関東航空計器㈱ 本社・工場
- 2 ㈱荏原製作所 藤沢事業所
- 3 中央機工㈱ 本社・工場
- 4 日本サーモケミカル㈱ 本社・藤沢工場
- 5 荏原冷熱システム㈱ 藤沢工場 (荏原製作所藤沢事業所内)

【明治地区】

- 1 メルシャン㈱ 藤沢工場
- 2 NOK㈱ 湘南R&Dセンター
- 3 ソニーグループ㈱ 湘南テクノロジーセンター
- 4 ㈱大森製作所 本社・工場
- 5 キーパー㈱ 本社
- 6 協同油脂㈱ 本社・R&Dセンター
- 7 ㈱大新工業製作所 本社・工場
- 8 大栄㈱ 合成樹脂本部/湘南事業所

【藤沢地区】

- 1 ㈱高井精器 本社・藤沢工場
- 2 日本精工㈱ 藤沢工場・藤沢技術開発センター
- 3 ㈱ヤクルト本社 湘南化粧品工場
- 4 アテネ㈱ 第一工場

【村岡地区】

- 1 湘南ヘルスイノベーションパーク
- 2 日電工業㈱ 本社・工場
- 3 ㈱神戸製鋼所 藤沢工場
- 4 NSKマイクロプレジジョン㈱ 藤沢工場
- 5 ㈱イチネンケミカルズ研究開発センター
- 6 日東化学産業㈱ 本社・工場
- 7 池上通信機㈱ システムセンター
- 8 ㈱佐賀鉄工所 藤沢工場
- 9 日鉄ステンレス鋼管㈱ 湘南工場
- 10 アズビル㈱ 藤沢テクノセンター
- 11 ㈱須藤製作所 本社・藤沢工場
- 12 近藤乳業㈱ 本社・湘南工場

【片瀬地区】

- 1 ミネベアミツミ㈱ 藤沢工場



VI 藤沢市の労働行政

1 一般労働行政事業

(1) 労働相談

勤労者が安心して働ける環境の実現に向け、神奈川県社会保険労務士会、かながわ労働センター湘南支所等との連携により、各種の労働相談窓口を開設しています。

ア 一般労働相談

藤沢公民館・労働会館等複合施設（Fプレイス）の雇用労働相談室では、毎週土曜日、本庁舎の市民相談情報課では、毎週火曜日のいずれも午後1時～4時まで、社会保険労務士による労働相談を無料で実施しています。毎月第2土曜日は、女性の社会保険労務士が相談に応じています（いずれも原則予約制）。

一般労働相談件数

項目	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			本庁件数		本庁件数		本庁件数
雇用・就労		20	11	13	8	14	11
解雇・退職		55	35	37	25	42	24
就業規則等		13	9	8	5	5	2
賃金・退職金		28	23	24	11	45	30
労働条件		53	36	65	34	83	46
職能開発		1	0	0	0	0	0
労働災害（保険）		17	9	11	8	16	10
雇用保険		19	12	20	4	29	15
年金・健康保険		40	27	57	30	78	40
パート・内職		11	9	0	0	0	0
労使問題等		3	2	3	0	3	2
障がい者就労		2	1	2	0	2	1
労働福祉		3	1	3	2	12	3
セクハラ		0	0	4	4	6	4
パワハラ		47	33	33	14	49	32
ワーク・ライフ・バランス		5	2	4	3	4	1
その他		20	7	29	15	45	18
合計		337	217	313	163	433	239

イ 街頭労働相談会

かながわ労働センター湘南支所及び神奈川県社会保険労務士会藤沢支部と共催し、駅前等で街頭労働相談会を行っています。

街頭労働相談件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
労働条件	40	64	55
雇用関係	10	28	20
労働福祉	91	132	142
その他	112	171	136
合計	253	395	353

(2) 労働問題懇話会

勤労者、使用者、行政の相互理解を深め、勤労者の生活の安定、福祉の向上、地元企業

の活性化などを図るため、労働側委員、使用者側委員及び労働関係機関委員による、勤労行政の一層の推進に向けた協議の場を設けています。

(3) 「勤労ふじさわ」の発行

地域の雇用情勢や労働関係事業の広報を目的に、昭和49年1月に創刊した「勤労ふじさわ」は、令和5年度末に699号となりました。現在も、毎月1,800部を発行し、労働団体、企業、関係労働機関へ配布しています。

(4) 中小企業労務管理セミナーの開催

中小企業の労務管理改善に寄与するため、かながわ労働センター湘南支所と共催し、「中小企業労務管理セミナー」を開催しています。

令和5年度の実施状況

テーマ	参加人数
労使トラブルを防ぐ就業規則見直しのポイント ～最新の法改正のおさらいとイキイキとした職場づくりをめざして～	39人
シフト制労働者の適切な雇用管理について ～厚生労働省の留意事項を踏まえた実務ポイント～	39人

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）については、労働団体、企業・経済団体、NPO、大学、行政等の各団体が連携・協働して取り組むことがより一層求められていることから、平成23年7月に、こうした趣旨に賛同する各種団体を中心に「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」を設置しました。（令和3年度で廃止、令和4年度以降は労働問題懇話会での取扱いとしています。）そして、平成24年度には、多様な生き方・働き方をお互いに理解し、尊重し合う社会を目指していけるように「ふじさわワーク・ライフ・バランス宣言」を作成し、ワーク・ライフ・バランス推進に関する取り組みを行っています。

ワーク・ライフ・バランス推進に関するこれまでの取り組み

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する記事（テレワークの推進など）を掲載（勤労ふじさわ） ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの実施 「今年4月からの法改正への対策セミナー～育児・介護休業法、パワハラ防止対策～」 ・パンフレット「事業者の皆様へ健康経営のすすめ 健康経営の取り組みを進めましょう！」作成（庁内施設、商工会議所等へ配布）
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する記事（育児・休暇など）を掲載（勤労ふじさわ） ・企業向け健康経営セミナーの実施 「健康経営の取り組みをしてみませんか？～感情のコントロールで生産性UP！働きやすい職場へ～」 ・パンフレット「ママだけじゃない！パパも取ろう！育児休業！」作成（庁内施設、商工会議所等へ配布）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する記事（育児休業など）を掲載（勤労ふじさわ） ・アクサ生命保険株式会社と「人材不足解消及び健康経営の推進等に関する連携協定」を締結 ・企業向け健康経営セミナーを実施 「人材不足解消・健康経営セミナー」

2 雇用対策事業

雇用情勢及び社会情勢に対応し、資格取得講座及び就労支援講座や若者・高齢者・障がい者の就労支援事業及び広域連携による合同就職面接会を実施しています。

(1) 若者しごと応援塾「ユースワークふじさわ」

働きたいけれど自信がない、仕事が続かないなど、自立や就労に悩み、困難を抱えている若者やその家族を対象として、一人ひとりに応じた支援を行う事業です。就労準備から就労後の定着まで、専門スタッフによる支援を藤沢公民館・労働会館等複合施設（Fプレイス）において行っています。

ア 事業内容

(ア) 就労準備応援

電話、来所、電子メールで、専門スタッフが相談の対応を行い、職業適性検査やマナー講座など、就労準備セミナーや職業訓練プログラムを実施します。

(イ) 就労応援

パソコン講座やセミナーなどの実施、ボランティア体験、就労体験を実施します。就労後は定着応援を行います。

(ウ) 家族応援

電話、来所、電子メールで、専門スタッフが相談の対応や働くことや自立に悩む若者や保護者のための、交流会や講演会を実施します。

※必要に応じて、福祉・保健・医療などの支援機関をご案内する場合があります。

イ 場 所：藤沢公民館・労働会館等複合施設（Fプレイス）

ウ 開所日時：火曜日～土曜日（午前10時～午後6時）

エ 休 所 日：日曜日、月曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

オ 対 象 者：市内在住、在勤、在学のおおむね15歳～44歳（令和2年度より対象年齢を39歳から44歳までに拡大）の方とその家族、保護者

項目	年度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	217人	250人	131人
相談延べ人数	2,023人	2,016人	1,229人
プログラム等参加延べ人数	3,328人	3,204人	1,059人
関係機関との連携・ネットワーク作り等延べ回数	336回	350回	610回

(2) 湘南合同就職面接会の開催

短時間で効率的な就職機会と人材発掘の場を提供し、両者を支援することを目的としています。藤沢公共職業安定所、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町が主催し、各市町の商工会議所・商工会、神奈川県共催で開催しています。

項目	年度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日時	1月21日	1月25日	1月26日
会場	藤沢商工会館 ミナパーク	藤沢商工会館 ミナパーク	藤沢商工会館 ミナパーク
参加企業数	16社	24社	30社
参加者数	77人	54人	61人
面接延べ件数	84件	70件	94件
採用者数	12人	5人	13人

(3) 資格取得講座及び就労支援講座

藤沢市では、勤労者等のスキルアップ及び女性や中高年齢者、障がい者の就労支援を目的に、民間業者へ委託し、資格取得講座及び就労支援講座を実施してきました。令和元年度からは、藤沢公民館・労働会館等複合施設（Fプレイス）の指定管理者による事業として、さまざまな資格取得講座と就労支援講座を実施しています。

ア 資格取得講座（令和5年度実績）

講座（取得資格）名	日程	スクーリング	定員（人）	受講者（人）
宅地建物取引士	5月～10月	3回	15	15
I Tパスポート	12月～3月	2回	15	15
日商簿記3級	11月～2月	2回	15	15
F P 3級	10月～1月	2回	15	15
医療事務能力検定	6月～12月	2回	15	15

イ 就労支援講座（令和5年度実績）

講座名	開催方法	日程	定員（人）	受講者（人）
仕事と子育て両立セミナー	対面	7月15日	20	10
40代から考える人生100年時代の 生き方・働き方セミナー	対面	8月19日	20	26
35歳からのキャリアアップセミナー	対面	12月1日	20	9
障がい者就活セミナー	対面	1月19日	20	6

ウ 資格取得講座（令和6年度予定）

講座（取得資格）名	日程	スクーリング	定員 (人)
宅地建物取引士	5月～9月	3回	15
ビジネス実務法務検定	6月～9月	2回	15
F P 3 級	10月～1月	2回	15
I T パスポート	12月～1月	2回	15
日商簿記3級	11月～2月	2回	15

エ 就労支援講座等（令和6年度予定）

講座名	日程	定員 (人)
仕事と子育て両立セミナー	6月29日	20
40代から考える人生100年時代の 生き方・働き方セミナー	8月17日	20
障がい者セミナー ～長く働き続けられる時間の使い方を考える～	10月11日	20
目指せ正社員！就職につながる実践セミナー ～就職氷河期世代向け～	12月6日	20

オ 働き方相談室

どんな仕事に向いているのか、どうやって就職活動を始めたら良いのかなど、仕事や働き方について悩みのある方を対象に、キャリアコンサルタントによる個別のカウンセリングを実施しています。（原則予約制）

実施日：水曜日・木曜日・金曜日・日曜日 午前9時30分～午後5時30分

場 所：藤沢公民館・労働会館等複合施設（Fプレイス）雇用労働相談室

（4）共催事業

雇用・就労関係の講座やセミナー等を神奈川県等と共催で開催しています。

「令和5年度ワーキングマザー両立応援カウンセリング事業」

主 催：神奈川県

実 施 日：令和5年4月26日～令和6年3月27日

原則毎月第4水曜日（8月・12月を除く） 全10日

会 場：茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

対 象：仕事と子育ての両立に負担感や不安感を持つ女性労働者など

3 勤労者福祉事業

(1) 勤労者生活資金融資制度

勤労者の生活の安定と向上のため、昭和 61 年度から労働金庫と協調して、家屋の増改築や教育費及び耐久消費財などの生活資金を融資しています。令和 5 年度は 4 件、8,940 千円の利用があり、利用実績（貸付残高）は、199 件、1 億 7,620 万 3 千円となっています。

ア 令和 6 年度預託金額

2 億 8 千万円

イ 制度の内容

(ア) 融資限度額 300 万円

(イ) 返済期間 10 年以内（50 万円以下の場合 3 年以内）

ウ 資金使途（※令和 6 年 4 月 1 日現在）

(ア) 自己又は家族の居住用家屋の増改築・修繕費及び太陽光発電設備設置費

(イ) 自己又は家族の冠婚葬祭費

(ウ) 自己又は家族の医療費

(エ) 自己又は家族の出産費

(オ) 自己又は家族の教育費

(カ) 自己又は家族の技能・資格取得費

(キ) 自己又は家族のボランティア・余暇活動費

(ク) 自己又は家族の耐久消費財購入費

(ケ) 自己又は家族の介護費

(コ) 自己の育児・介護休業期間中の生活費

(サ) 自己の賃金遅欠配費

※(エ)については 4 年以内、(コ)については 1 年以内の措置期間を設けることができる（返済期間に含まれる）。保証料（年 0.7%～1.2%）が上乗せ。

※融資利率は 1.0%～2.0%。別途保証料（年 0.7%～1.2%）が上乗せされます。

エ 生活資金利用状況

（単位：千円）

項目	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
冠婚葬祭費	1	1,700	1	1,100	0	0
耐久消費財購入費	64	111,500	25	44,670	2	3,940
医療費	1	880	0	0	0	0
増改築費	5	7,210	2	1,840	0	0
教育費	21	27,190	37	48,530	0	0
生活資金その他	1	1,500	0	0	2	5,000
余暇活動費	0	0	0	0	0	0
合計	93	149,980	65	96,140	4	8,940
年度末残高	234	246,783	249	250,015	199	176,203

(2) 勤労者住宅資金利子補助制度

勤労者が自己の居住用として、市内に住宅を購入し、又は建築するための資金を労働金庫から借り入れたとき、持ち家促進の一助として借入金利子の一部補助を昭和 49 年度より実施しています。

令和 5 年度は、令和元年度借入者から令和 3 年度借入者まで、合計 323 件 9,614,824 円の

補助を行いました。

- ア 補助額・・・年3%以内の額
- イ 補助期間・・・4年間（48箇月）
- ウ 補助対象限度額・・・600万円

（ア）令和5年度住宅利子補助内訳

年度	補助件数	補助額
令和元年度借入者分	113 件	1,982,275 円
令和2年度借入者分	113 件	4,153,814 円
令和3年度借入者分	97 件	3,478,735 円
合 計	323 件	9,614,824 円

（イ）住宅利子補助利用状況の推移

年度	補助件数	補助額
令和元年度	670 件	22,223,783 円
令和2年度	641 件	20,815,076 円
令和3年度	624 件	19,480,633 円
令和4年度	488 件	15,829,865 円
令和5年度	323 件	9,614,824 円

※令和3年12月を最後に、新規の受付は行っていません

（3）勤労者教育資金利子補助制度

この利子補助制度は、平成16年度から実施しているもので、学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に在学又は入学する子に係る教育資金を中央労働金庫（神奈川県内支店）から借り入れたとき、借入金利子の一部を補助しています。

令和5年度は、平成元年度借入者から令和5年度新規借入者まで、合計71件、617,561円の補助を行いました。

- ア 補助額・・・支払利子総額の2分の1（ただし2万円を限度）
- イ 補助期間・・・入学又は在学する教育機関の修業年限（ただし4年以内）
- ウ 補助対象限度額・・・1子1教育機関200万円

（ア）令和5年度教育利子補助の内訳

年度	補助件数	補助額
令和元年度借入者分	5 件	50,361 円
令和2年度借入者分	14 件	79,037 円
令和3年度借入者分	23 件	238,348 円
令和4年度借入者分	16 件	163,855 円
令和5年度借入者分	13 件	85,960 円
合 計	71 件	617,561 円

(イ) 教育利子補助利用状況の推移

年度	補助件数	補助額
令和元年度	113 件	1,147,886 円
令和2年度	94 件	1,012,661 円
令和3年度	83 件	918,555 円
令和4年度	75 件	662,673 円
令和5年度	71 件	617,561 円

(4) 勤労者文化交流事業への助成

勤労者の福祉増進と交流を深めるために、湘南地区の勤労者や市民が参加して行われる文化交流事業・メーデーへ助成しています。

第94回メーデー湘南地区大会

第90回以来、4年ぶりの従来規模での開催となり、46団体・2,300名が参加しました。

4 技能振興事業

先人が築き上げ、代々引き継がれてきた職人の技術・技能は、衣・食・住などあらゆるところで市民生活に潤いを与えてくれています。一方、若年技能者の減少、後継者不足は、技能職場にとって大きな課題となっています。

日本経済の発展を支えてきた職人の技術を再確認し、その技を次の世代に伝承していくこと、さらには、それを受け継ぐ後継者の育成、技能職場の環境や職人の活力回復、そして技能の振興と存続を図ることを目的に、次の事業を行っています。

(1) 技能職団体の育成及び助成

藤沢市技能職団体連絡協議会（藤技連）は、昭和50年11月19日、技能職団体相互間の連携を密にし、技能者の社会的・経済的地位の向上及び技能の向上を図り、市民生活の安定と向上に寄与するため、市内の技能職団体が集まり発足しました。

令和6年3月31日現在の組織規模は、27職種28団体、会員数981人となっています。市では、技能の振興と中小企業及び未組織労働者の支援のため、この団体に対し助成するとともにその育成に努めています。

自主的な運営管理の観点から、以前より事務局の移管を進めてきましたが、令和2年4月1日に移管を行い、現在は、藤沢公民館・労働会館等複合施設（Fプレイス）5階に事務室を設けています。

住 所：藤沢市本町1-12-17 Fプレイス5階

電 話：0466-90-3444

藤沢市技能職団体連絡協議会加盟団体一覧（令和6年3月31日現在）

分類	団体名	分類	団体名
衣	藤沢寝具商組合 藤沢染物商組合 湘南地区洋裁組合藤沢	住	神湘タイル組合 豊組合湘南 神奈川県電気工事工業組合藤沢地区本部 NPO法人藤沢塗装ネットワーク 藤沢鳶職連合会 藤沢板金工業組合 湘南内装表具師会
	食		
住	湘南瓦屋根工事組合 藤沢市管工事業協同組合 神奈川土建一般労働組合 湘南建設組合 藤沢左官業組合 藤沢石材協同組合 藤沢造園組合	生活	神奈川県印刷工業組合湘南支部藤沢地区 神奈川県クリーニング生活衛生同業組合藤沢支部 （社）神奈川県広告美術協会湘南支部藤沢地区 神奈川県美容業生活衛生同業組合藤沢支部 神奈川県理容生活衛生同業組合藤沢支部 神奈川県自転車商協同組合藤沢支部 神奈川県生花小売商協同組合藤沢支部

（2）技能者表彰事業

時代のニーズに即応しながら市民生活を根幹から支え、長年にわたりその道一筋に卓越した“伝統の技”を後進に伝え続け、あるいは現在第一線でその錬磨に励み活躍中、さらには将来を嘱望される技能者へ、その功績を称えるとともに感謝の意を表し、昭和49年から毎年11月23日（勤労感謝の日）に次の表彰を行っています。

ア 表彰の対象

- 技能功労者表彰・・・年齢60歳以上、従事歴30年以上
 - 優秀中堅技能者表彰・・・年齢40歳以上、従事歴20年以上
 - 優秀青年技能者表彰・・・年齢40歳未満、従事歴10年（※5年）以上
- ※令和6年5月17日要綱改定

イ 表彰者数

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
技能功労	21	14	15	10	11	1,789
優秀中堅	22	20	20	20	14	2,631
優秀青年	6	8	3	8	3	1,623
合計	49	42	38	38	28	6,043

（3）職人版インターンシップ

技能職を希望する若者に対して、優れた技能者が働く事業所で、職場体験をすることにより職業選択の機会拡大を図ることを目的に実施しています。

ア 対象

15歳～40歳未満の市内在住、在勤、在学者

イ 研修期間

5日間程度

ウ 体験職種

5職種程度

エ 体験実績件数 ※()内は体験可能な職種数

平成30年度＝0件（5職種）

令和元年度＝0件（4職種）

令和2年度＝新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

令和3年度＝新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

令和4年度＝新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

令和5年度＝1件（6職種）

（4）学校訪問事業

小中学生が自分たちの暮らす町の職人の技・世界・仕事を身近に感じてもらうことを目的に、優れた技能を持つ職人が学校を訪問し、技能の披露や体験教室等を実施しています。

ア 令和5年度実績

学校名 対象学年等・人数	実施日	訪問団体（訪問内容）
高浜中学校 2年 143人	2023. 10. 19（木）	<ul style="list-style-type: none"> 菓子組合（上生菓子作り） 左官業組合（珪藻土コースター作り） 電気工事工業組合（延長コード作り）
秋葉台中学校 1年 110人	2023. 11. 7（火）	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川土建一般労組（椅子作成体験） 左官業組合（珪藻土コースター作り） 電気工事工業組合（延長コード作り） クリーニング生活衛生同業組合（Tシャツ、ハンカチのアイロンがけ）
滝の沢中学校 2年 226人	2024. 2. 2（金）	<ul style="list-style-type: none"> 菓子組合（上生菓子作り） 左官業組合（珪藻土コースター作り） 湘南建設組合（木組み工作） 畳組合湘南（畳の張替え実演、畳コースター作り等）
湘南台小学校 6年 132人	2024. 2. 20（火）	<ul style="list-style-type: none"> 菓子組合（上生菓子作り） 神奈川土建一般労組（本棚作成体験） 藤沢左官業組合（珪藻土コースター作り）
大清水中学校 1年 105人	2024. 2. 27（火）	<ul style="list-style-type: none"> 畳組合湘南（畳の張替え実演、畳コースター作り等）

イ 訪問実績、体験者数

年度	小学校	体験者数	中学校	体験者数	訪問団体（計）
令和元年度	6校	451人	4校	451人	9団体
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施中止				
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施中止				
令和4年度	0校	0人	5校	975人	6団体
令和5年度	1校	132人	4校	584人	7団体

（5）藤沢市マイスター事業

藤沢市内には、商業系技能者から工業系技術者まで、多くの技能者や技術者が存在します。そこで平成25年度から、技能及び技術を尊重する風土を醸成するとともに、将来を担う技能者及び技術者の育成や技能者等の技能・技術の向上を図ることを目的とした藤沢市マイスター事業を開始しました。

ものづくりに従事している技能者もしくは技術者のうち、極めて優れた技能等を有する方で、人格的にも優れた方を「藤沢マイスター」として認定し、その技能等に関する体験教室等を開催しています。

ア 藤沢マイスター認定者

認定年度	職種	氏名（所属）
平成 25 年度	理容師	(故) 本間 義和 氏 (HAIR SALON HONMA 代表)
	フラワーデザイナー	和田 晃一 氏 (和田生花店 代表)
	洋菓子製造	渡部 昭 氏 (シュテルン 代表)
平成 26 年度	美容師	川部 智文 氏 (SKY FLOWER 代表)
	建築大工	小嶋 勇 氏 (小嶋工務店 親方)
	和菓子製造	宮崎 昇 氏 (御菓子司 松月 代表)
平成 27 年度	ワイン製造	滝沢 英昭 氏 (メルシャン藤沢工場 製造課長)
平成 28 年度	機械加工 (多能工)	倉田 信彦 氏 (有限会社シンコー 代表)
平成 29 年度	茶師	佐々木 健 氏 (株式会社茶来未 代表)
平成 30 年度	ガラスアーティスト	ノグチ ミエコ 氏
令和 2 年度	機械加工	宮澤 忠彦 氏
令和 3 年度	造園師	安藤 忠男 氏 (安藤植木株式会社 代表)
令和 4 年度	陶磁器製造	飯田 浩丈 氏 (赤羽根陶芸倶楽部 主宰)
令和 5 年度	磁器絵付師	角田 浩二 氏 (画塾「遊美舎」 代表)
	機械加工	松井 純一 氏 (いすゞ自動車藤沢工場)
	内装・表具師	丸山 一朗 氏 (丸山表具店 M'HOUSE 代表)

イ 令和 5 年度藤沢マイスター活動実績

名 称	内 容	マイスター	日にち	実施場所
2023ふじさわ産業フェスタ 藤沢マイスターブース	①機械加工実演と参加者によるチャーム作製体験 ②マイスターパネルの展示及びマイスター動画の上映	倉田信彦 マイスター	5月20日 5月21日	藤沢市民会館 第1会場 (秩父宮記念体育館)
六会公民館共催事業 令和5年度 かめの子学級「ステキにキレイに ハッピーに♪」	幼児家庭教育学級の実施	川部智文 マイスター	6月15日	六会公民館
藤沢公民館共催事業 「藤沢マイスターから学ぶ和菓子作り教室」	練り切りの製作体験	宮崎昇 マイスター	6月30日	藤沢公民館・労働会館等複合施設 (Fプレイス)
御所見公民館共催事業 令和5年度いきいきセミナー 苔玉づくり～暮らしに小さな四季を取り入れて～	苔玉づくりの講義と体験	安藤忠男 マイスター	7月12日	御所見公民館
SUMMER FESTA 子どもわくわくフェスタ 「親子で学ぶお茶の入れ方講座」	家庭でできる、本格的な日本茶の入れ方講座と体験	佐々木健 マイスター	8月26日	湘南台駅地下アートのスクエア広場

湘南工科大学附属高等学校講演会 (1年生・2年生)	湘南工科大学に進学予定の技術コースを対象に技能振興を図るため講演会を実施	滝沢英昭 マイスター 渡部昭 マイスター	9月11日	湘南工科大学 附属高等学校
明治公民館共催事業 親子クラブ2023 「親子で工作～道具箱を作ってみよう～」	道具箱の作製体験・講義	小嶋勇 マイスター	9月16日	明治公民館
湘南工科大学附属高等学校講演会 (1年生)	湘南工科大学に進学予定の技術コースを対象に技能振興を図るため講演会を実施	ノグチ ミエコ マイスター	10月2日	湘南工科大学 附属高等学校
Fプレイスフェスタ 「飯田浩丈マイスターによる陶磁器作製体験」	陶磁器作製体験	飯田浩丈 マイスター	10月14日 10月15日	藤沢公民館・ 労働会館等複 合施設(Fプ レイス)
片瀬公民館共催事業 片瀬ライフを楽しむ 「ソムリエに学ぶ ワイン初級講座～」	ワインの歴史とテイスティングについて講義	滝沢英昭 マイスター	10月21日	片瀬しおさい センター
辻堂公民館共催事業 はまゆう学級 「和菓子づくり」	練り切りの製作体験	宮崎昇 マイスター	12月1日	辻堂公民館
村岡公民館共催事業 小学生学級きらりっ こ「藤沢マイスター に教えてもらおう 洋菓子作りに挑戦」	洋菓子の製作体験	渡部昭 マイスター	1月27日	村岡公民館
御所見公民館共催事業 メルシャン工場見学 &ワイン講義	メルシャン工場見学&ワイン講義	滝沢英昭 マイスター	2月5日	メルシャン藤 沢工場
六会公民館共催事業 ワイン講座&テイ スティング	ワインの歴史とテイスティングについて講義	滝沢英昭 マイスター	3月2日	六会公民館

5 労働会館

(1) 勤労者福祉施設

労働会館は「働く者の憩いの場」として、昭和51年にオープンしましたが、安全性確保の観点等から、平成28年3月22日に閉館し、再整備事業を経て、令和元年度から藤沢公民館・労働会館等複合施設（Fプレイス）として供用を開始しました。

ア 施設概要

(ア)設置目的：市民の生涯学習活動の振興、働く市民の福祉の増進及び文化の向上等とともに推進することにより、多種多様な市民の交流を創出するため、藤沢公民館・労働会館等複合施設を設置しています。

(イ)敷地面積：3,367.87 m²

(ウ)建築面積：2,458.09 m²

(エ)延床面積：7,948.32 m²

(オ)階数：地上5階、地下1階（建築基準法上）、1階～6階（建物サイン計画上表記）

(カ)構造：RC造、一部SRC造

イ 主な施設

【1階】

藤沢西部地域包括支援センター、地域生活支援センター おあしす、藤沢西部地区ボランティアセンター、防災倉庫

【2階】

エントランスホール、藤沢市民図書室、生涯学習活動推進室、雇用労働相談室、管理諸室（藤沢公民館事務室）、指定管理者事務室、地域団体活動室、多目的室1（定員135人）、多目的室2（定員18人）、清掃員控室

【2階～3階】

ホール〈楽屋含む〉（定員300人）

【3階】

301会議室（定員18人）、302会議室（定員25人）、303会議室（定員18人）、304会議室（定員54人）、305会議室（定員18人）、306会議室（定員18人）、307会議室（定員36人）、308会議室（定員39人）、和室（定員30人）、多目的交流ホール（定員180人）、男女更衣室

【4階】

藤沢子どもの家、かがやき児童クラブ、保育室（定員20人）、多世代間交流スペース1、授乳室、防災倉庫

【5階】

若年者就労支援事業（ユースサポート・ユースワークふじさわ事務室）、団体活動室（2室）、管理諸室、501会議室（定員24人）、多目的室3（定員36人）、調理室（定員25人）、多世代間交流スペース2

【6階】

レストラン（3+3CAFÉ） 着席：最大約40人 立食：最大約70人～80人

【駐車場】

54台 1階 50台（うち身障者用スペース1台）、4階 公用車専用4台

【駐輪場】

90台 1階 61台（うちバイク置場3台）、4階 29台（うちバイク置場8台）

ウ 利用状況

施設名	区分	令和4年4月～令和5年3月				令和5年4月～令和6年3月			
		労働会館 登録者	合計 (公民館 登録者含 む)	稼働率	可能 コマ数	労働会館 登録者	合計 (公民館 登録者含 む)	稼働率	可能 コマ数
ホール	件数	197	234	22.6%	1,035	182	241	23.3%	1,035
	人数	18,160	22,707			15,490	22,978		
301 会議室	件数	381	474	22.9%	2,070	374	477	23.0%	2,070
	人数	2,505	3,407			2,780	3,858		
302 会議室	件数	342	463	22.4%	2,070	345	477	23.0%	2,070
	人数	3,462	5,015			3,486	5,261		
303 会議室	件数	271	375	18.1%	2,070	253	391	18.9%	2,070
	人数	2,250	3,458			2,141	3,739		
304 会議室	件数	209	419	20.2%	2,070	254	429	20.7%	2,070
	人数	5,108	9,952			6,713	11,573		
501 会議室	件数	244	370	17.9%	2,070	309	385	18.6%	2,070
	人数	1,599	3,103			2,535	3,250		
多目的 室2	件数	1,098	1,288	62.2%	2,070	1,046	1,275	61.6%	2,070
	人数	3,976	5,290			4,420	5,923		
計	件数	2,742	3,623	21.8%	13,455	2,763	3,675	27.3%	13,455
	人数	37,060	52,932			37,565	56,582		

6 障がい者就労雇用対策事業

(1) JOB チャレふじさわ

平成27年6月に藤沢市役所内において障がい者雇用の場「JOB チャレふじさわ」を設置しました。庁内各課から、書類の仕分けや軽印刷、啓発グッズの封入作業などさまざまな業務を受注しています。令和5年度は、81課から663件の業務を受注しました。令和6年度(4月1日時点)の実施概要は次のとおりです。

- ア 設置場所 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎2階
- イ 会計年度任用職員 10人(身体障がい者1人、知的障がい者5人、精神障がい者4人)
- ウ 支援体制 福祉相談業務員3人(会計年度任用職員)
- エ 主な受注業務 チラシ等印刷、書類仕分け、発送通知の封入封緘など

(2) 障がい者雇用促進事業所訪問

藤沢公共職業安定所とともに市内事業所を訪問して、障がい者の雇用促進と定着に向けた要請を行っています。

令和5年度は、7日間で市内事業所10社を訪問しました。

(3) 特別支援学校生徒への就労体験の実施

社会的自立に向けた就労体験の機会を提供するため、県内の特別支援学校の生徒等を対象に職場実習を受け入れています。

令和5年度は、合計29日間で延べ152人の実習を受け入れました。

- ・藤沢養護学校、就労移行支援事業所等

(4) 中小企業向け障がい者雇用セミナーの実施

中小企業向けに、障がい者雇用をしている企業の事例発表と参加企業同士でグループワー

クを行いました。

2023年10月6日 参加企業 9社

(5) 障がい者就労支援の関係機関会議への参画

障がい者総合支援協議会就労・進路支援部会や湘南東部地区精神障がい者就労推進協議会等の会議に参画して障がい者雇用促進の情報交換、課題共有を図ります。

(6) 「湘南地区障がい者卓球大会」事業

労働者と障がい者の親睦を深め、友好の輪を広げ、障がい者への理解につながることを目的に、湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会、茅ヶ崎市、寒川町との共催により実施しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日				2月18日	3月16日
会場	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。	茅ヶ崎市総合体育館	藤沢市秩父宮記念体育館
参加選手数				40人	61人
ボランティア役員等数				93人	86人

(7) 障がい者雇用優良事業所の感謝状贈呈

市内企業の中で障がい者雇用を積極的に進めている企業に対し、藤沢市から感謝状の贈呈を行っています。

年度	感謝状贈呈事業所数	贈呈事業所名
令和3年度	3事業所	株式会社テクノステート、社会福祉法人いきいき福祉会、医療法人篠原湘南クリニック
令和4年度	3事業所	社会福祉法人 睦愛会、株式会社 やまか、藤沢市資源循環協同組合
令和5年度	3事業所	株式会社 アプルール、医療法人社団 村田会、株式会社 丸七

(8) その他

ア 情報の提供

障がい者雇用に関する情報を「勤労ふじさわ」や「広報ふじさわ」に掲載し発行しています。

イ 障害者ミニ面接会

障がい者の求人を予定する事業主と、就職を希望する障がい者の出会いの場として藤沢公共職業安定所との共催により「障害者ミニ面接会」を実施しました。

(ア) 実施回数：10回

(イ) 参加事業所：45事業所

(ウ) 参加障がい者：190人

(エ) 採用決定者：26人

商工勞關係條例・規則・要綱等

商業關係條例・規則・要綱等

長後商店街(協)等壁面線後退特別融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長後商店街(協)組合員等が地域住民、来街者、消費者等の安全のために歩道を確保するため、店舗等の一部または全部を取り壊し、また建替える事業に必要な資金を融資することにより商業経営の安定を図り、もって長後商店街(協)等の健全な発展に資することを目的とする。

(長後商店街の範囲)

第2条 この要綱において、長後商店街(協)等の範囲は、旧藤沢・町田線及び県道横浜・伊勢原線の道路に面するもの及び面するものと共同で建築するもので、次の地番に該当するもの。

- (1) 高倉603番地から高倉887番地
- (2) 長後499番地から長後843番地
- (3) 下土棚461番地から下土棚566番地
- (4) その他商店街の形状から市長が特に必要と認めた場所

(融資対象者)

第3条 前条各号に規定する地番に立地する店舗、事業所、仕舞屋等の建築物で、次の各号に規定する壁面線後退の幅員を遵守するもの。

なお、建築の際には「長後商店街街づくり協定」等に基づいた街並みづくりを意識したファサードの改善がなされた設計であるもの。

- (1) 部分改築の場合には、公道の側面から1.5メートル以上の有効歩道幅員を確保できること。
- (2) 全部改築及び共同建築等の場合には、公道の側面から2メートル以上の有効歩道幅員を確保できること。
- (3) 3階建以上の建築物の新築の場合には、「長後商店街街づくり協定」の規定によるものとする。ただし、土地の形状によっては、あらかじめ「長後街づくり協定委員会」に諮り、可能な有効歩道幅員を定めるものとする。

(融資条件)

第4条 融資条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 貸付限度額

- | | |
|------------------|---------|
| ① 部分改築の場合 | 1,500万円 |
| ② 全部改築の場合 | 3,000万円 |
| ③ 共同建築の場合(1人当たり) | 3,000万円 |

(2) 貸付利率

取扱い金融機関との長後商店街(協)等壁面線後退特別融資預託契約利率とする。

(3) 貸付期間及び返済方法

10年以内の元金均等割賦返済。(期間中1年以内の据置期間を置くことができる。)ただし、返済期間中繰上げて償還することができる。

(融資の申込み)

第5条 融資の申込みをしようとするものは、長後商店街(協)等壁面線後退特別融資申込書(第1号様式)に、次の各号に該当する必要書類を添付し市長に提出するものとする。

(1) 市民税納税証明書

(2) 建築物等に係る見積書

(3) 建築配置図(公道の側面からの有効歩道幅員を明記)

(4) 立面図、平面図

(5) 内外部仕上表

(6) ファサードの色、デザイン等の設計

(7) その他市長が特に必要と認めた書類

(融資のあっせん等)

第6条 市長は融資の申込みを受けたときは、計画内容を審査し、適当と認められたときは、融資のあっせん書(第2号様式)を交付するものとする。

2 取扱金融機関は、あっせんされたものに対する融資が、適当と認められないと判断したときは、理由を付してすみやかに市長に報告するものとする。

(工事の完了報告)

第7条 前条第1項の規定により融資のあっせんを受けたものは、工事完了後15日以内に事業完了届(第3号様式)を提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 第6条第1項の規定により融資のあっせん書を受けた後に、これに係る事業の変更をしようとするときは、すみやかに市長に計画変更承認願(第4号様式)を提出し、承認を得るものとする。

(保証人及び担保)

第9条 融資に係る保証人及び担保については、金融機関の取扱うところによる。

2 融資申込人のうちの中小企業又は取扱い金融機関は、必要があるときは神奈川県信用保証協会へ保証を申込みすることができる。

(取扱い金融機関)

第10条 取扱い金融機関は、藤沢市と融資預託契約を締結した各金融機関のうち藤沢市内の本店又は支店とする。

(融資の取消し)

第11条 市長は、融資を受けようとするもの又は融資を受けたものが、次の各号のいずれかに該当したときは、取扱い金融機関と協議のうえ、融資のあつせんまたは融資を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項に規定する融資のあつせん書の交付の日から30日を過ぎても、取扱い金融機関へ融資の申込み手続きをしないとき。

(2) 申込み内容に偽りがあつたとき。

(3) この要綱に定める資格要件を失つたとき。

(必要書類の整備)

第12条 取扱い金融機関は、審査にあたり必要があるときは、申込人に対し、審査に必要な書類等の提出を求めることができる。

(借入者の遵守事項)

第13条 融資を受けた者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に実施した貸付分の補給基準は、なお従前のおりとする。

附 則

1 この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に実施した貸付分の補給基準は、なお従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

ふじさわ元気バザール事業補助金交付要綱

制定 平成25年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 平成29年4月1日

改正 平成31年4月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済の活性化に向け、賑わいの創出、市内での経済循環、新たな雇用の創出などを図るため、ふじさわ元気バザール事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「ふじさわ元気バザール事業」とは、地域経済の活性化に向け、賑わいの創出、市内での経済循環、新たな雇用の創出などを図るため、市民が主役の産業振興を目指すモデル事業として、ふじさわ元気バザール実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、ふじさわ元気バザール事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

運営費、イベント費、専門家謝金、謝礼、専門家旅費交通費、会議費（食料費についてはコーヒー代程度とする）、会場設営費、会場借料、借損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、什器備品費、人件費、雑役務費等の事務経費、委託費、施設整備関係費、家賃、商品開発・販路開発にかかる経費、改装費、資料作成・購入費、材料費、集計・分析費、ソフト開発費、商標権等取得経費、その他事業の目的を達成するために必要と認める経費

(補助の額等)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金交付の申請手続)

第6条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、ふじさわ元気バザール事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業開始までに市長に提出しなければならない。

(1) ふじさわ元気バザール事業計画説明書

(2) 収支予算書(第2号様式)

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、ふじさわ元気バザール事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(事業の計画変更)

第8条 実行委員会は、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかにふじさわ元気バザール事業補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受け

なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、ふじさわ元気バザール事業補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付時期は、事業開始時に一括交付とする。

- 2 実行委員会は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(事業完了届兼事業実績報告書の提出)

第10条 実行委員会は、当該事業を完了したときは、ふじさわ元気バザール事業補助金事業完了届兼事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第7号様式)

(備付帳簿)

第11条 実行委員会は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第12条 実行委員会は、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ふじさわ元気バザール事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成35年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

ふじさわ産業フェスタ事業補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内の商工業製品、農産物及び海産物を市内外に広く周知し、地域産業の活性化を図るため、ふじさわ産業フェスタ事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、ふじさわ産業フェスタとは、市内の商工業製品、農産物及び海産物を市内外に広く周知し、受注の拡充や生産技術の向上を図るために、藤沢商工会議所を事務局とするふじさわ産業フェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業をいう。

(補助の額等)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、ふじさわ産業フェスタ事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) ふじさわ産業フェスタ事業計画説明書

(2) 収支予算書(第2号様式)

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、ふじさわ産業フェスタ事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、実行委員会に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 実行委員会は、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかにふじさわ産業フェスタ事業補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、ふじさわ産業フェスタ事業補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、5月及び事業完了後の2回とする。

2 実行委員会は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、その都度、請求書を市長に提出しなければならない。

(事業完了届及び事業実績報告書の提出)

第8条 実行委員会は、当該事業を完了したときは、速やかに事業完了届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 実行委員会は、当該事業を完了したときは、ふじさわ産業フェスタ事業補助金事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後2月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第8号様式)

(備付帳簿)

第9条 実行委員会は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 実行委員会は、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふじさわ産業フェスタ事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成25年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

藤沢市拠点駅等周辺商業活性化事業補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日
改正 平成24年4月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成30年4月1日
改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の主要な都市拠点にふさわしい藤沢の顔、玄関口として、地域資源を活用した拠点駅周辺の商業集積の実現を図り、地域経済の活力再生を目指す事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 拠点駅 この要綱で掲げる拠点駅とは、藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅のことをいう。
- (2) 商店街団体 補助金交付を受けようとする年度の4月1日現在において、一般社団法人藤沢市商店会連合会に加盟している商店街団体をいう。
- (3) 拠点駅周辺商業活性化事業 商店街団体、地域の団体事業者、大学やNPO法人など多様な主体が連携し、地域資源を活用した拠点駅周辺の商業集積及び周辺商業の活性化を図るために実施する事業で次に掲げる要件を備えている事業とする。
 - ア 拠点駅周辺の商業集積及び周辺商業の活性化が見込まれる事業であること。
 - イ 来街者の回遊性向上が見込まれる事業であること。
 - ウ 商店街団体を含む、多様な団体等が事業実施に関連している事業であること。
 - エ ソフト的要素を持った事業であること。
 - オ 継続性が見込まれる事業であること。
 - カ 補助対象事業費の合計が100万円以上の事業であること。
 - キ 施設の整備のみ又は空き店舗への出店のみに関する事業でないこと。
- (4) 藤沢宿・遊行の盆事業 歴史的資源等を活用して、藤沢駅周辺の商業及び観光の活性化を図るために、藤沢商工会議所及び藤沢宿・遊行の盆実行委員会が実施する事業をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額、交付時期、補助対象期間は別表のとおりとする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、拠点駅等周辺商業活性化事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業の開始前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 拠点駅等周辺商業活性化事業補助金事業計画書

- (2) 収支予算書(第2号様式)
 - (3) その他、市長が必要と認める書類
- (補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、拠点駅等周辺商業活性化事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに拠点駅等周辺商業活性化事業補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、拠点駅等周辺商業活性化事業補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(事業実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、拠点駅等周辺商業活性化事業補助金事業完了届兼事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第7号様式)
- (3) 実施事業の写真
- (4) 領収書の写し

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	交付時期	補助対象期間
拠点駅周辺商業活性化事業	専門家謝金、専門家旅費、交通費、会議費、会場借料、借損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、什器備品費、賃金、雑役務費等の事務経費、委託費、施設整備関係費、家賃、商品開発・販路開発にかかる経費、改装費、資料作成、購入費、材料費、集計・分析費、ソフト開発費、商標権等取得経費、その他事業の目的を達成するために必要と認める経費	補助対象経費の3分の1以内（ただし、500万円を上限とする。）	事業完了後に一括払い	複数年度にわたる場合には、最大3年度を補助対象とする。ただし、毎年度ごと交付申請を行うものとする。
藤沢宿・遊行の盆事業	1 運営費 2 会場設営費 3 会場警備費 4 広告宣伝費 5 謝礼 6 招致費	補助対象経費の2分の1以内（ただし、500万円を上限とする。）	事業完了後に一括払い	市長が別に定める

藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金交付要綱

制定 平成27年 9月 1日

改正 平成28年 4月 1日

改正 平成28年11月25日

改正 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、旧東海道藤沢宿街なみ継承地区における商業の活性化を図るため、事業者が地区の特性を活かした店舗を開業する際に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街なみ継承地区 藤沢市街なみ百年条例(平成26年藤沢市条例第24号)に基づいて指定された「旧東海道藤沢宿街なみ継承地区」をいう。
- (2) 事業者 当該地区において、旧東海道藤沢宿街なみ継承地区街なみ継承ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の趣旨に沿った店舗を開業及び営業する個人又は法人をいう。
- (3) 店舗 事業者がガイドラインの趣旨に沿った店舗の開業及び営業の実施を目的として自ら所有又は賃借する店舗であり、当該地区内に存するものをいう。
- (4) 原本証明 事業者(事業者が法人である場合はその代表者)が、原本の写し等に原本と相違ない旨並びに事業者名(事業者が法人である場合は事業者名及びその代表者名)を記し、押印することにより、原本と相違ないことを証明することをいう。

(事業者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる事業者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 事業者は、当該地区内に新たに開業する個人又は法人であること。なお、地区内に支店等を新たに開業する既存事業者を含む。
- (2) 事業者が個人である場合は、開業時点で18歳以上であること。
- (3) 補助金の交付対象期間(初回交付から2年間)終了後も、当該地区において、ガイドラインの趣旨に沿った店舗の営業を継続する計画を備えていること。
- (4) 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていない者であること。
- (5) 公的資金などの活用も含め事業運営に必要な自己資金を有していること。
- (6) 許可若しくは認可が必要な事業を開始しようとするときは、補助金の申請の際にその許可若しくは認可を受けている、又は許可若しくは認可を受ける見込みがあること。
- (7) 暴力団・暴力団員でないこと、又はそれらと社会的に非難されるべき関係を有することが認められないこと。

(店舗の形態)

第4条 補助金の交付を受けることのできる店舗の形態は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 当該地区内に存する建物を利用した店舗であること。
- (2) 原則として、交付決定後、一定期間内に営業を開始できること。
- (3) 原則として、週4日以上、午前10時から午後7時まで営業できること。
- (4) 賃貸借により店舗を設ける場合は、貸主と補助対象者との間に三親等以内の親族又は同一の企業等の経営に関与するなどの密接な関係がないこと。

(補助の対象業種)

第5条 店舗に来街者が集い憩えることを目的とし、また歴史を感じさせる雰囲気や地区の回遊性の向上に資する飲食店・小売業を補助対象とする。(例、カフェ・甘味処・手打ちそば屋等の飲食店、雑貨屋・駄菓子屋等の小売業)

(補助の対象事業等)

第6条 補助対象事業費及び補助率・限度額は、別表のとおりとする。ただし、算出した補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助の対象となる賃借料は、営業を開始する日が属する月の翌月以降(営業開始が月の1日の場合は、その日が属する月以降)の24月分とする。
- 3 国、県及び本市関係団体の補助制度や本市の他の補助制度の助成を受ける場合は、当該団体から交付される補助金のうち賃借料又は開業に要する改装工事費に相当する補助額を補助対象事業費から控除する。

(事業選定)

第7条 市長は、公募により希望者を募り、その中から対象事業者を選定するものとする。

- 2 市長は公募にあたって、応募者に藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金申込書兼事業計画書(第1号様式)の提出を求めるものとする。
- 3 市長は、別に定めるところにより設置する藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮問し、対象事業者の選定をすることができる。

(補助金交付の申請手続)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、対象事業の営業を開始するまでに藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金交付申請書(第2号様式)を、次の各号に掲げる補助金の種別毎の定めに従い市長に提出しなければならない。

- (1) 賃借料に係る補助金 補助金交付申請時に、店舗の賃貸借について、契約締結済み、又は賃借料等の条件が明らかになっており、速やかに契約締結できる状況にあること。ただし、前

年度に引き続き補助金交付申請を行おうとする場合については、当該年度の初日を期限としてあらためて当該年度分の交付申請をすること。

(2) 改装工事費に係る補助金 補助金交付申請時に、店舗の改装工事について、工事の内容や経費等の条件が明らかになっており、速やかに契約締結できる状況にあること。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 事業者が法人である場合にあつてはその定款及び申請前3月以内発行の登記事項証明書、事業者が個人である場合にあつてはその居住地を証する書類

(2) 事業者が法人である場合にあつては補助申請事業以外に実施する事業内容を明らかにする書類

(3) 事業計画図（賃借料に係る補助金の交付申請の場合にあつては店舗の平面図、改装工事費にかかる補助金の交付申請の場合にあつては店舗の平面図及び正面図）

(4) 店舗の位置図

(5) 店舗の写真（賃借前のもの。）

(6) 賃借料又は改装工事費を証明することができる契約書又は見積書（原本証明をしたものに限る。）

(7) 市税の納税証明書又は非課税証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 賃借料に係る補助金の交付申請に関する前項各号の書類は、その内容に変更がない場合限り、その翌年度以降に提出する申請書に添えることを要しないものとする。

4 第1項に定める申請は1事業者において同一事業につき1件までとする。

（補助金交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があつたときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際して、補助期間終了後も当該店舗において事業を継続することなどの交付条件を付することができる。

（届出義務）

第10条 改装工事費に係る補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に着手するときにあつては、事業着手届（第4号様式）に工事請負契約書の写し（原本証明をしたものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 改装工事費に係る補助金の交付を受けて事業を行うものは、完了したときにあつては、事業完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 写真（事業着手前と事業完了後）

(2) 完成図面

(3) 支払領収書（支払いが完了している場合。未払いの場合には事業報告書提出時に添付。原本証明をしたものに限る。）

(4) 振込通知書（代金を銀行振り込みで支払った場合。原本証明をしたものに限る。）

（事業の計画変更）

第11条 第9条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金変更承認申請書（第6号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金変更承認通知書（第7号様式）により通知する。

3 第9条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、市長に報告し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付）

第12条 賃借料に係る補助金は、2月ごとに分割して、改装工事費に係る補助金は、事業完了後支払う。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を各請求月の初日までに市長に提出しなければならない。

（事業実績報告書の提出）

第13条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。（賃借料補助金については、交付期間中の各年度毎に提出）

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支を証する書類の写し（原本証明したものに限る。）
- (3) 事業の状況を確認することができる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（報告）

第14条 市長は、補助金の適正執行のために必要と認められるときは、いつでも事業者に対し、事業の進捗状況等について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（交付決定の取り消し等）

第15条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用するなど、補助金の運用が適当でないとき。
- (3) この要綱の規定又は交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (4) 当初の事業計画・目的と著しく逸脱した事業を実施しているとき。
- (5) 市長の承認を得ずに店舗を転貸したとき。

- (6) 第11条第1項の規定により、市長が変更を承認しなかったとき。
- (7) 第11条第3項の規定により、市長が中止又は廃止を承認したとき。
- (8) 補助対象事業の実施期間が交付対象期間（初回交付から2年間）に満たなかったとき。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - ア 交付対象者の死亡または心身の障がいにより事業を継続できない場合。
 - イ 災害その他の避けることができない理由により事業を継続できない場合。
 - ウ その他の理由により事業を継続できないことがやむを得ないものと市長が認める場合。
- (9) その他、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により取り消しをする場合、市長は藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金交付決定取消通知書兼返還通知書（第9号様式）により、対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（備付帳簿）

第16条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成30年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第6条関係）

区 分	補助対象事業費	補助率・限度額
賃借料	<p>店舗を利用するために必要な賃借料であって、営業を開始する日が属する月の翌月以降（営業開始が月の1日の場合は、その日が属する月以降）に係るもの。</p> <p>ただし、賃貸借契約に定める月額賃借料を補助対象事業費とし、保証金、敷金、礼金、共益費、駐車場使用料、仲介手数料等賃貸借契約に係る諸費用は対象外とする。</p>	<p>補助率 店舗賃借料の2/3</p> <p>限度額 1か月あたり16万6千円</p>
改装工事費	<p>店舗を利用するために必要な改装工事のうち、改装工事費用が30万円以上のものであって、補助金の交付申請を行った日の属する年度の年度末までに終了するものに係る費用。</p> <p>ただし、開業に当たって必要な内装、外装、設備設置工事等に要する経費を補助対象事業費とし、家具等の備品費やリース料は対象外とする。</p>	<p>補助率 店舗改装費の2/3</p> <p>限度額 200万円</p>

藤沢市商業振興条例

平成19年12月26日

条例第29号

改正 平成24年12月7日条例第16号

平成26年2月27日条例第22号

平成30年6月15日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、商業の発展が地域経済及び地域社会に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興及び地域貢献のための基本的な事項を定めることにより、商業基盤の強化及び健全な発展を促し、もって市民生活の向上と良好な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 商業が、地域の人々の暮らしを支え、市民生活の向上を図る上で重要な役割を果たすことを認識し、市、地域経済団体、商店会、商業者及び事業者が相互に連携して、市民の理解と協力の下に、商業の振興及び地域貢献を推進していくことを基本とする。

(定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域経済団体 藤沢商工会議所、公益財団法人湘南産業振興財団、一般社団法人藤沢市商店会連合会その他の本市商業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- (2) 商店会 この市の区域内に存する商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合(商業に係るものに限る。)又は法人格を有しない商店会をいう。
- (3) 商業者 この市の区域内において商業を営む者をいう。
- (4) 事業者 この市の区域内に大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。)を設置する者、当該大規模小売店舗の運営管理を行う者及び当該大規模小売店舗において小売業を営む者をいう。

(平成24条例16・平成26条例22・平成30条例6・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、国、神奈川県及び地域経済団体と連携した上で、商業振興のための施策の策定、実施及び推進に努めるものとする。

2 市は、商店会の活性化及び商店会の経営基盤の安定化に資する支援に努めるものとする。

(地域経済団体の責務)

第5条 地域経済団体は、市と協力して、商業振興のための施策の実施に努めるものとする。

(商店会の責務)

第6条 商店会は、生活に必要な利便と良質な商品、地域に密着したサービス等を提供するとともに、商店会を中心とするにぎわいのある地域コミュニティの形成を目指して、イベント、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献に努めるものとする。

2 商店会は、会員相互の連携強化を図るとともに、組織の充実に努めるものとする。

3 商店会は、市及び地域経済団体が行う商業振興のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自らの創意工夫により経営基盤の強化に努めるとともに、地域社会の一員であるとの認識に立って、地域経済団体等と連携の上、市民の良好な生活環境に配慮した事業展開及び雇用促進、環境対策、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献に努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、法第4条の指針に基づき、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項に配慮するとともに、自らが地域社会における構成員であるとの認識に立って、地域経済団体等と連携の上、次に掲げる事項に関する事業(以下「地域貢献事業」という。)の実施に努めるとともに、公共的団体等が行う地域貢献事業に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

(1) 地域社会の活性化対策

(2) 地域における雇用対策

(3) ゴミの減量等の環境対策

(4) 防犯対策

(5) 青少年の非行防止対策

(6) 防災対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める事項

(地域貢献計画書の作成及び提出)

第9条 事業者のうち当該大規模小売店舗を代表する者は、規則に定めるところにより地域貢献事業に関する計画書(以下「地域貢献計画書」という。)を作成し、市長に提出しな

ればならない。

(地域貢献計画書の公表)

第10条 市長は、前条の規定により地域貢献計画書が提出されたときは、当該計画書の内容を公表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定は、この条例の施行前に既に設置されている大規模小売店舗の事業者にも適用する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第22号)

この条例は、公益財団法人湘南産業振興財団の設立の登記のあった日から施行する。

附 則(平成30年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

藤沢市商業振興条例施行規則

平成20年1月17日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市商業振興条例（平成19年藤沢市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(地域貢献計画書の提出者)

第3条 条例第9条に規定する大規模小売店舗を代表する者は、当該大規模小売店舗を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、協議により、条例第9条に規定する大規模小売店舗を代表する者を定めることができる。

(地域貢献計画書の様式及び提出期限)

第4条 地域貢献計画書の様式は、別記様式のとおりとする。

2 地域貢献計画書は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに作成し、各年度の6月30日までに市長に提出するものとする。ただし、大規模小売店舗を新設する場合における地域貢献計画書については、市長が別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

地域貢献計画書

年 月 日

藤沢市長

(提出者)
所在地
名称
代表者職氏名
電話番号

藤沢市商業振興条例第9条の規定により、次のとおり地域貢献計画書を提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地等
(名称)
(所在地)
(担当者名)
(電話番号)

- 2 地域貢献計画（ 年 月 日から 年 月 日まで）

地域貢献事業	地域貢献事業についての計画
1 地域社会の活性化対策	
2 地域における雇用対策	
3 ゴミの減量等の環境対策	
4 防犯対策	
5 青少年の非行防止対策	
6 防災対策	
7 営業時間の配慮	
8 店舗の閉鎖及び核テナントの撤退時における対応	
9 その他地域貢献事業	

藤沢商工会議所補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

改正 平成26年4月1日

改正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内商工業の総合的な振興を図るため、商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下「法」という。）の定めにより設立された藤沢商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、別表に定める事業とし、補助金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 会議所は、補助金の交付を受けようとするときは、藤沢商工会議所補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の初日に市長に提出しなければならない。

(1) 藤沢商工会議所事業計画説明書

(2) 収支予算書(第2号様式)

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢商工会議所補助金交付決定通知書(第3号様式)により、会議所に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第5条 会議所は、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢商工会議所補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢商工会議所補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、年2回とする。

2 会議所は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、その都度、請求書を市長に提出しなければならない。

(事業完了届兼事業実績報告書の提出)

第7条 会議所は、当該事業を完了したときは、藤沢商工会議所補助金事業完了届兼事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業終了後1月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第7号様式)

(備付帳簿)

第8条 会議所は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 会議所は、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、藤沢商工会議所補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区 分	補助対象事業
事業費補助金	法第9条に規定され会議所が実施する事業のうち次の事業 1 青年部育成事業 2 表彰事業 3 情報化推進事業 4 広報活動事業 5 合同入社式・新入社員研修会事業 6 その他補助金の交付対象として市長が認める事業

藤沢市商店街経営基盤支援事業等補助金交付要綱

制定 平成16年9月1日
改正 平成22年4月1日
改正 平成23年4月1日
改正 平成24年4月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成25年7月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成28年6月16日
改正 平成29年4月1日
改正 平成30年4月1日
改正 平成30年7月1日
改正 平成31年4月1日
改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、商店街の活性化を図るため、商店街団体が実施する商店街経営基盤支援事業等に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街団体 一般社団法人藤沢市商店会連合会（以下「商連」という。）及び補助金の交付を受けようとする年度の4月1日現在において、商連に加盟している商店街をいう。
- (2) 商店街共同施設設置事業 商店街団体が商店街の環境改善のために実施する街路灯等の共同施設設置事業をいう。
- (3) 商店街街路灯撤去事業 商店街団体が解散に伴い安全確保のために実施する街路灯の撤去事業をいう。
- (4) 顧客用駐車場運営事業 商店街団体が消費者の利便を図るために実施する駐車場の運営管理・提携事業をいう。
- (5) 街路灯等維持管理事業 商店街団体が消費者の安全と防犯のために実施する街路灯等の維持管理事業をいう。
- (6) ショッピングモール事業 商店街団体が快適な買い物空間の確保を図るために実施するモール化事業をいう。

(補助事業及び補助率等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、商店街共同施設設置事業、商店街街路灯撤去事業、顧客用駐車場運営事業、街路灯等維持管理事業及びショッピングモール事業とする。

2 補助事業における補助率等は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 商店街共同施設設置事業にかかる算定基準及び補助の額は、別表第1、別表第2のとおり

とする。

(2) 商店街街路灯撤去事業にかかる算定基準及び補助の額は、別表第3のとおりとする。

(3) 顧客用駐車場運営事業にかかる算定基準及び補助の額は、別表第4のとおりとする。

(4) 街路灯等維持管理事業にかかる算定基準及び補助の額は、総事業費又は東京電力エナジーパートナー株式会社が算出した公衆街路灯電灯料に相当する額のいずれか低い額の100%以内とする。

(5) ショッピングモール事業にかかる算定基準及び補助の額は、施設・事業内容に応じて、市長が予算の範囲内で補助率を決定するものとする。

3 補助金の額を算出した場合において、当該補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請等に係る添付書類)

第4条 補助金の交付を受けようとする商店街団体は、商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書(第1号様式)に別表第5に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、商店街経営基盤支援事業等補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該商店街団体に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けようとする商店街団体は、事業に着手するときにあつては、商店街経営基盤支援事業等補助金事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては、商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届(第5号様式)に別表第5に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けた商店街団体が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに商店街経営基盤支援事業等補助金事業計画変更承認申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、商店街経営基盤支援事業等補助金事業計画変更承認通知書(第7号様式)により通知する。

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けた商店街団体は、当該事業を完了したときは、商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書(第8号様式)に別表第5に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けた商店街団体は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた商店街団体は、当該補助金により取得した共同施設等について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月16日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

(検討)

2 市長は、平成34年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果

について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表第1 (第3条関係)

施設	補助要件	最低事業費	補助率	補助限度額	種類設置	
					1種類設置	2種類以上設置
街路灯	新設 (既存街路灯の撤去を伴うものを含む)	2.5万円	7.5%以内	街路灯1基あたりの補助限度額を次のとおりとする。 既存の街路灯の撤去を伴う場合 1灯式 450,000円 2灯式 637,000円 既存の街路灯の撤去を伴わない場合 1灯式 375,000円 2灯式 562,000円	1	0
	修繕					
サイン施設 (片アーチ類及び案内看板類)	1. 街路灯の破損や老朽化に伴う修繕、及び従前から使用している脚部を利用し、その他の部分を新設する場合のもの。 2. 水銀灯からLEDランプ等環状配電されたランプへの交換を含むもの。	2.5万円	7.5%以内	街路灯1基あたりの補助限度額を次のとおりとする。 1灯式 150,000円 2灯式 300,000円 1基あたり補助限度額を100万円とする。	2	0
	次のいずれかに該当する施設。 1. 「片アーチ類」商店街の存在及び商店街の存在する通りの名称等を消費者に周知させることを主たる目的として設置する案内施設で、街路灯、看板類でないもの。 2. 「案内看板類」商店街の構成店、その内容又は商店街の存在する通りの名称等を消費者に周知させることを主な目的として設置する案内施設で、街路灯でないもの。 3. 他の商店街と類似しないデザインであること。					
情報関連施設	商店街が販売促進、顧客管理、情報提供等のための情報化共同事業を実施する際に必要となる一連の情報処理システムで、以下に掲げる施設。 1. システムを構成する電子計算機及び会員店舗等に設置される端末装置等の情報処理機器 2. システムとして稼働させるために必要となるパッケージ型プログラムソフト。ただし、カード等の消耗品類、別途必要となるシステム設計、プログラム開発経費、機器の更新・追加及びリース料については補助しない。 〔施設〕 商店街カードシステム (スタンブカード、プリペイドカード、クレジットカード等) 商店街POSシステム等	—	3.0%以内	(1) 会員の相当部分が商店街団体との間に情報化共同事業を継続的に利用する旨を締結するなど、当該事業が会員の相当部分によって十分利用されるようになっているものであること。 (2) 会員店舗に設置される端末装置等は商店街団体が所有し、その維持管理を行うものとする。	1	0
駐車場施設	1. 商店街が来街者に利便を供する目的で設置する駐車場施設であること。 (商店街顧客専用駐車場であることを示す看板、アスファルト舗装、フェンス、遮断機等。) 2. 収容台数が1駐車場あたり5台以上であること。 3. 借地の場合は、借地契約期間が1年以上であり、かつ5年以上の存置が見込めること。 4. 利用料金を設ける場合には、施設の維持管理に要する経費を超えることのないように充分配慮すること。	—	3.0%以内		4	0
駐輪場施設	1. 商店街が来街者に利便を供する目的で設置する駐輪場施設であること。 (商店街顧客専用駐輪場であることを示す看板、アスファルト舗装、フェンス等) 2. 収容台数が1駐輪場あたり20台以上であること。 3. 借地の場合は、借地契約期間が1年以上であり、かつ5年以上の存置が見込めること。 4. 利用料金を設ける場合には、施設の維持管理に要する経費を超えることのないように充分配慮すること。	—	3.0%以内		5	0
防犯カメラ	1. 防犯カメラの新設、更新及び修繕に係る経費を補助対象とする。 (既存防犯カメラの撤去を伴うものを含む) 2. その他、以下の条件を満たしていること。 (1) 犯罪の予防を目的として、特定の場所に常設するカメラで、映像表示、通信、録画のために必要な関連機器で構成された装置であること。 (2) 藤沢市防犯カメラ運用基準をすべて満たすものであること。 (3) 設置に必要な許可を受けていること。 (4) 関係法令に違反していないこと。	—	7.5%以内	(1) 新設、更新、修繕の場合 (簡易修繕を除く) 防犯カメラ1台あたりの補助限度額を375,000円とする。 (2) 簡易修繕の場合 1団体の単年度あたり補助限度額を200,000円とする。 また、1団体の単年度あたり申請回数は、2回を上限とする。	2	0

別表第2 (第3条関係)

商店街振興組合及び商店街の事業協同組合に対する補助金の対象及び補助率等

施 設	補 助 要 件	補 助 率 等	補助限度額
組合共同施設	<p>次に掲げる施設の中で、以下に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1. 組合又は組合員の経営の向上に資するために設置又は所有する施設で、その利用についてはすべての組合員又は大多数の組合員が同時又は交互に利用し得る施設であること。なお、「組合員」とは商店街振興組合、商店街の事業協同組合を構成する者をいう。</p> <p>2. しゃし、遊興に関する施設でないこと。「建物」事務所、倉庫、コミュニティーセンター等（建物の付属設備を含む。）「構築物」受電送配電設備、放送無線通信設備等</p>	<p>1. 補助金の額は、市長が必要と認める施設費総額を次に定める金額に区分して、それぞれの率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。</p> <p>500万円以下の金額は、25%とする。</p> <p>500万円を超え、1,000万円以下の金額は、15%とする。</p> <p>1,000万円を超える金額は、10%とする。</p> <p>2. 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	300万円

別表第3 (第3条関係)

施設	補助要件		最低事業費	補助率	補助限度額
街路灯	撤去	商店街の解散によりやむを得ない事情で街路灯撤去のみを行うもので、かつ設置後10年を経過し、安全確保のため撤去が必要と商連と市長が判断したものとする。	10万円	30%以内	500万円

別表第4 (第3条関係)

駐車場種別	補助要件	補助対象経費等	補助率	補助限度額
借上駐車場	年間を通じて駐車空間を借り上げて商店街団体自らが運営管理できるもので、1駐車場当たり5台以上の駐車ができるもの。なお、縁石等で区画され顧客用駐車場であることを明確に表示したものでなければならない。	土地賃貸借契約金額及び遮断機等のリース料。 ただし、補助対象台数は、当該商店街団体の会員数以内とし、最高限度台数は、50台とする。	45%以内	1商店街団体 当たり 200万円
提携駐車場	商店街団体と駐車場会社とが提携契約することにより、年間を通じて駐車利用ができ、駐車券のチェックができるもの。なお、駐車利用提携施設であることを明確に表示したものでなければならない。	駐車場使用契約書に定める駐車場利用金額。	45%以内	

事業名	添付書類
商店街共同施設設置事業	1. 申請時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書 (第1号様式)
	② 収支予算書 (第2号様式)
	③ 当年度総会等資料 (前年度の事業報告・収支決算書と当年度事業計画書・収支予算書 (申請する事業の実施が記載されたもの))
	④ 当年度総会等議事録の写し (要原本証明)
	⑤ 会員名簿
	⑥ 定款又は規約
	⑦ 見積書の写し (参考見積も含め2社以上、防犯カメラの簡易修繕については参考見積不要、要原本証明)
	⑧ 施設設置位置図
	⑨ 施設設計図 (平面図、正面図等)
	⑩ 土地使用承諾書の写し (設置場所が民有地の場合、要原本証明)
	⑪ 行政庁の許可書の写し (設置場所が公有地の場合、要原本証明)
	⑫ 着手前現地写真
	2. 事業着手時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業着手届 (第4号様式)
	② 契約書の写し (要原本証明)
	3. 事業完了時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届 (第5号様式)
	② 完成図面 (申請時と同じものであれば省略できる)
	③ 支払領収書等の写し (支払が完了していない場合事業報告時、要原本証明)
	④ 完成写真
	⑤ 完成物が提出可能なものについては、完成物
	4. 事業報告時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書 (第8号様式)
	② 収支決算書 (第9号様式)
	1. 申請時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書 (第1号様式)
	② 収支予算書 (第2号様式)
③ 当年度総会等資料 (前年度の事業報告・収支決算書と当年度事業計画書・収支予算書 (申請する事業の実施が記載されたもの))	
	④ 当年度総会等議事録の写し (要原本証明)
	⑤ 会員名簿
	⑥ 定款又は規約
	⑦ 見積書の写し (参考見積も含め3社、要原本証明)
	⑧ 施設設置位置図
	⑨ 着手前現地写真
	⑩ 街路灯撤去理由書
	⑪ 撤去に係る一般社団法人藤沢市商店会連合会意見書
	2. 事業着手時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業着手届 (第4号様式)
	② 契約書の写し (要原本証明)
	3. 事業完了時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届 (第5号様式)
	② 完成図面 (申請時と同じものであれば省略できる)
③ 支払領収書等の写し (支払が完了していない場合事業報告時、要原本証明)	
	④ 完成写真
	4. 事業報告時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書 (第8号様式)
	② 収支決算書 (第9号様式)

顧客用駐車場運営事業	1. 申請時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書（第1号様式）
	② 収支予算書（第2号様式）
	③ 総事業費、補助対象事業費、補助金額等がわかる積算書類
	④ 委任状（商店街団体が申請等を委任する場合）
	⑤ [借上駐車場] 土地賃貸借契約書及び遮断機等のリース契約書の写し（要原本証明） [提携駐車場] 駐車場使用契約書の写し（要原本証明）
	⑥ 当年度総会等資料 （申請等を委任している場合、一般社団法人藤沢市商店会連合会の総会等資料）
	⑦ 定款又は規約 （申請等を委任している場合、一般社団法人藤沢市商店会連合会の定款）
	⑧ 一般社団法人藤沢市商店会連合会加盟の会員名簿
	2. 事業完了時
① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届（第5号様式）	
② 支払領収書等の写し （支払が完了していない場合事業報告時、要原本証明）	
3. 事業報告時	
① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書（第8号様式）	
② 収支決算書（第9号様式）	
街路灯等維持管理事業	1. 申請時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書（第1号様式）
	② 収支予算書（第2号様式）
	③ 総事業費、補助対象事業費、補助金額等がわかる積算書類
	④ 委任状（商店街団体が申請等を委任する場合）
	⑤ 当年度総会等資料 （申請等を委任している場合、一般社団法人藤沢市商店会連合会の総会等資料）
	⑥ 定款又は規約 （申請等を委任している場合、一般社団法人藤沢市商店会連合会の定款）
	⑦ 一般社団法人藤沢市商店会連合会加盟の会員名簿
	2. 事業完了時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届（第5号様式）
② 支払領収書等の写し （支払が完了していない場合事業報告時、要原本証明）	
3. 事業報告時	
① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書（第8号様式）	
② 収支決算書（第9号様式）	

ショッピングモール事業	1. 申請時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書（第1号様式）
	② 収支予算書（第2号様式）
	③ 当年度総会等資料（前年度の事業報告・収支決算書と当年度事業計画書・収支予算書（申請する事業の実施が記載されたもの））
	④ 当年度総会等議事録の写し（要原本証明）
	⑤ 会員名簿
	⑥ 定款又は規約
	⑦ 見積書の写し（要原本証明）
	⑧ 施設設置位置図
	⑨ 土地使用承諾書の写し（設置場所が私有地の場合、要原本証明）
	⑩ 行政庁の許可書の写し（設置場所が公有地の場合、要原本証明）
	⑪ 着手前現地写真
	2. 事業着手時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業着手届（第4号様式）
② 契約書の写し（要原本証明）	
3. 事業完了時	
① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届（第5号様式）	
② 完成図面（申請時と同じものであれば省略できる）	
③ 支払領収書等の写し （支払が完了していない場合事業報告時、要原本証明）	
④ 完成写真	
4. 事業報告時	
① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書（第8号様式）	
② 収支決算書（第9号様式）	

(注) この表において「原本証明」とは、原本の写しを提出する場合に、商店街団体の代表者が原本と相違ないことを証明するために、当該原本の写しに、原本と相違ない旨、団体名及びその代表者名を記し、並びに押印したものをいう。

藤沢市商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金交付要綱

制定	平成22年4月1日
改正	平成23年4月1日
改正	平成24年4月1日
改正	平成24年6月1日
改正	平成25年4月1日
改正	平成25年7月1日
改正	平成27年4月1日
改正	平成28年4月1日
改正	平成30年4月1日
改正	令和2年4月1日
改正	令和3年4月1日
改正	令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、一般社団法人藤沢市商店会連合会（以下「商連」とする。）又は商連に加盟している商店街（以下「商店街」とする。）が取り組む商店街の特色づくりなどに対し重点的に支援を行うことで地域商業の活性化を図るため、商店街にぎわいまちづくり支援事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において「商店街にぎわいまちづくり支援事業」とは、次に掲げるいずれかに該当する事業とする。ただし、第1号及び第2号に規定する事業については、事業開始から5年以上経過（大規模な地震、風水害その他の事象により通常の開催が困難となった期間を除く。）しているものは対象としない。

- (1) 商店街の特色づくり、方向性づくりに関する事業
- (2) パートナーシップ推進に関する事業
- (3) 後継者育成に関する事業
- (4) 商店街に直接の消費や賑わいをもたらす販売促進事業で商連が認めた事業
- (5) 商連が実施するまちゼミ事業
- (6) 前5号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条の事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

謝金、会議費（食料費についてはコーヒー代程度とする）、賃借料、借損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、什器備品費（汎用性の高いものは除く）、賃金、雑役務費等の事務経費、委託費、施設整備関係費、家賃、商品開発・販路開発にかかる経費、改装費、資料作成・購入費、材料費（食材料費は除く）、集計・分析費、ソフト開発費、商標権等取得経費、地域産品を活用した景品・販売促進費（再来店を促すもの）、その他事業の目的を達成するた

めに必要と認める経費

(補助率・補助限度額)

第4条 補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、複数の商店街が連合して組織されていると認められる場合の補助限度額については、この限りではない。

2 算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事業選定及び補助申請可能額の決定)

第5条 市長は、対象事業の選定について、必要があれば別に定める商店街にぎわいまちづくり支援事業選考委員会（以下、「選考委員会」とする。）を設置することができる。

2 市長は、選考委員会の評価をもとに予算の範囲内において、補助申請可能額を決定し、商店街に対して通知する。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開始までに市長に提出しなければならない。

(1) 商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金事業計画説明書

(2) 収支予算書（第2号様式）

(3) 第2条4号補助対象事業については、商店街から提出のあった事業計画書の写し

(4) 第2条4号補助対象事業については、前号に規定する事業計画書に対する評価調書の写し

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第8条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付は、事業完了後一括払いとする。

(事業実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、商店街にぎわいまちづくり支援事業補助金事業完了届兼事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書（第7号様式）

(3) 実施事業の写真

(4) 領収書の写し

(5) 第2条4号補助対象事業については、商店街から提出のあった事業報告書の写し

(検査等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けたものに対して、事業に関する指示又は検査をすることができる。

(備付帳簿)

第12条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(助金交付申請書の提出期限の特例)

2 この要綱の施行された年度における補助金交付申請については、第5条の規定を適用しないものとする。

(検討)

3 市長は、平成28年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表 (第4条関係)

事業内容	補助率	補助限度額
商店街の特色づくり、方向性づくりに関する事業	3 / 4 以内	1 5 0 万円
パートナーシップの推進に関する事業	1 / 2 以内	8 0 万円
後継者育成に関する事業	3 / 4 以内	5 0 万円
直接の消費や賑わいをもたらす販売促進に関する事業	1 / 2 以内	6 0 万円
まちゼミ事業	3 / 4 以内	1 5 0 万円
市長が必要と認める事業	その都度、市長が定めるものとする	

藤沢市商店会連合会補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 平成30年4月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、一般社団法人藤沢市商店会連合会（以下「商連」という。）の適正かつ円滑な運営及び市内商業の総合的な振興を図るため、その運営及び事業に必要な事務局職員の人件費並びに商連が実施する事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。
(補助の対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業等は、次の各号のいずれかに該当する事業等とし、補助金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が別に定める額とする。

- (1) 商店街及び商店の近代化の推進並びに商店街の再開発に関する調査・研究及び指導
- (2) 商業に関する講習会・研修会・見学会等の開催
- (3) 消費者との研究会・懇談会等の開催
- (4) 社会福祉活動の推進事業
- (5) 商業に関する情報及び資料の提供
- (6) 商業に関する調査・研究事業
- (7) 機関紙及び刊行物の発行
- (8) 商店街等の運営及び経営の相談・指導
- (9) 商店街の組織化推進事業
- (10) 商業振興事業の推進
- (11) 地方公共団体等の事業への協賛・参画
- (12) 商連の運営及び事業に必要な事務局職員の人件費
- (13) その他市内商業の総合的な振興を図るために必要な事業

(補助金交付の申請手続)

第3条 商連は、補助金の交付を受けようとするときは、藤沢市商店会連合会補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の初日に市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市商店会連合会事業計画説明書
- (2) 収支予算書(第2号様式)

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市商店会連合会補助金交付決定通知書(第3号様式)により、商連に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第5条 商連は、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市商店会連合会補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市商店会連合会補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金は、年4回を限度とし、分割して交付することができる。

2 商連は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、その都度、請求書を市長に提出しなければならない。

(事業完了届及び事業実績報告書の提出)

第7条 商連は、当該事業を完了したときは、速やかに事業完了届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 商連は、藤沢市商店会連合会補助金事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後2月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第8号様式)

(備付帳簿)

第8条 商連は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 商連は、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市商店会連合会補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成28年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

藤沢市中小企業融資要綱

制定 昭和48年 4月 1日

改正 令和 6年 4月 1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るための融資制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 中小企業者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する者をいう。ただし、中小企業以外の者が発行済株式総数（または出資額）の2分の1を超えて出資している者を除く。
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律で定める事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、企業組合
- (3) 商店街振興組合法に定める商店街振興組合

(融資制度の種類)

第3条 この要綱に定める融資制度の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業支援資金（経営の合理化に必要な事業資金）
- (2) 災害復旧資金（水害等災害の復旧資金）
- (3) 景気対策特別資金
- (4) 小規模企業緊急資金
- (5) 創業支援資金（創業支援資金「キュンとするスタートアップ」をいう。）

(融資対象者)

第4条 前条第1号から第4号の融資制度を利用できる者は、第2条に掲げる中小企業者で、神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証の対象となる条件を備えた者のうち、次の各号及び融資制度各則に該当する者のほか、市長が融資対象者として特に認めた者とする。

- (1) 本市に主たる事業所を有し、かつ、本市において既に事業を行っていること。
- (2) 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと。

2 前条第5号の融資制度を利用できる者は、次の各号及び融資制度各則に該当する者のほか、市長が融資対象者として特に認めた者とする。

- (1) 本市に主たる事業所を有し、かつ、本市において既に事業を行っている開業5年未満の者、もしくは、本市に住民登録のある個人。
- (2) 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この制度を利用することができない。

- (1) この融資制度を偽って利用した者
- (2) 融資資金の返済能力がないと認められる者
- (3) 金融機関等から融資を受け、その返済を延滞している者
- (4) 信用保証協会が代位弁済している者及びその保証人となっている者
- (5) 金融機関との取引が停止中の者

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は、藤沢市と融資預託契約を締結した各金融機関のうち、原則として市内の本店または支店とする。

(保証人及び担保)

第6条 申込人は、融資を実行するにあたり、それぞれ融資制度各則（災害復旧資金については、市長が別に定める規程）に定める保証協会の保証を得なければならない。

2 前項の保証協会の保証に係る保証人及び担保については、保証協会の定めるところによるものとする。

3 取扱金融機関は、第1項の保証協会の保証のうち、法第2条第5項の規定に基づく保証（以下「セーフティネット保証」という。）を得て融資を受けた者が同項第5号の特定中小企業者である場合は、保証協会に対して同協会の定める所定の報告を行うものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が、1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付されたものはこの限りではない。なお、取扱金融機関が保証協会に対して同協会の定める所定の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

(融資資金使途の対象除外)

第7条 次の各号に掲げる使途に供する資金については、これを融資の対象としない。

- (1) 開業のための資金
- (2) 旧債の借り換えのための資金
- (3) 権利金、保証金及び敷金
- (4) 事業の用に供さない土地購入資金
- (5) 出資金及びこれに類する資金
- (6) 投機的資金
- (7) 転貸資金
- (8) 生活資金
- (9) 住宅資金
- (10) しゃし遊興資金
- (11) その他市長が不相当とする資金

2 第3条第1号及び第3号に掲げる資金のうち借換資金については、前項第2号の資金も融資対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第5号に掲げる資金については、第1項第1号の資金も融資対象とする。

(融資の取消)

第8条 市長は、融資を受けようとする者または融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、取扱金融機関と協議のうえ融資を取り消すことができる。

- (1) 市長が、融資対象者の確認をした日又は申込資格確認通知書を交付した日から30日以内に取扱金融機関へ融資の申込手続きをしないとき。
- (2) 申込内容に偽りがあったとき。
- (3) この要綱に定める資格要件を失ったとき。

(必要書類の整備)

第9条 取扱金融機関は、審査に当たり必要があるときは、申込人に対し審査に必要な書類等の提出を求めることができる。

(借入者の遵守事項)

第10条 融資を受けた者が、この要綱及び関係機関との約定に抵触するときは、その旨を遅滞なく市長に申し出なければならない。

第2章 融 資 制 度 各 則

第1節 中小企業支援資金

(融資制度の内容)

第11条 この制度は、次に掲げる各号により実施する。

- (1) 融資対象者
保証協会の保証の対象となる者
- (2) 資金使途
 - ア 事業資金
中小企業者の事業活動に必要な運転資金及び設備資金。
ただし、イ、ウ及びエに規定する資金を除く。
 - イ 設備導入特別資金
市内における事業活動に必要な設備資金及び当該設備導入に伴い必要な運転資金。
ただし、設備資金と運転資金を併用する場合にあっては、第5号に規定する融資の申込みに係る利用総額における設備資金としての額の割合が50パーセント以上であること。
 - ウ 借換資金
保証協会の保証を得た資金を利用している中小企業者の資金調達の円滑化等に必要な事業資金。
 - エ 短期

中小企業者の事業活動に必要な資金で1年以内に一括返済することが可能なもの。

(3) 融資条件

ア 貸付限度額

5,000万円

イ 貸付利率（固定金利に限る）

1年以内の場合 年1.5%以内

1年超5年以内の場合 年1.8%以内

5年超10年以内の場合 年2.1%以内

ただし、設備導入特別資金は1年超についても年1.5%以内

ウ 貸付期間、返済方法

(ア) 第2号ア、イ及びウについては、1年超10年以内の元金均等割賦返済（期間中12ヵ月以内の据置期間を置くことができる）。ただし、返済期間中繰り上げて償還することができる。

(イ) 第2号エについては、1年以内の一括返済

(4) 保証協会の保証

第6条第1項に定める保証協会の保証については、一般保証、セーフティネット保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条の規定に基づく東日本大震災復興緊急保証（以下「震災緊急保証」という。）のいずれかとする。ただし、設備導入特別資金及び借換資金については、一般保証とセーフティネット保証に限るものとする。

(5) 申込手続等

ア 融資の申込み

融資の申込みをしようとする者は、藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書（以下「確認依頼書」という。）を市長に提出し、融資対象者であることの確認を受けた後、藤沢市中小企業融資申込書（以下「融資申込書」という。）を取扱金融機関に提出するものとする。

イ 申込みに必要な添付書類

(ア) 許認可等を要する事業については各種許認可証等の写し

(イ) 設備資金については見積書の写し

(ウ) 個人事業者のうち市外在住者は、事業内容が確認できる書類（事業所等の所在地、事業の種類及び開業年月日が記載されているもの）

(エ) 設備導入特別資金については設備導入計画書

(オ) 融資の申込みをしようとする者が、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）である場合にあつては、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿並びに社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）。又、当該N

PO法人が、収益事業を行っている場合は、収益事業分の確定申告書。

(カ) 第2号イのうち中小企業融資制度利子補給要綱(昭和56年4月1日制定)第3条の表(1)に示す「設備導入特別資金(SDGs)」の適用を受ける者は、「ふじさわSDGs共創パートナー制度」又は「かながわSDGsパートナー」に登録していることがわかる書類

(キ) その他市長が必要と認める書類

ウ 融資の報告

取扱金融機関は、融資を実施した場合すみやかに藤沢市中小企業融資報告書(以下「融資報告書」という。)により、市長に報告しなければならない。なお、中小企業融資制度利子補給要綱(以下「利子要綱」という。)第2条第1号の要件を満たす者については、利子払込計算書を添付するものとする。

第2節 災害復旧資金

(融資制度の内容)

第12条 災害復旧資金制度の内容について必要な事項は、災害の都度市長が定める。

第3節 景気対策特別資金

(融資制度の内容)

第13条 この制度は、次に掲げる各号により実施する。

(1) 融資対象者

ア 1年以上同一事業を継続して行っていること。

イ 最近3ヵ月または6ヵ月の売上額又は売上総利益額の合計が、直近3ヵ年のいずれかの年の同期に比して減少している者。

(2) 資金使途

ア 事業資金

中小企業者の経営安定に必要な運転資金及び設備資金

イ 借換資金

第3条に定める資金を利用している中小企業者の資金調達の円滑化等に必要な事業資金

(3) 融資条件

ア 貸付限度額

2,000万円

イ 貸付利率(固定金利に限る)

年1.4%以内

ウ 貸付期間、返済方法

1年超7年以内の元金均等割賦返済(期間中12ヵ月以内の据置期間を置くことができる)。ただし、返済期間中繰り上げて償還することができる。

(4) 保証協会の保証

第6条第1項に定める保証協会の保証については、一般保証、セーフティネット保証、震災緊急保証のいずれかとする。

(5) 申込手続等

ア 融資の申込み

融資の申込みをしようとする者は、確認依頼書を市長に提出し、融資対象者であることの確認を受けた後、融資申込書を取扱金融機関に提出するものとする。

イ 申込みに必要な添付書類

(ア) 許認可等を要する事業については各種許認可証等の写し

(イ) 設備資金については見積書の写し

(ウ) 個人事業者のうち市外在住者は、事業内容が確認できる書類（事業所等の所在地、事業の種類及び開業年月日が記載されているもの）

(エ) 本条第1号の融資対象者であることを確認できる財務書類

(オ) 融資の申込みをしようとする者が、NPO法人である場合にあっては、事業報告書等。又、当該NPO法人が、収益事業を行っている場合は、収益事業分の確定申告書

ウ 融資の報告

取扱金融機関は、融資を実施した場合すみやかに融資報告書により、市長に報告しなければならない。なお、利子要綱第2条第3号の要件を満たす者については、利子払込計算書を添付するものとする。

第4節 小規模企業緊急資金

(融資制度の内容)

第14条 この制度は、次に掲げる各号により実施する。

(1) 融資対象者

法第2条第3項第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する者

(2) 資金使途

事業資金（小規模企業者の事業活動に必要な運転資金及び設備資金）

(3) 融資条件

ア 貸付限度額

500万円

イ 貸付利率（固定金利に限る）

年1.8%以内

ウ 貸付期間、返済方法

1年超5年以内の元金均等割賦返済（期間中4ヵ月以内の据置期間を置くことができる）。ただし、返済期間中繰り上げて償還することができる。

(4) 保証協会の保証

第6条第1項に定める保証協会の保証については、一般保証とする。

(5) 申込手続等

ア 融資の申込み

融資の申込みをしようとする者は、確認依頼書を市長に提出し、融資対象者であることの確認を受けた後、融資申込書を取扱金融機関に提出するものとする。

イ 申込みに必要な添付書類

(ア) 許認可等を要する事業については各種許認可証等の写し

(イ) 設備資金については見積書の写し

(ウ) 個人事業者のうち市外在住者は、事業内容が確認できる書類（事業所等の所在地、事業の種類及び開業年月日が記載されているもの）

(エ) 融資の申込みをしようとする者が、NPO法人である場合にあっては、事業報告書等。又、当該NPO法人が、収益事業を行っている場合は、収益事業分の確定申告書

ウ 融資の報告

取扱金融機関は、融資を実施した場合、利子払込計算書を添付し、すみやかに融資報告書により市長に報告しなければならない。

第5節 創業支援資金

(融資制度の内容)

第15条 この制度は、次に掲げる各号により実施する。

(1) 融資対象者

保証協会の創業関連保証の対象となる者

(2) 資金使途

事業資金（創業者の市内で継続的な事業活動を新たに開始するために必要な運転資金及び設備資金）

(3) 融資条件

ア 貸付限度額

1,000万円

ただし、運転資金については、500万円

イ 貸付利率（固定金利に限る）

年1.8%以内

ただし、特定創業支援等事業（産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号）第2条第26項に規定する特定創業支援等事業をいう。）を受けた者については、年1.6%以内

ウ 貸付期間、返済方法

1年超7年以内の元金均等割賦返済（期間中12ヵ月以内の据置期間を置くことができる）。ただし、運転資金については、5年以内の元金均等割賦返

済（期間中12ヵ月以内の据置期間を置くことができる）。設備資金と運転資金を併用する場合にあっては、資金額の割合が50パーセント以上を占める資金の貸付期間を適用する。ただし、返済期間中繰り上げて償還することができる。

(4) 保証協会の保証

第6条第1項に定める保証協会の保証については、創業関連保証とする。

(5) 申込手続等

ア 融資の申込み

融資の申込みをしようとする者は、確認依頼書を市長に提出し、融資対象者であることの確認を受けた後、融資申込書を取扱金融機関に提出するものとする。

イ 申込みに必要な添付書類

(ア) 許認可等を要する事業については各種許認可証等の写し

(イ) 設備資金については見積書の写し

(ウ) 個人事業者のうち市外在住者は、事業内容が確認できる書類（事業所等の所在地、事業の種類及び開業年月日が記載されているもの）

(エ) 創業支援資金「キューンとするスタートアップ」対象確認書（以下、確認書）及び確認書に基づく添付書類

ウ 融資の報告

取扱金融機関は、融資を実施した場合、利子払込計算書を添付し、すみやかに融資報告書により市長に報告しなければならない。

第3章 融資の協調

（融資資金の預託）

第16条 藤沢市中小企業融資制度を実施するため、予算の範囲内で取扱金融機関へ融資資金を預託する。

2 融資資金の預託の期間、預託の利率、預託の方法については、取扱金融機関と協議のうえ市長が定める。

（融資制度の総額枠）

第17条 市長は、取扱金融機関と協議のうえ、預託金を基金として融資制度の総額枠を定める。

（申込・貸付・返済状況の報告）

第18条 取扱金融機関は毎月、市長が指定する日までに前月までの申込み、貸付、返済の状況を市長に報告しなければならない。

（取扱金融機関の義務）

第19条 取扱金融機関は、市内中小企業の振興に協調し、この要綱に定めるところに従い融資制度の円滑な運用に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を守らな

なければならない。

- (1) 融資の申込みを受けたときは、審査のうえすみやかに処理するものとする。
- (2) 金融取引の有無によって融資に差別しないこと。
- (3) 他の融資と区分して処理すること。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和57年9月25日から施行する。
- この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成4年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成6年1月1日から施行する。
- この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成7年11月1日から施行する。
- この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
この要綱は、平成11年12月3日から施行する。
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
この要綱は、平成13年10月22日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月23日から施行する。ただし、第6条第3項の規定は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であってセーフティネット保証を得て融資を受けているものについては、第6条第3項の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間に、第15条第5号アに規定する景気対策特別資金融資申込書が市長に提出された融資に限り、同条第3号中「1, 500万円」とあるのは「8, 000万円」と、同号中「7年以内」とあるのは「10年以内」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

藤沢市東日本大震災被災者に係る災害復旧資金の融資実施要領

制定 平成23年 5月23日

改正 令和 6年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市中小企業融資要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、東日本大震災被災者を対象とする災害復旧資金の融資の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。（東日本大震災被災者を対象とする災害復旧資金の融資制度概要）

第3条 東日本大震災被災者を対象とする災害復旧資金の融資は、次の各号により実施する。

(1) 融資対象者

この要領において融資の対象とするのは、中小企業者のうち、中小企業信用保険法（昭和25年法律264号。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する者であって、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

ア 被災地の自社工場や部品製造などの関連企業が被災したため、市内へ工場の移転登記を行った者

イ 被災地の自社工場が被災した市内中小企業者であって、被災地において事業再建を行うもの

(2) 資金使途

事業の再建に必要な事業資金（運転資金・設備資金）

(3) 融資条件

ア 貸付限度額

5,000万円

イ 貸付利率

年1.8%以内

ウ 貸付期間、返済方法

5年以内の元金均等割賦返済（期間中12ヵ月以内の据置期間を置くことができる）。ただし、返済期間中繰上げて償還することができるものとする。

(4) 申込手続等

ア 融資の申込み

この要領における融資制度に係る融資の申込み及び報告については、要綱第11条第5号ア及びウを準用する。なお、融資の報告の際には、利子払込計算書を提出するものとする。

イ 申込みに必要な添付書類

- (ア) 許認可等を要する事業については各種許認可証等の写し
 - (イ) 設備資金については見積書の写し
 - (ウ) 用途により上記以外に次の書類
 - a 第1号アに該当することを理由とする申請の場合は、り災証明書及び登記簿謄本
 - b 第1号イに該当することを理由とする申請の場合は、り災証明書
- (5) 取扱期間
- 平成23年5月23日から令和7年3月31日貸付実行分まで

附 則

- この要領は、平成23年5月23日から施行する。
- この要領は、平成23年9月9日から施行する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。

藤沢市令和2年新型コロナウイルス感染症に係る災害復旧資金の融資実施要領

制定 令和2年3月16日

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市中小企業融資要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、令和2年新型コロナウイルス感染症に係る災害復旧資金の融資の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。（令和2年新型コロナウイルス感染症に係る災害復旧資金の融資制度概要）

第3条 令和2年新型コロナウイルス感染症に係る災害復旧資金の融資は、次の各号により実施する。

(1) 融資対象者

この要領において融資の対象とするのは、中小企業者のうち、中小企業信用保険法（昭和25年法律264号。以下「法」という。）第2条第5項第4号に規定する者とする。

(2) 資金使途

事業資金（経営の安定に必要な運転資金及び設備資金）。ただし、要綱第7条第1項の規定にかかわらず、同項第2号の資金も融資対象とする。

(3) 融資条件

ア 貸付限度額

1,000万円

イ 貸付利率

年1.6%以内

ウ 貸付期間、返済方法

10年以内の元金均等割賦返済（期間中12ヵ月以内の据置期間を置くことができる）。ただし、返済期間中繰上げて償還することができるものとする。

(4) 保証協会の保証

要綱第6条第1項に定める保証協会の保証については、セーフティネット保証とする。

(5) 申込手続等

ア 融資の申込み

この要領における融資制度に係る融資の申込み及び報告については、要綱第11条第5号ア及びウを準用する。なお、融資の報告の際には、利子払込計算書を提出するものとする。

イ 申込みに必要な添付書類

- (ア) 許認可等を要する事業については各種許認可証等の写し
- (イ) 設備資金については見積書の写し
- (ウ) 法第2条第5項第4号に該当することについて本市が発行した認定書
- (エ) その他市長が必要と認める書類

(6) 取扱期間

令和2年3月19日から令和2年6月1日まで

附 則

この要領は、令和2年3月19日から施行する。

中小企業融資制度利子補給要綱

制定 昭和56年 4月 1日

改正 令和 5年11月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るため、資金を借り入れる際に支払った利子に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補給金を交付する。

(利子補給の対象者)

第2条 利子補給を受けられる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる資金(以下「対象資金」という。)を借り入れた者で、本市に主たる事業所を有し、かつ、市税の滞納がなく必要な申告義務を怠っていない者とする。

- (1) 藤沢市中小企業融資要綱(以下「融資要綱」という。)第11条第2号イに規定する設備導入特別資金
- (2) 融資要綱第12条に規定する災害復旧資金
- (3) 融資要綱第13条に規定する景気対策特別資金。ただし、最近3ヵ月又は6ヵ月の売上額が直近3年のいずれかの年の同期に比して20パーセント以上減少している事業を営む者に限る。
- (4) 融資要綱第14条に規定する小規模企業緊急資金
- (5) 融資要綱第15条に規定する創業支援資金
- (6) 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が実施する「小規模事業者経営改善資金(以下「マル経融資」という。)」
- (7) 公庫が実施する「新型コロナウイルス感染症に伴うマル経融資」。ただし、中小企業基盤整備機構による「新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業」の対象となる者を除く。

(利子補給の内容)

第3条 利子補給の対象となる額(以下「対象利子額」という)は、対象資金の借入に伴い、対象者が金融機関に支払った約定利子とし、補給額は、対象資金に応じて、次の基準により算出した額とする。

対象資金	補給期間	補給率
(1)設備導入特別資金（一般）	24月	0.5% (上限20万円)
設備導入特別資金（SDGs）	36月	0.5% (上限30万円)
(2)災害復旧資金	36月	対象利子額の100%
(3)景気対策特別資金	12月	1.3%
(4)小規模企業緊急資金	36月	0.9%
(5)創業支援資金（女性、若者／シニア起業家以外）	24月	1.8%
創業支援資金（女性、若者／シニア起業家）	36月	
(6)マル経融資	36月	対象利子額の50%
(7)新型コロナウイルス感染症に伴うマル経融資	36月	対象利子額の100%

2 前項に定める補給期間にかかわらず、借入期間が資金ごとに定める補給期間に満たない場合は、その期間を補給期間とする。

3 第1項に定める補給率にかかわらず、借入利率が資金ごとに定める補給率に満たない場合は、その率を補給率とする。

（補給金の交付申請）

第4条 補給金の交付を受けようとするものは、申請日の属する年の前年の1月1日から12月31日まで（以下「対象期間」という。）に支払った約定利子について、市長が定める期日までに、中小企業融資制度利子補給申請書兼同意書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補給額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 対象利子額は、金融機関が発行する利子払込みに係る証明書によるものとし、延滞利子は補給の対象としない。

4 対象者が、対象期間終了後最初に到来する2月末日までに交付申請をしない場合は、利子補給を受ける資格は消滅するものとする。

（補給金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定により、補給金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、中小企業融資制度利子補給金交付決定通知書（第2号様式）又は中小企業融資制度利子補給金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補給金の交付）

第6条 補給金は、年に1度とりまとめて交付する。ただし、市長が必要と認める場合は年度途中で交付することができる。

(補給対象施設、設備の変更等)

第7条 利子補給対象施設・設備について、形を変更しようとするとき、又は対象施設・設備を譲渡若しくは貸与しようとするときは、あらかじめ市長に承認を得なければならない。

(補給金の返還)

第8条 補給金の交付を受けた者が、次の各号の一つに抵触するときは、補給金交付の決定を取り消し、すでに交付した補給金の全額又は一部を返還させることがある。

- (1) 融資要綱又は本要綱に違反したとき。
- (2) 補給対象施設が不相当であるとき。
- (3) 利子補給の申請に誤りがあるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利子補給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に平成21年3月31日付改正前の第2条第3号に規定する経済変動対策特別資金の融資の申込みを行った者に係る利子補給については、第3条第2号中「12ヵ月」とあるのは「36ヵ月」と、第4条第2号中「当該年度利子支払総額×1.3パーセント／貸出利率」とあるのは「当該年度利子支払総額」とする。
(平成20年11月17日追加)
- 3 平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に第2条第3号に規定する小規模企業緊急資金の融資の申込みを行った者に係る利子補給については、第4条第2号中「当該年度利子支払総額×0.8パーセント／貸出利率」とあるのは「当該年度利子支払総額」とする。
(平成20年11月17日追加)
- 4 平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に平成21年3月31日の改正前の藤沢市中小企業融資要綱第2章第1節中小企業振興資金の融資の申込を行った者については、当該資金を第2条第3号に規定する資金とみなして、この要綱の規定を適用する。(平成20年11月17日追加)
(平成21年3月31日一部改正)

附 則 (昭和61年3月31日)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月31日）

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成8年3月31日）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月31日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

（施行期日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の第4条の規定は、平成18年4月1日以後に行われた融資の申込み（県スタートアップ融資については、保証協会における保証の承諾とする。以下この項について同じ。）に係る利子補給について適用し、同日前に行われた融資の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月31日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月17日）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月10日）

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日）

1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成23年5月13日）

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

2 第2条第3号に規定する景気対策特別資金について、平成23年9月22日付改正の融資要綱附則第2項の規定に該当する融資に係る利子補給については、30万円を上限額とする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第4号及び第7号の規定は、平成24年4月1日以後に行われた融資の申込みに係る利子補給について適用し、同日前に行われた融資の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第1号、第7号及び第9号の規定は、平成26年4月1日以後に行われた融資の申込みに係る利子補給について適用する。

3 改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年1月1日から3月31日までの約定利子に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第4号の規定は、平成27年4月1日以後に行われた融資の申込みに係る利子補給について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号及び第3号並びに第3条第1号の規定は、平成29年4月1日以後に行われた融資の申込みに係る利子補給について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第7号の規定は、平成31年4月1日以後に行われた融資の申込みに係る利子補給について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第2条第5号及び第6号に規定する資金で、令和2年3月31日までに融資申込みが行われたものについては、なお従前の例による。

(検討)

- 3 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第2条第8号に規定する資金で、令和3年3月31日までに融資実行されたものについては、なお従前の例による。

(検討)

- 3 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

藤沢市中小企業信用保証料補助金交付要綱

制定 昭和49年 4月 1日

改正 令和 6年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るため、資金を借り入れる際に神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に払い込んだ信用保証料（以下「保証料」という。）に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象者)

第2条 保証料の補助を受けられる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる、藤沢市中小企業融資要綱（昭和48年藤沢市要綱。以下「融資要綱」という。）に係る資金を利用した者で、本市に主たる事業所を有し、かつ、市税の滞納がなく必要な申告義務を怠っていない者とする。

- (1) 融資要綱第11条に規定する中小企業支援資金（同条第2号に規定する資金使途がウ、エの者を除く。）
- (2) 融資要綱第12条に規定する災害復旧資金
- (3) 融資要綱第13条に規定する景気対策特別資金（同条第2号に規定する資金使途がイの者を除く。）
- (4) 融資要綱第14条に規定する小規模企業緊急資金
- (5) 融資要綱第15条に規定する創業支援資金

(補助額)

第3条 保証料の補助額は、対象資金の借入に伴い、対象者が保証協会に支払った保証料とし、対象資金に応じて、次の基準により算出した額とする。

対象資金	補助率
中小企業支援資金	90%（上限20万円）
災害復旧資金	100%
景気対策特別資金	90%（上限20万円）
小規模企業緊急資金	90%（上限20万円）
創業支援資金	100%（上限20万円）

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、保証協会に保証料を払い込んだ後、信用保証料補助金交付申請書兼同意書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 対象者が、保証料を払い込んでから1年以内に補助金の交付申請をしない場合は、補助金を受ける資格は消滅するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、取扱金融機関の貸付及び保証料の払込みについて確認した後、審査のうえ、交付の可否を決定し、信用保証料補助金交付決定

通知書(第2号様式)又は信用保証料補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金は、各月ごとにとりまとめ、翌月末までに交付する。

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者が、次の各号に抵触したときは、補助金交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全額、又は一部を返還させることがある。

- (1) 藤沢市中小企業融資要綱又は藤沢市中小企業信用保証料補助金交付要綱に違反したとき。
- (2) 保証料補助申請に誤りがあったとき。
- (3) 交付決定後6月以内に営業を取り止めたとき。
- (4) 繰り上げ償還をし、保証協会からの返戻保証料が生じたとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市中小企業信用保証料補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に第2条第1号、第4号又は第6号に規定する資金の融資の申込みを行った者に係る第3条の規定の適用については、「20万円」とあるのは、「50万円」とする。(平成20年11月17日追加)
- 3 第2条第1号に規定する資金のうち「災害復旧資金」を利用した者に係る第3条の規定の適用については、「保証協会に払い込んだ保証料の80%の額とする。ただし、20万円を限度とする」とあるのは、「保証協会に払い込んだ保証料の全額とする」と読み替えるものとする。(平成23年5月13日追加、平成23年9月9日一部改正)

附 則(昭和56年3月31日)

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成4年9月30日)

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月31日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月31日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月17日）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 第2条第1項第4号及び同項5号の規定については、平成21年3月31日までに融資の申込みが行われたものに限り適用する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成17年4月1日以後に行われた融資の申込み（第2条第2項に係る融資については、保証協会における保証の承諾とする。以下この項について同じ。）に係る信用保証料について適用し、同日前に行われた融資の申込みについては、なお従前の例による。

（施行期日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月13日）

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則（平成23年9月9日）

この要綱は、平成23年9月9日から施行する。

附 則（平成24年3月31日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（検討）

市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成29年3月31日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条及び第3条の規定は、平成30年4月1日以降に行われた融資申込みに係る信用保証料について適用し、同日前に行われた融資の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条第2号の規定は、令和2年3月19日以降に行われた融資申込みに係る信用保証料について適用する。

（経過措置）

3 改正前の第2条第3号及び第5号に規定する資金で令和2年3月31日までに融資申込みが行われたものについては、なお従前の例による。

（検討）

4 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和6年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第4条第1項の規定に基づき、令和6年3月31日までに行われた融資申込みに係る信用保証料については、なお従前の例による。

(検討)

3 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

藤沢市中小企業信用保険補助金交付要綱

制定 平成23年 4月 1日

改正 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るため、藤沢市中小企業融資要綱に定める小規模企業緊急資金に係る保証債務について、神奈川県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が代位弁済したことにより生じた損失額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、保証協会に対して補助金を交付する。

(補助の内容)

第2条 市長は、保証協会が小規模企業緊急資金に係る保証債務を代位弁済したことにより生じた損失額から、保証協会が株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)から交付を受けた保険金及び当該保険金受領前に回収した回収金を控除した額の3割を補助するものとする。

ただし、責任共有制度の負担金方式に係る保証の場合には、保証協会が代位弁済したことにより生じた損失額から、保証協会が公庫から交付を受けた保険金及び当該保険金受領前に回収した回収金を控除した額に8割を乗じた額の3割を補助するものとする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 保証協会は、藤沢市中小企業信用保険補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 藤沢市中小企業信用保険補助金収支予算書(第2号様式)

(2) 代位弁済報告書

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付が適当と認めるものについて、藤沢市中小企業信用保険補助金交付決定通知書(第3号様式)により、保証協会会長に通知するものとする。

2 保証協会は、前項の規定による補助金交付の決定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第5条 保証協会は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長と保証協会会長との間で覚書を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この改正前に使用していた用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(検討)

1 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

藤沢市住宅リフォーム補助金交付要綱

制定 令和2年7月3日

改正 令和6年6月25日

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済の活性化を図るため、市内施工業者を利用して住宅のリフォーム工事を実施した者に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 非住宅 店舗、事務所、事業用賃貸住宅等の自己の居住の用に供さない建築物をいう。
- (3) 併用住宅 住宅のうち住宅部分と非住宅部分を有し、一体的に登録されている建築物をいう。
- (4) 併存住宅 住宅のうち住宅部分と非住宅部分を有し、それぞれが区分登記され、かつ、住宅部分と非住宅部分の玄関その他の共用部分が独立した建築物をいう。
- (5) リフォーム工事 住宅機能の維持・向上又は居住環境の向上のために行う住宅の修繕、模様替え、改築、増築、減築等の工事で建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものをいう。
- (6) 市内施工業者 市内に事業所を有し、リフォーム工事を請け負うことができる業者をいう。ただし、見積書及び領収書を市内の住所で発行できる者に限る。

(補助対象者及び対象要件)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 申請日現在において、本市に住民登録を行っている者

- (2) 補助対象となる住宅の所有者で、かつ、当該住宅に居住している者
- (3) 本事業の募集開始日時点において、市税の滞納がない者。
- (4) 本補助金と同目的の補助金、奨励金その他これに類するものの交付を本市から現に受けておらず、又は受けることが決定されていない者。

(補助対象物件)

第4条 補助対象となる物件は、藤沢市内に建築されている建築基準法その他の法令に違反していない住宅とする。ただし、併用住宅及び併存住宅については住宅部分のみを対象とする。

- 2 一の住宅に対する補助は、同一年度内に1回限りとする。ただし、複数世帯で区分登記されている場合は、それぞれの区分された住宅について1回限りとする。

(補助対象リフォーム工事)

第5条 補助対象となるリフォーム工事は、前条に定める対象物件及びその敷地内に対して、市内施工業者が行う別表1に定めるリフォーム工事とし、工事金額については、次のとおりとする。ただし、当該金額には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

対象物件	工事金額
住宅	20万円以上

- 2 併用住宅の屋根、外壁その他の非住宅部分も併せて行う工事の場合は、住宅部分の床面積を建築物全体の総床面積で除して得た値に、全体の工事額を乗じて得た額を補助対象リフォーム工事の金額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象リフォーム工事1件につき次のとおりとする。

対象物件	補助金の額
住宅	5万円

(補助金の申請)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第5条に定め

るリフォーム工事に着手する前に、別表2に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。なお、補助金の交付の適否に関わらず、書類の取得に係る手数料等の費用はすべて申請者が負担するものとする。

- 2 前項の規定による書類の提出を受け付ける期間及び方法は、別に定めるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により定めた期間の終了後、申請者の数があらかじめ定めた数を超えた場合は、遅滞なく選考を行い、補助の対象外となった者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査の上、補助金の交付の適否を決定し、その決定内容及び条件等を藤沢市住宅リフォーム補助金交付決定通知書(第2号様式)又は藤沢市住宅リフォーム補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の交付申請の変更又は中止)

第10条 交付決定者は、交付申請について、変更又は中止の申請を行うときは、藤沢市住宅リフォーム補助金交付申請変更・中止届出書(第4号様式)に別表2に掲げる書類のうち市長が指示するものを添付し、市長に提出しなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第11条 交付決定者は、当該リフォーム工事の完了後速やかに、次の各号の書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市住宅リフォーム完了届兼補助金実績報告書(第5号様式)
- (2) 藤沢市住宅リフォーム補助金交付請求書(第6号様式)
- (3) リフォーム工事に係る費用の領収書又はそれに代わるもの及び請求明細書の

写し

- (4) リフォーム工事を行った部分の施工前及び施工後のカラー写真（撮影日がわかるもの）
 - (5) 預貯金口座の通帳の写しもしくはそれに代わるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し適正と認めたときは、速やかに交付決定者に対して、補助金を交付するものとする。
 - 3 市長が必要と認める場合は、対象となった物件のリフォーム工事の状況について実地に調査を行うことができる。
 - 4 補助金の交付は、交付決定者が指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込む方法により行う。
 - 5 交付決定者が、市長が別に定める日までに、第1項に規定する書類を提出しない場合は、補助金を受ける資格は消滅するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、藤沢市住宅リフォーム補助金返還命令通知書（第8号様式）によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年7月3日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和4年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和4年7月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は令和5年6月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は令和6年6月25日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表 1（第 5 条関係）

補助対象工事		備 考
1	建物の内装に対するリフォーム工事	物品の購入だけでなく「取付工事」や「設置工事」を伴うものが補助対象。自身で「取付」や「設置」する場合（DIY）は補助対象外。
2	建物の外装に対するリフォーム工事	
3	設備に対するリフォーム工事（※1）	
4	外構、造園に対するリフォーム工事（※1）（※2）	

※1 対象物件の敷地内における工事に限る。

※2 伸びた木を整えるような剪定のみは対象外。

別表 2（第 7 条及び第 10 条関係）

対象物件 住宅
1 藤沢市住宅リフォーム補助金申込兼交付申請書（第 1 号様式）
2 リフォーム工事に係る見積書の写し（藤沢市内の施工業者が発行し、藤沢市内の住所が記載されているものに限る。）
3 対象物件の外観及びリフォーム工事を行う部分のカラー写真（現況がわかるもの）
4 そのほか、交付の適否を決定する上で、市長が必要と認めるもの

工業關係條例・規則・要綱等

公益財団法人湘南産業振興財団運営管理費補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成26年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、出資団体である公益財団法人湘南産業振興財団の適正かつ円滑な運営を図るため、その運営及び事業に必要な役員等の人件費及び事務所共益費等の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、藤沢市出資団体運営補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「出資団体」とは、藤沢市が基本金の四分の一以上を出資している法人をいう。

(補助の対象事業等)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業は出資団体運営事業とし、補助対象は出資団体の運営及び事業に必要な役員等の人件費及び事務所共益費等とする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市出資団体運営補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 出資団体事業計画書
- (2) 出資団体収支予算書

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市出資団体運営補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市出資団体運営補助金事業計画変更承認申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市出資団体運営補助金事業計画変更承認通知書（第4号様式）により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、当該補助の対象が人件費であり、年度当初から支出する必要があるものであることから、事業運営に支障がないよう事業完了前に補助金を交付するもの

とする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成28年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

藤沢市コミュニティビジネス支援事業補助金交付要綱

制定 平成10年4月1日
改正 平成13年4月1日
改正 平成18年4月1日
改正 平成21年4月1日
改正 平成22年4月1日
改正 平成23年4月1日
改正 平成24年4月1日
改正 平成27年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成29年4月1日
改正 令和 4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、コミュニティビジネスの創出を図るため、事業者が創業時に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティビジネス 地域の人材や資源を活用して、地域課題を解決することを目的とする事業であつて、収益性を有するものをいう。
- (2) 事業者 コミュニティビジネスを営む法人又は個人をいう。
- (3) 事業所等 事業者がコミュニティビジネスの実施を目的として自ら賃借する事務所、空き店舗及びその他貸室であり、本市内に存するものをいう。
- (4) 原本証明 事業者（事業者が法人である場合はその代表者）が、原本の写し等に原本と相違ない旨並びに事業者名（事業者が法人である場合は事業者名及びその代表者名）を記し、押印することにより、原本と相違ないことを証明することをいう。

(補助金の交付を受けることができる事業者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる事業者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 補助期間終了後も当該事業所等において事業を継続する計画を有するものであること。
- (2) 市税の滞納が無く、必要な申告義務を怠っていない者であること。
- (3) すでに開業している事業者の事業所等の移転や、すでに開業している事

業者の既存事業の展開に用いるものでないこと。

- (4) 事業所等の所有者又は管理者が親族でないこと。
- (5) 許可若しくは認可が必要な事業を開始しようとするときは、補助金の申請の際にその許可若しくは認可を受けている、又は許可若しくは認可を受ける見込みがあること。
(補助の対象事業など)

第4条 補助対象事業費及び補助限度額は、別表のとおりとし、補助率は、同表の区分ごとに40パーセント以内とする。ただし、算出した補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

- 2 事業者が創業5年以内の法人である場合にあってはその代表者が、事業者が個人である場合にあっては当該個人が、申請日現在において55歳以上であるとき又は女性であるときは、賃借料に係る補助率を5パーセント加算する。
- 3 補助の対象となる賃借料は、12月分とする。
- 4 国、県及び本市関係団体の補助制度や本市の他の補助制度の助成を受ける場合は、当該団体から交付される補助金のうち賃借料又は改装工事費に相当する補助額を補助対象事業費から控除する。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、コミュニティビジネス支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を、次の各号に掲げる補助金に応じ、当該各号の期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 賃借料に係る補助金 賃貸借契約締結日から起算して1月以内。ただし、前年度に引き続き補助金交付申請を行おうとする場合については、当該年度の4月30日をその期限とする。
 - (2) 改装工事費に係る補助金 当該改装を行おうとする事業所等の賃貸借契約締結日から起算して3月以内
- 2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。ただし、当該書類のうちその申請内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りではない。
 - (1) コミュニティビジネス事業計画説明書。なお、賃借する事業所等を活用して行う事業がコミュニティビジネスであり、補助対象期間終了後も当該事業を継続する計画があることを明らかにする説明書であること。
 - (2) 収支予算書(第2号様式)
 - (3) 事業者が法人である場合にあってはその定款及び申請前3月以内発行の登記事項証明書、事業者が個人である場合にあってはその居住地を証する書類

- (4) 事業者が法人である場合にあっては補助申請事業以外に実施する事業内容を明らかにする書類
 - (5) 事業計画図（賃借料に係る補助金の交付申請の場合にあっては事業所等の平面図、改築工事費にかかる補助金の交付申請の場合にあっては事業所等の平面図及び正面図）
 - (6) 事業所等の位置図
 - (7) 事業所等の写真（賃借前のものに限る。）
 - (8) 賃借料又は改装工事費を証明することができる契約書又は見積書（原本証明をしたものに限る。）
 - (9) 市税の納税証明書又は非課税証明書（事業者の住所又は所在地が市内である場合を除く。）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 賃借料に係る補助金の交付申請に関する前項各号の書類は、その内容に変更がない場合に限り、その翌年度以降に提出する申請書に添えることを要しないものとする。
- 4 第1項に定める申請は1事業者において同一事業につき1件までとする。
（補助金交付の決定）
- 第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、コミュニティビジネス支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付決定に際して、補助期間終了後も当該事業所等において事業を継続することなどの交付条件を付すことができる。
（届出義務）
- 第7条 改装工事費に係る補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に着手するときにあつては、事業着手届（第4号様式）に工事請負契約書の写し（原本証明をしたものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 改装工事費に係る補助金の交付を受けて事業を行うものは、完了したときにあつては、事業完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 写真（事業着手前と事業完了後）
 - (2) 完成図面
 - (3) 支払領収書（支払いが完了している場合。未払いの場合には事業報告書提出時に添付。原本証明をしたものに限る。）
 - (4) 振込通知書（代金を銀行振り込みで支払った場合。原本証明をしたものに限る。）
- （事業の計画変更）

第8条 第6条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかにコミュニティビジネス支援事業補助金事業計画変更承認申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、コミュニティビジネス支援事業補助金事業計画変更承認通知書(第7号様式)により通知する。

3 第6条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、市長に報告し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第9条 賃借料に係る補助金は、2月ごとに分割して、改装工事費に係る補助金は、事業完了後支払う。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を各請求月の初日までに市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、コミュニティビジネス支援事業補助金事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。ただし、その前年度において当該書類を提出している場合で、その内容に変更がないときは、第4号及び第5号に掲げる書類は、報告書に添えることを要しないものとする。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第9号様式)
- (3) 収支を証する書類の写し(原本証明したものに限る。)
- (4) 賃借の状況を確認することができる写真
- (5) 事業所等において設けた施設の事業報告書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(報告)

第11条 賃借料に係る補助金の交付決定を受けたものは、交付決定日から起算して3ヶ月毎に事業の進捗状況について報告書を提出しなければならない。

2 市長は、補助金の適正執行のために必要と認められるときは、いつでも事業者に対し、事業の進捗状況等について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交

付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用するなど、補助金の運用が適当でないと認めたととき。
- (3) この要綱の規定又は交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (4) 当初の事業計画・目的と著しく逸脱した事業を実施しているとき。
- (5) 市長の承認を得ずに事業所等を転貸したとき。
- (6) 第8条第1項の規定により、市長が変更を承認しなかったとき。
- (7) 第8条第3項の規定により、市長が中止又は廃止を承認したとき。
- (8) その他、市長が補助金の交付を適当でないと認めたととき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(備付帳簿)

第13条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(検討)
- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。
(経過措置)
- 3 この要綱の改正前に藤沢市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱の規定によって補助金の交付決定を受けた者の継続事業に関するものはなお従前の規定による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

区 分	補助対象事業費	補助限度額
賃借料	<p>事業所等を利用するために必要な賃借料であって、補助金の交付申請を行った日の属する月の翌月以後(当該申請が月の1日に行われた場合は、その日が属する月以後)に係るもの</p> <p>ただし、賃貸借契約に定める月額賃借料を補助対象事業費とし、保証金、敷金、礼金、共益費、駐車場使用料、仲介手数料等の賃貸借契約に係る諸費用は対象外とする。</p>	年間75万円
改装工事費	<p>事業所等を利用するために必要な改装工事のうち、改装工事費用が30万円以上のものであって、補助金の交付申請を行った日の属する年度の年度末までに終了するものに係る費用</p> <p>ただし、開業に当たって必要な内装、外装、設備設置工事等に要する経費を補助対象事業費とし、家具等の備品費やリース料は対象外とする。</p>	40万円

藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付要綱

制定 平成17年11月 8日

改正 令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、藤沢市域におけるベンチャー企業の育成を図るため、慶應藤沢イノベーションビレッジに入居して起業化事業を行う者等に対し、その入居に係る賃料の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、慶應藤沢イノベーションビレッジとは、独立行政法人中小基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス隣地に設置する大学連携型起業家育成施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自ら賃料を支払って慶應藤沢イノベーションビレッジに入居し起業化事業を行う者又はその者に対し賃料を支払って転借し慶應藤沢イノベーションビレッジに入居し起業化事業を行う者(以下これらを「入居者」という。)で、次のアからキまでの要件に該当するもの。

ア 入居の際に市内に事務所若しくは事業所(以下「事務所等」という。)を有する者である場合又は入居の際に市内に事務所等を有しない者である場合は、退去後に市内に事務所等を置く計画を有するものであること。

イ 入居者が法人であって入居の際に市内に事務所等を有しない者である場合は、慶應藤沢イノベーションビレッジを事務所等の所在地とする法人開設届出書を所轄官庁に提出していること。

ウ 入居者が法人である場合は、その資本の額若しくは出資の総額が3億円以下であること又は常時使用する従業員の数が300人以下であること。

エ 入居者が個人である場合は、入居後5年以内に法人を設立する計画を有していること。

オ この市に納付すべき市税を滞納していないこと及びこの市に対して行うべき市税に係る申告をしていること。

カ 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人からこの補助金と同目的の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付を現に受けておらず、又は受けることを決定されていないこと。

キ (公財) 湘南産業振興財団から転借する慶應藤沢イノベーションビル内のシェアードオフィスに入居する者でないこと。

(2) 入居者を支援する目的で賃料を支払う者(以下「支援者」という。)で、次のアからオまでの要件に該当し、かつ、市長が特に認めたもの。

ア 支援者が学校法人若しくは国立大学法人であって、かつ、入居者が当該学校法人又は国立大学法人の教員若しくは学生(以下「教員等」という。)であること。

イ 支援者がこの市に納付すべき市税を滞納していないこと及びこの市に対して行うべき市税に係る申告をしていること。

ウ 支援者が国、地方公共団体その他これらに準ずる法人からこの補助金と同目的の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付を現に受けておらず、又は受けることを決定されていないこと。

エ 入居者が入居の際に市内に事務所等を有する者であること又は入居の際に市内に事務所等を有しない者である場合に、退去後に市内に事務所等を置く計画を有するものであること。

オ 入居者が入居後5年以内に法人を設立する計画を有していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、入居する床面積1平方メートル当たり1,000円を単価とし、当該床面積を乗じて得た額に入居月数(補助金交付申請書を提出する日の属する年度に係るものに限る。)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。この場合において、1月に満たない入居月があるときは、当該月の補助金の額は、1月を30日として日割計算により求める。

2 入居者が中小機構の承諾を得た上で他の者に転貸する場合は、前項の補助金の額を算出する基準とする床面積は、賃借する床面積から転貸する床面積を除いて得た床面積とする。

(補助金の交付期間)

第5条 補助金の交付を受けることができる期間は、入居を開始した日から起算し

て5年とする。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付申請書兼同意書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、入居した日から45日以内(前年度から引き続き入居するものについては、各年度の初日から45日以内)に市長に提出しなければならない。ただし、当該書類のうちその申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りではない。

- (1) 藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金収支予算書(第2号様式)
- (2) 慶應藤沢イノベーションビレッジへの入居に係る賃貸借契約書の写し
- (3) 入居時から申請時までの賃料の支払を確認できる書類又は領収書の写し
- (4) 慶應藤沢イノベーションビレッジに入居して行う事業の内容を明らかにする書類
- (5) 入居者が法人である場合はその定款及び申請日前3月以内に発行された登記事項証明書、個人である場合はその居住地を証する書類及び法人設立計画の内容を明らかにする書類(入居する者が第3条第1項第2号に規定する入居者である場合には、居住地を証する書類を除く。)
- (6) 入居者が入居の際に市内に事務所等を有するものにあつてはその所在地を記載した書面、入居の際に市内に事務所等を有しないものうち法人にあつては慶應藤沢イノベーションビレッジを事務所等の所在地とする法人開設届出書を所管官庁に提出したことを証する書類及び退去後における事務所等の設置計画の内容を明らかにする書類、個人にあつては退去後における事務所等の設置計画の内容を明らかにする書類
- (7) 入居者が慶應藤沢イノベーションビレッジの一部を転貸し、又は転借するものである場合は、慶應藤沢イノベーションビレッジへの入居に係る賃貸施設転貸承諾申請書及び賃貸施設転貸承諾通知書の写し並びに転貸又は転借する床面積を証する書類
- (8) 入居者が第3条第1項第2号に規定する入居者である場合は、教員等であることを証明する書類
- (9) 補助金の交付を受けようとする者が第3条第1項第2号に規定する支援者である場合は、その定款及び申請日前3月以内に発行された登記事項証明書

(10) 市税の納税証明書又は非課税証明書(第3条第1項第2号に規定する入居者を除く。)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 慶應藤沢イノベーションビレッジへ入居する者が入居の際に法人でない場合については、第6条第5号の法人設立計画における計画期間内に法人を設立すること。

(2) 慶應藤沢イノベーションビレッジへ入居する者は、退去後も引き続き市内に事務所等を設置すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第2号に規定する退去後も引き続き市内に事務所等を設置しなければならない期間(以下「市内定着期間」という。)は、当該補助金の交付を受けた期間とする。

(補助金の交付時期の特例等)

第9条 補助金の交付の時期は、規則第7条ただし書の規定を適用し、四半期ごとに交付する。

2 前項の交付時期において交付する補助金の額は、それぞれ当該交付をする月までの賃料の合計額とする。

3 第1項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を指定日までに市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第10条 第7条の規定により、補助金の交付決定を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金事業計画変更収支予算書(第5号様式)
- (2) 藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金変更交付申請額内訳(第6号様式)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、相当と認めるものについて、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金事業計画変更承認通知書(第7号様式)により通知する。

(事業の中止又は廃止)

第11条 第7条の規定により、補助金の交付決定を受けたものが、当該事業の計画を中止又は廃止したときは、速やかに藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金事業中止(廃止)報告書(第8号様式)により市長に報告しなければならない。

(完了届兼事業実績報告書の提出)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該事業を完了したときは、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金完了届兼事業実績報告書(第9号様式)を、次に掲げる書類を添えて、完了日から60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金収支決算書(第10号様式)
- (2) 補助対象となった賃料の支払を確認できる書類又は領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた入居者又は補助金の交付決定を受けた支援者の支援を受けた入居者が規則又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 事業目的又は事業計画に著しくかい離があるとき。
- (3) 市内定着期間を満たさず退去したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、その旨を藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付決定取消通知書(第11号様式)によりに通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消されたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、市長が返還の必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により、補助金の返還を求めるときは、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金返還決定通知書(第12号様式)により通知する。

(事業活動等の状況報告)

第15条 現に補助金の交付を受けている者又は補助金の交付を受けた者は、事業活動等の状況について、第8条第2項に定める市内定着期間を経過するまでの間、市長に対し、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金事業活動等報告書(第13号様式)により報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、現に補助金の交付を受けている者若しくは補助金の交付を受けることとなる者又は補助金の交付を受けた者に対し、事業活動等の状況について、必要な調査を行うことができる。

3 前項の規定において、補助金の交付を受けた者に対し、報告若しくは書類の提出又は調査を行うことができる期間は、第8条第2項に定める市内定着期間を経過するまでとする。

(備付帳簿)

第16条 現に補助金の交付を受けている者又は補助金の交付を受けた者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、補助金の交付を受けた最終年度の翌年度から起算して、5年間保管整備しておかななければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月8日から施行する。

この要綱は、平成18年3月6日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以降に交付決定を行った補助金について適用し、同日前に交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。

(検討)

- 3 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以降に交付決定を行った補助金について適用し、同日前に交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金交付要綱

制定 平成28年 7月 1日

改正 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内公的インキュベーション施設を退去後、藤沢市域（以下「市内」という。）において引き続き事業を行う者が、市内に事業所等を開設する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内公的インキュベーション施設 慶應藤沢イノベーションビルレッジ及び湘南藤沢インキュベーションセンター（以下「当該施設」という。）をいう。
- (2) 事業者 当該施設を退去し、市内において引き続き事業を行う個人又は法人をいう。
- (3) 事業所等 市内において事業を行うために、新たに賃借する事務所、研究所、工場、店舗等をいう。ただし、倉庫は除く。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件を具備する者でなければならない。

- (1) 事業者が個人である場合は、当該施設退去後、市内における個人事業の開業に係る届出書を所轄官庁に提出すること及び2年以内に市内に法人を設立する計画を有していること。
- (2) 事業者が法人である場合は、市内における法人の開業に係る届出書を所轄官庁に提出していること及び資本の額若しくは出資の総額が3億円以下であること又は常時使用する従業員の数が300人以下であること。
- (3) 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていない者であること。
- (4) 事業所等の所有者又は管理者が親族又は親族が経営する会社でないこと。
- (5) 国、地方公共団体（本市を含む）その他これらに準ずる団体等から、この補助金と同目的の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付を現に受けておらず、又は受けることが決定されていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費並びに補助限度額及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、算出した補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請期間)

第5条 補助金の交付申請ができる期間は、当該施設を退去する日前3月以内から退去した日後1月以内とする。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ポストインキュベーション支援事業補助金交付申請書兼同意書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該書類のうちその申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りではない。

- (1) 藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金収支予算書(第2号様式)
- (2) 事業計画書
- (3) 直近2ヵ年分の決算書の写し(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
- (4) 事業の内容を明らかにする書類
- (5) 事業者が法人である場合はその定款及び申請日前3月以内に発行された登記事項証明書、事業者が個人である場合はその居住地を証する書類及び市内における個人事業の開業に係る届出書の写し並びに法人設立計画書
- (6) 対象経費に敷金相当額が含まれる場合は、市内に開設する事業所等に係る賃貸借契約書の写し及び事業所等契約日から申請日までの賃貸借契約に係る支払を確認できる書類又は領収書の写し(原本証明をしたものに限る。)
- (7) 対象経費に改装工事費が含まれる場合は、施工内容を証明することができる書類又は見積書の写し(原本証明をしたものに限る。)
- (8) 事業所等の位置図及び平面図
- (9) 事業所等の写真(対象経費に敷金相当額が含まれる場合は貸借前のもの、改装工事費が含まれる場合は施工前のものに限る。)
- (10) 市税の納税証明書又は非課税証明書
- (11) 当該施設を退去することが分かる書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助対象事業者につき1度限りとする。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業者が個人の場合は、当該補助金の交付決定を受けた日から2年以内に市内に法人を設立すること。
- (2) 当該施設に入居した日から退去する日までの期間又は退去した日の翌日から2年を経過する日までの期間のいずれか長い期間、引き続き市内において事業を継続すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(届出義務)

第9条 改装工事費に係る補助金の交付決定を受けた事業者は、当該工事に着手するとき、事業着手届(第4号様式)に工事請負契約書の写し(原本証明をしたものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 改装工事費に係る補助金の交付決定を受けた事業者は、当該工事を完了したとき、事業完了届(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所等及び補助対象設備の写真(工事完了後)
- (2) 完成図面
- (3) 領収書又は補助対象経費の支払を確認できる書類等の写し(原本証明をしたものに限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付時期)

第10条 補助金の交付時期は、敷金相当額にあつては事業者が補助金の交付の請求を行った日から30日以内とし、改装工事費にあつては事業完了届を提出後、補助金の交付の請求を行った日から30日以内とする。

2 補助金の交付を受けようとする事業者は、別に定める請求書を市長に提出しなけれ

ばならない。

(事業の計画変更)

第11条 第7条の規定により、補助金の交付決定を受けた事業者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金事業計画変更承認申請書(第6号様式)に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金事業計画変更収支予算書(第7号様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金事業計画変更承認通知書(第8号様式)により通知する。

(事業の中止)

第12条 第7条の規定により、補助金の交付決定を受けた事業者が、当該事業を中止しようとするときは、事業中止届(第9号様式)を、市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第13条 補助金の交付を受けた事業者は、当該事業を完了したときは、藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金事業実績報告書(第10号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金収支決算書(第11号様式)

(2) 当該事業の成果を記載した書類

(3) 賃借の状況を確認することができる写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた事業者が規則又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 事業目的又は事業計画に著しくかい離があるとき。

(3) 第8条に規定する補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定を適当でないとしたとき。

とき。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金交付決定取消通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた事業者は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、市長が返還の必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の返還を求めるときは、藤沢市ポストインキュベーション支援事業補助金返還決定通知書(第13号様式)により通知する。

(補助金の交付を受ける者に対する調査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、現に補助金の交付を受けている事業者若しくは補助金の交付を受けることとなる事業者又は補助金の交付を受けた事業者に対し、事業活動等の状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(備付帳簿)

第17条 補助金の交付を受けた事業者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

- 3 事業者のうち、平成28年3月1日から6月29日までの間に当該施設を退去した場合における第5条の規定の適用については、同条中「期間」とあるの

は「期限」と、「当該施設を退去する日の前3月以内から退去した日後1月以内」とあるのは「平成28年7月31日まで」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 1 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

区 分	補助対象経費	補助率及び 補助限度額
敷金相当額	第2条第1号に規定する当該施設を退去後、引き続き市内において事業を継続するため、新たに賃貸借契約を締結した事業所等を対象とする。賃料その他の債務を担保するために、賃貸借契約締結の際支払う敷金又は敷金に相当する保証金（賃貸借契約に定める月額賃借料、礼金、共益費、駐車場使用料、仲介手数料等の賃貸借契約に係る諸費用、空室補償及び建設協力金等の性質を有するものは対象外とする。）	補助対象経費の 50%以内 (上限75万円)
改装工事費	事業所等を利用するために必要な改装工事のうち、改装工事費用が30万円以上のものであって、補助金の交付申請を行った日の属する年度の年度末までに終了するものに係る費用（事業所等の開設に当たって必要な内装、外装、設備設置工事等に要する経費を補助対象事業費とし、家具等の備品費や設備機器等のリース料は対象外とする。）	

○藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例

平成16年9月28日

条例第5号

改正 平成20年3月12日条例第38号

平成21年6月18日条例第3号

平成23年3月28日条例第39号

平成27年3月26日条例第51号

平成28年9月26日条例第11号

平成29年12月15日条例第21号

平成31年4月12日条例第1号

令和2年3月23日条例第39号

令和6年3月15日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、この市の産業振興の上で重要と認められる指定地域において、企業立地等に対する税制上の支援措置を講ずることにより、産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、もってこの市の経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定地域 次に掲げる地域をいう。

ア 新産業の森北部地区の地域(市長が別に定める新産業の森北部地区の区域をいう。以下「新産業の森北部地区」という。)

イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第12項に規定する工業地域(新産業の森北部地区を除く。)及び同条第13項に規定する工業専用地域(以下「工業系地域」という。)

ウ ホテル立地地域(都市計画法第15条第1項の規定によりこの市が定める都市計画においてホテルを建築することができる地域をいう。)

(2) 企業等 事業所を設ける法人又は個人をいう。

(3) 中小企業等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるものをいう。

(4) 固定資産の取得等 次のア又はイに掲げるものをいう。

ア 事業所の設置又は拡張を目的とする次のいずれかに該当する取得等

- (ア) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に所在する家屋(現に統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項の規定により統計基準として定められた日本標準産業分類(以下単に「日本標準産業分類」という。))に定める大分類M一宿泊業、飲食サービス業の中分類75一宿泊業の小分類751の旅館、ホテル(以下「旅館等」という。)の用に供している家屋を除く。)を取得するもの
 - (イ) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築するもの
 - (ウ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産(以下単に「償却資産」という。)を取得するもの(中小企業等以外のものが取得する場合にあっては、(ア)又は(イ)に掲げる取得を伴うものに限る。)
- イ 事業所の賃貸を目的とする次のいずれかに該当する取得等
- (ア) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に所在する家屋(現に旅館等の用に供している家屋を除く。)を取得するもの
 - (イ) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築するもの
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げる取得等に併せて償却資産を取得するもの
- (5) 企業立地等 企業等が、指定地域において、指定地域ごとに別表に定める事業(以下「指定事業」という。)の用に供するため固定資産の取得等をして、次に掲げる行為をすることをいう。
- ア 事業所を新設し、又は拡張して指定事業を開始すること。
 - イ 企業等に事業所として賃貸すること(新産業の森北部地区及び工業系地域にあっては、当該家屋の敷地面積が1,000平方メートル以上であるものに限る。)
 - ウ 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新して指定事業を開始すること。
- (6) 投下資本額 企業立地等に伴う固定資産の取得等に要した費用(固定資産を事業所として賃貸する場合においては、規則で定める費用)の総額から、次に掲げるものを控除したものをいう。
- ア 当該固定資産の取得等について、国、地方公共団体その他これらに準ずる法人から補助金、奨励金その他これらに類するものとして交付された額に相当する額
 - イ 土地又は家屋の賃借に係る保証金、権利金その他これらに類するもの及び賃借料に相当する額
- (7) 支援措置 第6条の規定による課税免除及び不均一課税をいう。

(8) ロボット センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する知能化した機械システムをいう。

(9) ロボット関連事業 ロボット本体、ロボットシステム及びロボットの要素技術の研究開発、ロボットの設計並びにロボットの生産に係る事業をいう。

(平成23条例39・平成27条例51・平成28条例11・平成29条例21・一部改正)

(企業立地等事業計画の認定等)

第3条 企業立地等を行おうとする企業等は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該企業立地等に係る事業計画(以下「企業立地等事業計画」という。)を市長に提出し、その認定を受けることができる。

2 市長は、前項の企業立地等事業計画が提出された場合において、当該企業立地等事業計画が次の各号に掲げる指定地域の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる要件をいずれも満たしているときは、その認定をするものとする。

(1) 新産業の森北部地区及び工業系地域 次のアからオまでに掲げる要件

ア 投下資本額が次の(ア)又は(イ)に掲げる企業立地等事業計画の区分に応じそれぞれ当該(ア)又は(イ)に定める金額以上であること。

(ア) ロボット関連事業を行うもの 2億円(中小企業等にあつては、3千万円)

(イ) (ア)以外のもの 3億円(中小企業等にあつては、5千万円)

イ 当該指定地域内において、令和12年3月31日までに固定資産の取得等をして、当該固定資産の取得等をした日から規則で定める期間内に指定事業の用に供すること。

ウ 企業立地等に係る資金計画が、当該企業等の経営状況に照らして適正と認められること。

エ その事業活動が環境の保全に配慮したものであること。

オ その事業内容がこの市の経済の発展に寄与すると認められること。

(2) ホテル立地地域 次のアからオまでに掲げる要件

ア 新築又は増築する部分に係るホテルの規模又は施設が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当すること。

(ア) 客室の数が80室以上であり、かつ、平均客室面積が13平方メートル以上確保されること。

(イ) 客室の数が30室以上であり、かつ、平均客室面積が18平方メートル以上確保されること。

(ウ) 客室の数が45室以上であり、かつ、多目的ホール(床面積350平方メートル以上

のものに限る。以下同じ。)を備えること。

イ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第6条第1項第1号の基準を満たすこと。

ウ 独立行政法人国際観光振興機構が外国人観光案内所として認定をする場合のいずれかの基準を満たすこと。

エ 前号イからオまでに掲げる要件

- 3 前項の認定を受けた企業等(以下「認定企業等」という。)は、当該企業立地等事業計画の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該変更に係る届出書を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(平成23条例39・平成27条例51・平成28条例11・平成31条例1・令和2条例39・令和6条例11・一部改正)

(地位の承継)

第4条 譲渡、合併その他の理由により、認定企業等の企業立地等事業計画に係る事業の全部を承継した者は、当該認定企業等の地位を承継することができる。

- 2 前項の規定により認定企業等の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第5条 市長は、認定企業等の企業立地等事業計画が、第3条第2項に掲げる要件を欠くに当たると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(固定資産税等の課税免除及び不均一課税)

第6条 認定企業等が、新産業の森北部地区内において、企業立地等事業計画に基づき取得し、新築し又は増築した固定資産(土地にあつては、この条例の施行の日前に取得したものを含む。)であつて、当該認定企業等が所有し、かつ、指定事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、藤沢市市税条例(平成10年藤沢市条例第16号。以下「市税条例」という。)の規定にかかわらず、指定事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日(当該指定事業の用に供することとなった日が1月1日である場合は、同日。第3項及び第5項から第7項までにおいて同じ。)を賦課期日とする年度から5年度分(認定企業等が中小企業等である場合は、7年度分)に限り、課税を免除する。

- 2 前項の規定の適用を受ける固定資産であつて、ロボット関連事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の税率については、市税条例第24条又は第46条の

規定にかかわらず、前項の規定に基づく免除の最終の年度の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分(認定企業等が中小企業等である場合は、3年度分)に限り、固定資産税にあつては100分の0.7とし、都市計画税にあつては100分の0.125とする。

- 3 認定企業等が、工業系地域内において、企業立地等事業計画に基づき取得し、新築し又は増築した固定資産であつて、当該認定企業等が所有し、かつ、指定事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の税率については、市税条例第24条又は第46条の規定にかかわらず、指定事業の用に供することとなつた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分に限り、固定資産税にあつては100分の0.7とし、都市計画税にあつては100分の0.125とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける固定資産であつて、ロボット関連事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の税率については、市税条例第24条又は第46条の規定にかかわらず、前項に規定する税率が適用される最終の年度の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分に限り、固定資産税にあつては100分の1.05(認定企業等が中小企業等である場合は、100分の0.7)とし、都市計画税にあつては100分の0.1875(認定企業等が中小企業等である場合は、100分の0.125)とする。
- 5 認定企業等が、ホテル立地地域内において、第3条第2項第2号ア(イ)及び(ウ)に掲げるホテル((イ)に掲げるものにあつては多目的ホールを備えるものに、(ウ)に掲げるものにあつては客室の数が50室以上であり、平均客室面積が13平方メートル以上確保されるものに限る。)とする企業立地等事業計画に基づき取得し、新築し又は増築した固定資産であつて、当該認定企業等が所有し、かつ、指定事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、市税条例の規定にかかわらず、指定事業の用に供することとなつた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から7年度分に限り、課税を免除する。
- 6 認定企業等が、ホテル立地地域内において、第3条第2項第2号ア(ア)及び(イ)に掲げるホテル(多目的ホールを備えるものを除く。)とする企業立地等事業計画に基づき取得し、新築し又は増築した固定資産であつて、当該認定企業等が所有し、かつ、指定事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、市税条例の規定にかかわらず、指定事業の用に供することとなつた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分に限り、課税を免除する。
- 7 認定企業等が、ホテル立地地域内において、第3条第2項第2号ア(ウ)に掲げるホテル(客室の数が50室以上であり、平均客室面積が13平方メートル以上確保されるものを除く。)

とする企業立地等事業計画に基づき取得し、新築し又は増築した固定資産であって、当該認定企業等が所有し、かつ、指定事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の税率については、市税条例第24条又は第46条の規定にかかわらず、指定事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から7年度分限り、固定資産税にあつては100分の0.7とし、都市計画税にあつては100分の0.125とする。

- 8 前各項の支援措置は、当該認定企業等が、納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していないときは、適用しない。

(平成23条例39・平成27条例51・平成28条例11・令和2条例39・一部改正)

(支援措置適用の申請)

第7条 認定企業等は、前条の支援措置の適用を受けようとするときは、規則で定めるところにより、当該固定資産を企業立地等に係る指定事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月31日(指定事業の用に供することとなった日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月31日)までに市長に申請しなければならない。

(状況報告)

第8条 認定企業等は、規則で定めるところにより、当該企業立地等に係る事業の遂行の状況を市長に報告しなければならない。

(指定事業の継続義務)

第9条 支援措置の適用を受けた認定企業等(以下「適用企業等」という。)は、企業立地等に係る指定事業を開始した日から10年を経過する日までの間、当該指定事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(指定事業の休止又は廃止)

第10条 適用企業等は、企業立地等に係る指定事業を開始した日から10年を経過する日までの間において、やむを得ず、当該指定事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(支援措置の取消し等)

第11条 市長は、適用企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援措置の適用を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援措置を受けたとき。
- (2) 支援措置の適用を受けている期間において、納期限の到来した市税を完納しないとき(災害その他のやむを得ない事情があると認める場合を除く。)

(3) 支援措置の適用を受けている期間において、指定事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

(4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

(適用企業等に対する調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、適用企業等に対し、第9条に規定する10年を経過する日までの間、事業活動等の状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第38号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第39号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第3条の規定に基づき企業立地等事業計画の認定を受けている者については、改正後の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第51号)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第3条の規定に基づき企業立地等事業計画の認定を受けている者については、改正後の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第11号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第21号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

附 則(令和2年条例第39号)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第3条の規定に基づき企業立地等事業計画の認定を受けている者については、改正後の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(第3条第2項第1号イ及び同項第2号エ(前号イに係る部分に限る。))を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和6年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

(平成28条例11・全改)

指定地域	事業
新産業の森北部地区	日本標準産業分類に定める大分類E—製造業(以下単に「製造業」という。)、大分類G—情報通信業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業を除く。)及び大分類L—学術研究、専門・技術サービス業に分類される事業
工業系地域	製造業
ホテル立地地域	旅館等のうちホテルを営む事業(風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業を除く。)

○藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則

平成16年9月30日

規則第14号

改正 平成19年9月28日規則第22号

平成23年3月28日規則第45号

平成27年3月30日規則第67号

平成28年10月1日規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(平成16年藤沢市条例第5号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(固定資産を事業所として賃貸する場合の投下資本額)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める費用は、次の各号に掲げる固定資産の種類に応じ、当該各号に定める費用とする。

(1) 土地 次のア及びイに定める額を合算した額に相当する費用

ア 事業所として賃貸するための家屋の敷地である土地のすべての取得等に要した費用の総額から当該土地のすべての取得等について国、地方公共団体その他これらに準ずる法人から補助金、奨励金その他これらに類するものとして交付された額に相当する額並びに当該土地のすべての賃借に係る保証金、権利金その他これらに類するもの及び賃借料に相当する額を控除した額に、当該家屋に係る次号アの規定により算出された費用相当額を当該家屋のすべての取得等に要した費用の総額から当該家屋のすべての取得等について国、地方公共団体その他これらに準ずる法人から補助金、奨励金その他これらに類するものとして交付された額に相当する額(以下「家屋に係る補助金等相当額」という。)を控除した額で除して得た率を乗じて得た額

イ 当該土地に係る条例第2条第6号ア及びイに掲げる額

(2) 家屋 次のア及びイに定める額を合算した額に相当する費用

ア 事業所として賃貸するための家屋のすべての取得等に要した費用の総額から当該家屋に係る補助金等相当額を控除した額のうち、条例第2条第5号に規定する指定事業(以下単に「指定事業」という。)の用に供するための事業所として賃貸する部分の

面積に指定事業の用に供さない事業所として賃貸する部分の面積を加えた面積又は指定事業の用に供するための事業所として賃貸する部分の面積の2倍に相当する面積のうちいずれか小さい面積(これらの面積が同じであるときは、その面積)を取得するのに要した費用相当額

イ 当該家屋に係る条例第2条第6号ア及びイに掲げる額

(3) 条例第2条第4号ア(ウ)に規定する償却資産(以下単に「償却資産」という。) 指定事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の総額に相当する費用

(企業立地等事業計画の提出)

第4条 条例第3条第1項の認定を受けようとする企業等は、条例第2条第5号に規定する企業立地等に係る固定資産の取得等のための契約の締結(これに類するものを含む。以下同じ。)の日の6箇月前から当該契約の締結の日の前日までに、条例第3条第1項に規定する企業立地等事業計画(以下単に「企業立地等事業計画」という。)を提出しなければならない。

(指定事業の用に供するまでの期間)

第5条 条例第3条第2項第1号イの規則で定める期間は、5年間とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(平成23規則45・平成28規則60・一部改正)

(認定事業計画の変更)

第6条 条例第3条第3項の規定により、同項に規定する認定企業等(以下単に「認定企業等」という。)が企業立地等事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した届出書を提出するものとする。

(承継の届出)

第7条 条例第4条第2項の規定による届出は、承継の日から30日以内に、承継理由及び承継年月日を記載した書面に当該承継を証明する書類を添えて行わなければならない。

(支援措置適用の申請等)

第8条 条例第7条の規定による申請は、投下資本額を証明する書類及び認定企業等が納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していることを証明する書類(認定企業等がホテルを営む場合にあっては、投下資本額を証明する書類を除く。)を添えて行わなければならない。

2 市長は、条例第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援措置の適用の適否を決定して申請者に通知するものとする。

(平成28規則60・一部改正)

(状況報告)

第9条 条例第8条の規定による報告は、企業立地等事業計画の認定を受けた日の属する年の翌年から企業立地等に係る事業を開始した日から次の表に掲げる期間を経過する日の属する年までの間において、それぞれ毎年1月1日から1月31日までの間にその前年の状況について行わなければならない。

新産業の森北部地区		工業系地域		ホテル立地地域
ロボット関連事業を行うもの	ロボット関連事業を行うもの以外のもの	ロボット関連事業を行うもの	ロボット関連事業を行うもの以外のもの	
7年(中小企業等にあつては、10年)	5年(中小企業等にあつては、7年)	7年	5年	5年(多目的ホールを備えるものにあつては、7年)

(平成23規則45・平成27規則67・平成28規則60・一部改正)

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成23規則45・旧第11条線上)

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第22号)

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附 則(平成23年規則第45号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第67号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市企業立地等支援措置審査会設置要綱

制定 平成17年3月1日

改正 令和4年4月1日

(目的及び設置)

第1条 藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づく税制上の支援措置に関する事項を審査するため、この市に藤沢市企業立地等支援措置審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 条例第3条第1項に規定する企業立地等事業計画（同条第3項に規定する企業立地等事業計画の変更を含む。）の認定に関すること。
- (2) 条例第5条に規定する認定の取消しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、会長、副会長1人及び委員7人をもって組織する。

(会長等)

第4条 会長は、経済部長を、副会長は、産業労働課長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、企画政策課長、税制課長、財政課長、資産税課長、環境総務課長、環境保全課長及び建設総務課長をもって充てる。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、会長及び半数以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 会長に事故がある場合の前項の規定の適用については、副会長は、会長とみなす。
- 4 委員が審査会に出席することができないときは、委員が指名する職員が代わって出席することができる。この場合における第2項の規定の適用については、当該出席する者は、委員とみなす。

5 審査会の議事は、副会長又は委員で出席したものの過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 審査する事項が緊急を要し、審査会を招集する暇がないと会長が認めるときは、回議により審査することができる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者若しくは専門的知識を有する者からあらかじめ意見を聴き、又は審査会に委員以外の職員、関係者等の出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる。

2 前項の規定により意見等を聴かれた者は、その際に知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(会議の非公開)

第8条 審査会は、非公開とする。

(報告)

第9条 会長は、審査結果を藤沢市副市長事務分担規則(平成19年藤沢市規則第41号)第2条第1項第2号に規定する副市長に報告しなければならない。

(事務局)

第10条 審査会の庶務は、経済部産業労働課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

藤沢市企業立地雇用奨励補助金交付要綱

制定	平成17年4月1日
改正	平成18年4月1日
改正	平成23年4月1日
改正	平成28年4月1日
改正	令和2年4月1日
改正	令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、この市の区域内に立地した企業等に対し、企業の立地等を促進し、並びに産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るための企業立地雇用奨励補助金（以下「補助金」という。）を、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業所を設ける法人又は個人をいう。
- (2) 企業立地等 企業等が、この市の区域内において、藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第4号アに該当する固定資産の取得等（同号ア(ウ)の償却資産の取得にあつては、同号ア(ア)又は(イ)の取得等を併せて行う場合に限る。）をして、令和7年3月31日までに同条第5号アに規定する行為をすることをいう。
- (3) 新規雇用者 企業立地等を行う企業等（以下「立地企業等」という。）が、当該企業立地等に係る操業開始の日（以下「操業開始日」という。）前6月から操業開始日以後3月までの間に新たに雇用した者で、当該雇用した日から引き続き1年以上継続して就業しているもの（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に掲げる者に該当する者及び1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く。）のうち、当該雇用した日前6月から当該立地企業等が第5条の申請をするまでの間継続してこの市の区域内に住所を有する者をいう。
- (4) 正社員 新規雇用者のうち、期間の定めのない労働契約によって雇用された者であつて1週間の所定労働時間が35時間以上のものをいう。
- (5) 新規派遣労働者 立地企業等が、労働者派遣事業の適正な運営の確保

及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき受け入れた派遣労働者で、操業開始日前6月から操業開始日以後3月までの間に新たに派遣され、かつ、当該派遣された日から引き続き1年以上継続して就業しているもの（労働基準法第21条各号に該当する者及び当該立地企業等における1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く。）のうち、当該派遣された日前6月から当該立地企業等が第5条の申請をするまでの間継続してこの市の区域内に住所を有する者をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、条例第2条第7号に規定する支援措置の適用を受けることができる立地企業等で、新規雇用者及び新規派遣労働者の合計数が10人以上であり、当該新規雇用者のうち正社員が2人以上であるもの（中小企業等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業等をいう。以下同じ。）にあっては新規雇用者及び新規派遣労働者の合計数が3人以上で当該新規雇用者のうち正社員が1人以上であるもの）

（補助金額）

第4条 一の立地企業等に対して交付する補助金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が1億円を超えるときは、1億円とする。

（1） 次に掲げる正社員の区分に応じて定める額に当該正社員の数に乗じて得た額

ア 正社員 100万円

イ アに規定する正社員で引き続き2年以上継続して雇用されているもの 50万円（中小企業等にあっては、75万円）

ウ アに規定する正社員（中小企業等に限る。）で引き続き3年以上継続して雇用されているもの 50万円

エ 正社員以外の新規雇用者のうち、当該立地企業等の操業開始日以後3月を経過した日から1年6月を経過した日までの間に、正社員として新たに雇用された正社員以外の新規雇用者（正社員以外の新規雇用者としての雇用期間と当該正社員としての雇用期間が連続している場合に限る。）で、当該正社員以外の新規雇用者として勤務を開始した日から引き続き2年以上継続して雇用されているもの 50万円（中小企業等にあっては、75万円）

オ 前号に該当する中小企業等の新規雇用者で、引き続き3年以上継続して雇用されているもの 50万円

カ 新規派遣労働者のうち、当該立地企業等の操業開始日以後3月を経過

した日から1年6月を経過した日までの間に、正社員として新たに雇用された新規派遣労働者（新規派遣労働者としての派遣期間と当該正社員としての雇用期間が連続している場合に限る。）で、当該新規派遣労働者としての派遣期間と当該正社員として雇用された期間が2年以上であるもの 50万円（中小企業等にあつては、75万円）

キ 前号に該当する中小企業等の新規派遣労働者で、当該新規派遣労働者としての派遣期間と当該正社員として雇用された期間が3年以上であるもの 50万円

（補助金交付申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金が、前条第1号アに係るものである場合にあつては第3条の補助金の交付対象者に該当するに至った日から操業開始日以後1年4月を経過する日までに企業立地雇用奨励補助金交付申請書（第1号様式）を、同号イ、エ又はカに係るものである場合にあつては第3条の補助金の交付対象者に該当するに至った日から操業開始日以後2年4月を経過する日までに企業立地雇用奨励補助金交付申請書（第2号様式）を、同号ウ、オ又はキに係るものである場合にあつては第3条の補助金の交付対象者に該当するに至った日から操業開始日以後3年4月を経過する日までに企業立地雇用奨励補助金交付申請書（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りでない。

- (1) 当該立地企業等が、新規雇用者と締結した雇用契約又は立地企業等が新規派遣労働者の派遣を受け入れる際に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により締結した労働者派遣契約の内容を明らかにすることができる書類
- (2) 当該立地企業等が新規雇用者を雇用し、又は新規派遣労働者の派遣を受け入れた日から前項の申請をするまでの間において、当該新規雇用者又は新規派遣労働者をそれぞれ継続して雇用し、又は受け入れていることを証する書類及び当該新規雇用者又は新規派遣労働者がそれぞれ雇用され、又は受け入れた日以後前項の申請をする日までの間引き続きこの市の区域内に住所を有することを証する書類

（補助金交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請書及び同条第2項の書類が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金の額を決定し、企業立地雇用奨励補助金交付決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期の特例)

第7条 規則第7条の規定にかかわらず、市長は、前条の規定により交付の決定をした補助金を2年を超えない期間内において分割して交付することができる。

(状況報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、事業遂行状況について報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、規則第10条に定めるもののほか、補助金の交付を受けた者が条例第11条の規定により支援措置を取り消され、又は停止されたときは、その者に係る補助金交付の決定を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、企業立地雇用奨励補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成32年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を

加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

藤沢市企業立地促進融資利子補給要綱

制定	平成17年4月	1日
改正	平成23年4月	1日
改正	平成28年4月	1日
改正	平成29年3月30日	
改正	令和2年4月	1日
改正	令和4年4月	1日

(趣旨)

第1条 市長は、この市における産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、神奈川県産業集積支援融資要綱（平成22年4月1日施行）による神奈川県産業集積支援融資（以下「県産業集積支援融資」という。）、神奈川県企業誘致促進融資要綱（平成28年4月1日施行）による神奈川県企業誘致促進融資（以下「県企業誘致促進融資」という。）及び神奈川県企業立地促進融資要綱（令和元年1月1日施行）による神奈川県企業立地促進融資（以下「県企業立地促進融資」という。）に係る利子支払額に対する利子補給金（以下単に「利子補給金」という。）を、県産業集積支援融資、県企業誘致促進融資及び県企業立地促進融資（以下あわせて「県企業融資」という。）を受けた者に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、支給する。

(支給対象者)

第2条 利子補給金の支給を受けることができる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する固定資産の取得等をするため県企業融資を受けた者
- (2) 条例第3条に規定する企業立地等事業計画の認定を受けた者
- (3) 市税の滞納がなく必要な申告義務を怠っていない者

(支給期間)

第3条 利子補給金の支給を受けることができる期間は、当該県企業融資に係る利子の支払を開始した日の属する月から起算して60月とする。ただし、当該利子の支払期間が60月に満たないときは、当該利子の支払期間とする。

(利子補給金の額)

第4条 各年度における利子補給金の額は、第5条に規定する申請のあった日の属する年の前年の1月1日から12月31日まで（以下「補助対象期間」という。）の利子支払額（条例第2条第4号に規定する固定資産の取得等のために受けた県企業融資に係るものに限る。）に相当する額とする。

(支給申請手続)

第5条 利子補給金の支給を受けようとする者は、補助対象期間の翌年の2月末日

までに企業立地促進融資利子補給申請書兼同意書（第1号様式）に次に掲げる書類（第1号に掲げる書類にあっては初年度のみ）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類にあっては取扱金融機関が発行する当該年度分の利子払込証明書により利子支払額が確認できる場合に限り、その提出を省略することができる。

(1) 県企業立地促進融資に係る融資申込書の写し（県産業集積支援融資及び県企業誘致促進融資にあっては、当該融資に係る融資資格認定申請書の写し）及び金銭消費貸借契約書の写し

(2) 約定利子支払額証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書及び書類が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を企業立地促進融資利子補給等決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(利子補給金の返還)

第6条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る利子補給金支給の決定を取り消し、及び既に支給した利子補給金の全部又は一部を返還させることがある。

(1) 偽りその他不正の手段により利子補給金の支給を受けたとき。

(2) 条例第11条の規定により支援措置の適用を取り消され、又は停止されたとき。

(3) 県企業融資を打ち切られたとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成32年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成29年1月1日から3月29日までの利子支払額に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

藤沢市重点産業立地促進助成金交付要綱

制定	平成 26 年 4 月	1 日
改正	平成 27 年 4 月	1 日
改正	平成 28 年 4 月	1 日
改正	平成 29 年 4 月	1 日
改正	平成 30 年 5 月 28 日	
改正	令和 2 年 4 月	1 日
改正	令和 3 年 4 月	1 日
改正	令和 4 年 4 月	1 日
改正	令和 6 年 5 月	1 日

(趣旨)

第 1 条 市長は、今後の成長が期待される事業を指定事業として重点的に市内へ誘致することにより、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、新たに一定規模でオフィスビル等に入居した企業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィスビル等 市内のオフィスビルその他これに類するビルをいう。
- (2) ロボット分野 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 29 年法律第 47 号）に基づく神奈川県基本計画（以下「基本計画」という。）におけるロボット分野に係る事業をいう。
- (3) デジタル関連分野 基本計画に定めるデジタル関連分野に係る事業をいう。
- (4) 未病分野 基本計画に定める未病分野に係る事業をいう。
- (5) ライフサイエンス分野 基本計画に定めるライフサイエンス分野に係る事業をいう。

- (6) 脱炭素関連産業分野 基本計画に定める脱炭素関連産業分野に係る事業をいう。
- (7) 成長ものづくり分野 基本計画に定める成長ものづくり分野に係る事業をいう。
- (8) コンテンツ関連事業 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条に規定するコンテンツ事業をいう。
- (9) 指定事業 ロボット分野、デジタル関連分野、未病分野、ライフサイエンス分野、脱炭素関連産業分野、成長ものづくり分野及びコンテンツ関連事業をいう。
- (10) 市外企業 市内に、本社、支店、営業所その他これらに類するものを持たない企業をいう。
- (11) 市内企業 市内に、本社、支店、営業所その他これらに類するものを持つ企業をいう。
- (12) 事業所 事務所、研究所その他これらに類するもので、指定事業の用に供するものをいう。ただし、工場、倉庫及び店舗を除く。
- (13) 従業者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

（助成事業）

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、指定事業であることのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する事業とする。

(1) 市外企業又は新規設立企業の場合の要件

ア 賃貸借契約により、オフィスビル等において100平方メートル以上（助成事業がロボット分野である場合は、60平方メートル以上）の床面積を借り受け、新たな事業所を開設して行うものであること。

イ 当該事業所における従業者が5人以上（助成事業がロボット関連分野である場合は、3人以上）であること。

(2) 市内企業の場合の要件

ア 賃貸借契約により、オフィスビル等において移転前より100平方メートル以上（助成事業がロボット関連分野である場合は、60平方メートル

以上) 広い床面積を借り受け、事業所の移転を行うものであること。

イ 当該事業所における従業者が、移転に伴い5人以上(助成事業がロボット分野である場合は、3人以上)増加すること。

(助成事業者)

第4条 助成金の交付の対象となる事業者(以下「助成事業者」という。)は、地域経済の活性化に寄与するため、当該オフィスビル等で3年以上助成事業を継続する計画のある事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、助成事業者としない。

(1) 市税を滞納している、又は、市税に係る必要な申告を怠っている者

(2) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為に関与している者

(助成金の交付対象期間)

第5条 助成金の交付の対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、最初に助成金の交付決定を受けた日の属する月の翌月から起算して連続6月以内(助成事業がロボット分野である場合は、12月以内)とする。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、賃貸借契約に基づく賃料等(賃料に係る消費税及び地方消費税相当額並びに共益費を含み、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く。以下同じ。)のうち、専ら助成事業の用に供される部分に相当する賃料等とする。

(助成金の交付の制限)

第7条 助成対象経費について、国、県その他の助成制度の対象となっている場合は、助成金の交付の対象としない。

(助成金額)

第8条 助成金額は、1月当たりの賃料等に2分の1を乗じて得た額とし、1月当たり50万円を上限とする。

2 前項の規定により得られた額に円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、重点産業立地促進助成金交付申請書(第1号様式)に事業説明書(第2号様式)を添えて市長に提出しなければならない

ない。

2 交付対象期間が年度をまたがる場合において、次年度においても引き続き助成金の交付を受けようとする者は、当該年度においても、前項の規定による申請を行わなければならない。

3 第1項の申請は、賃貸借契約を締結した日から助成事業を開始する日の前日までに行わなければならない。ただし、前項の申請を行う場合には、当該年度の初日から30日以内をその期限とする。

4 規則第3条第2項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。ただし、第2項の申請を行う場合であって、前回の申請から変更がないものについては、省略することができる。

(1) 賃貸借契約に係る契約書の写し及びそれに付随する書類一式

(2) 賃貸借契約に係る物件のレイアウトを示す図面

(3) 定款

(4) 法人の登記事項証明書

(5) 法人設立・設置届出書又は法人変更届出書の写し

(6) 最新の決算（営業）報告書

(7) 市税納付状況照会同意書（第3号様式）

5 規則第3条第3項の規定により、同条第2項第2号及び第3号の書類の添付は要しない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査し、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金額を決定し、補助金交付決定通知書により通知する。

2 補助金交付申請の日付が3月の場合においては、前項の規定による交付決定を4月に行うものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付決定の際、事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件をつけることができる。

4 市長は、第1項の審査の結果、補助金の交付をしないことと決定したときは、補助金交付の申請をしたものに対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(着手届)

第11条 規則第5条に規定する着手届の提出は要しない。

(事業の計画変更等)

第12条 規則第6条の規定による計画変更の申請は、重点産業立地促進事業計画変更承認申請書(第4号様式)により、中止の申請は、重点産業立地促進事業計画中止申請書(第5号様式)により遅滞なく行わなければならない。

2 市長は、前項の申請の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は変更することができる。

(助成金の交付)

第13条 規則第7条第2項の請求は、重点産業立地促進助成金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了の届出及び実績報告)

第14条 規則第5条の規定による完了の届出及び規則第8条の規定による実績報告は、助成事業完了後14日以内に、重点産業立地促進事業完了届兼実績報告書(第7号様式)により行わなければならない。

2 規則第8条第1項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容が確認できる書類
- (2) 事業所別被保険者台帳の写し
- (3) 賃料等支払実績調書(第8号様式)
- (4) 領収書その他の助成対象経費の支払が証明できる書類

3 規則第8条第1項第1号及び第2号に掲げる書類の添付は要しない。

(備付帳簿)

第15条 規則第9条に規定する関係書類は、助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、規則第10条各号に定めるほか、助成事業者が正当な理由によることなく当該助成事業に係る最初の交付決定の日から3年以内に事業を中止したときには、交付決定を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(状況報告)

第17条 助成事業者は、助成金の交付対象期間が満了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、3年を経過するまでの間、毎年4月30日までに当該助成事業に係る過去1年間の事業の遂行の状況について、重点産業立地促進事業実施状況報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成32年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り、第9条第3項の規定の適用については、同項中「賃貸借契約を締結した日から助成事業を開始する日の前日までの間に行わなければならない。」とあるのは「賃貸借契約を締結した日から180日までの間に行わなければならない。ただし、助成事業を開始する前日までに、あらかじめその旨を市長に報告しなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り、第9条第3項の規定の適用については、同項中「賃貸借契約を締結した日から助成事業を開始する日の前日までの間に行わなければならない。」とあるのは「賃貸借契約を締結した日から180日までの間に行わなければならない。ただし、助成事業を開始する前日までに、あらかじめその旨を市長に報告しなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- ##### (検討)
- 2 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

藤沢市藤沢駅前街区オフィス立地促進助成金交付要綱

制定 令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、藤沢駅周辺のにぎわいに大きな影響を与える藤沢駅前街区において、オフィスの市内への移転、新設等を促進することにより、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、藤沢駅前街区まちづくりガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の適合認定を受けた建築物に入居した企業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 企業等の事務所に使用される区切られた占有のスペースを指し調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、営業部門などの業務のために使用されるものをいう。ただし、住居、工場、店舗、販売やサービスを行うことを主とする来店型オフィス及び各種教室等、他人に貸付や使用させる貸事務所・貸倉庫・コワーキングスペース等は除く。
- (2) 藤沢駅前街区建築物 ガイドラインの適合認定を受けた建築物
- (3) 事業年度 市の会計年度のことをいう。
- (4) 新事業所 藤沢駅前街区建築物でオフィスとして賃借し、助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を行う事業所をいう。
- (5) 既存事業所 新事業所開設時に市内に所在する事業所をいう。
- (6) 市内移転 市内の事業所を藤沢駅前街区建築物に移設することをいう。
- (7) 市内増設 既存事業所を維持しつつ新事業所を開設する場合をいう。
- (8) 従業者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、賃貸借契約により、藤沢駅前街区建築物において100平方メートル以上の床面積を借り受け、当該建築物の供用開始から1年以内に新たなオフィスを開設して行う事業とする。ただし、市内移転の場合は、移転前より100平方メートル以上広い床面積を借り受け、当該建築物の供用開始から1年以内に新たなオフィスを開設して行う事業とする。

(助成対象事業者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、地域経済の活性化に寄与するため、申請日において継続して1年以上の事業実績があり、かつ当該藤沢駅前街区建築物で3年以上助成対象事業を継続する計画のある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している、又は、市税に係る必要な申告を怠っている者
- (2) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為に関与している者
- (3) 日本標準産業分類における、政治・経済・文化団体、宗教、公務に分類される事業を行う者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業を藤沢駅前街区建築物において行う者
- (5) 新事業所において、藤沢市重点産業立地促進助成金交付要綱（平成26年4月1日制定）の交付を受けている者又は受ける予定の者
(助成金額)

第5条 助成金額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、藤沢駅前街区オフィス立地促進助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢駅前街区建築物に係る賃貸借契約書の写し及びそれに付随する書類一式
- (2) 賃貸借契約に係る物件のレイアウトを示す図面
- (3) 定款
- (4) 最新の情報が記載された法人の履歴事項全部証明書
- (5) 法人設立・設置届出書又は法人変更届出書の写し
- (6) 最新の決算（営業）報告書
- (7) 従業者数による補助金の加算を行う場合、新事業所で働く従業者の名簿及び当該従業者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は新事業所の事業所別被保険者台帳
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に示す書類の提出は、助成対象事業を開始する日から藤沢駅前街区建築物の供用開始後1年3か月以内に行わなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により、助成金の交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢駅前街区オフィス立地促進助成金交付等決定通知書（第2号様式）により、申請者に対して速やかに通知するものと

する。

2 市長は、前項の規定による審査に当たっては、現地確認を行うことができる。
(交付決定の条件)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成金の交付決定を受けた者は、事業開始日から3年間、助成対象事業を継続しなければならない。

(2) 前号のほか市内増設の場合は、事業開始日から3年間、申請時点における既存事業所の床面積を維持しなければならない。ただし、新事業所の床面積を既存事業所の床面積より100平方メートル以上広い床面積とした場合はこの限りでない。

(3) 従業者加算による助成金交付を受けた者は、助成対象事業開始から3年以上、新事業所において従業者数20人以上を継続しなければならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(助成金の交付)

第9条 助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、助成金請求に係る書類を審査し、助成金を交付することが適当と認めた場合は、当該事業者に助成金を交付するものとする。

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付決定を受けた事業者に対し助成対象事業の実施状況等の報告を求めると及びオフィスに立ち入り、必要な調査等を行うことができる。

2 前項の場合においては、助成金の交付決定を受けた事業者は誠意をもってこれに協力するものとする。

(備付帳簿)

第11条 規則第9条に規定する関係書類は、助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、規則第10条各号に定めるほか、助成金の交付決定を受けた事業者が正当な理由によることなく第8条各号の条件を満たさなくなった場合、又は第4条各号のいずれかに該当したときには、交付決定を取り消し、すでに交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(状況報告)

第13条 助成対象事業者は、助成対象事業を開始した日の属する事業年度の翌年度から起算して、3年を経過するまでの間、毎年4月30日までに当該助成対象事業に係る過去1年間の事業の遂行状況について、藤沢駅前街区オフィス立地促進助成金事業実施状況報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までに、この要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第5条関係）

助成金額	
（1）対象床面積が100平方メートルから200平方メートル未満	150万円
（2）対象床面積が200平方メートルから300平方メートル未満	300万円
（3）対象床面積が300平方メートルから400平方メートル未満	450万円
（4）対象床面積が400平方メートルから500平方メートル未満	600万円
（5）対象床面積が500平方メートルから600平方メートル未満	750万円
（6）対象床面積が600平方メートル以上	900万円
（1）～（6）いずれの場合も従業者が20人以上の場合は、100万円を加算する。	

藤沢ものづくりブランド応援事業補助金交付要綱

制定 平成31年4月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内中小企業の新製品、新技術等の販路拡大を図り、藤沢市の「ものづくりのまち」としてのブランド価値を高めるため、藤沢商工会議所が実施する藤沢ものづくりブランド応援事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 藤沢ものづくりブランド応援事業 藤沢商工会議所が市と連携し実施する市内中小企業を対象とした展示会等への共同出展支援事業をいう。
- (2) 展示会等 展示会、見本市、博覧会その他これらに類するものをいう。ただし、販売が主目的である即売会・物産展及び特定の団体の内部的な小規模見本市等は除く。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、藤沢ものづくりブランド応援事業とする。共同出展する展示会等については、新製品、新技術等の販路拡大を目的とした、国内(市内を除く。)又は海外で開催されるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 基本出展料 小間料金(ブース料金、会場使用料等)、基礎小間設備に関する料金その他これらに類する料金に当たるものとして展示会等の主催者に支払う定額の出展料をいう。
- (2) 装飾費用 共同出展にかかる展示装飾費用とする(個々の事業者の小間装飾費用は除く。)
- (3) 事務経費 藤沢ものづくりブランド応援事業にかかる藤沢商工会議所の事務費用(チラシ等印刷費、折込費用、消耗品費用、藤沢商工会議所の職員の旅費(渡航費、宿泊費等)とする。

2 出展事業者の展示品等製作費、運搬費、旅費(渡航費)、宿泊費、保険料等は、補助対象経費に含まない。

(補助対象経費の制限)

第5条 前条の規定による補助対象経費が国、県その他の助成制度の対象経費となっている場合は、補助金交付の対象としない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。なお、基本出展料については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（出展者が藤沢商工会議所の経営支援を受けている場合については、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額）とし、1小間当たり15万円を上限とする。装飾費用については、補助対象経費全額とする。事務経費については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

第7条 藤沢商工会議所は、事業の開始前に、藤沢ものづくりブランド応援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（第2号様式）

(3) 補助対象経費を確認できる書類（出展募集案内の写し又は出展の手引きの写し、見積書等）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、その結果を藤沢ものづくりブランド応援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）又は藤沢ものづくりブランド応援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、藤沢商工会議所に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付決定の際、事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件を付することができるものとする。

（事業の計画変更）

第9条 藤沢商工会議所は、前条の規定により、補助金交付の決定を受けた当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢ものづくりブランド応援事業計画変更承認申請書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢ものづくりブランド応援事業計画変更承認通知書（第6号様式）により、藤沢商工会議所に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による計画変更の承認の際、事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件を付することができるものとする。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金の交付時期は、事業開始時に一括交付とする。

2 藤沢商工会議所は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（完了届兼事業実績報告書の提出）

第11条 藤沢商工会議所は、補助対象事業の完了後1月以内（3月に完了する事業は年度の末日まで）に、藤沢ものづくりブランド応援事業完了届兼事業実績報告書（第7号様式）

に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いを確認できる書類（領収書の写し等）
- (2) 展示会等への出展内容を確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（備付帳簿）

第12条 藤沢商工会議所は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成34年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

なお、平成34年3月31日とあるのは、新元号で読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

○藤沢市工場立地に関する準則を定める条例

令和3年6月25日条例第13号

藤沢市工場立地に関する準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	緑地面積率(緑地の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域（以下「甲区域」という。）	100分の25以上	100分の30以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「乙区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上

- 2 特定工場の敷地が甲区域、乙区域又はこれら以外の区域のうち2以上にわたる場合における前項の表の適用については、それらの区域のうち当該特定工場の敷地の面積に占める当該区域の面積に係る割合（以下「敷地割合」という。）が最も高いものが、甲区域であるときは甲区域に係る規定、乙区域であるときは乙区域に係る規定を適用し、これらの区域以外の区域であるときは適用しない。
- 3 前項に規定する場合において敷地割合が最も高い区域が複数存在する場合は、当該複数の区域に乙区域が含まれている場合は乙区域に係る規定を適用し、乙区域が含まれていない場合はこの条例の規定は適用しない。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第4条 環境施設以外の施設及び太陽光発電施設と重複する緑地又は建築物屋上等緑化施設は、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

（ガイドライン）

第5条 市長は、法又はこの条例に定める準則に従い設けられる緑地等の質的充実を図るため、緑の質が高い緑化手法等に関して定めたガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、法第6条第1項本文の規定による届出又は法第8条第1項の規定による変更の届出をしようとするものに対し、ガイドラインに基づき、緑の質が高い緑化手法を取り入れるよう求めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が開始された特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積が減少するものを除く。）が行われるときは、第3条第1項の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、同条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考1及び3の規定の例による。この場合において、法準則備考1の二中「0.2」と

あるのは、甲区域にあつては「0.25」と、乙区域にあつては「0.1」と、法準則備考1の三中「0.25」とあるのは、甲区域にあつては「0.3」と、乙区域にあつては「0.15」と、法準則備考3の一中「0.2」とあるのは、甲区域にあつては「0.25」と、乙区域にあつては「0.1」と、法準則備考3の二中「0.25」とあるのは、甲区域にあつては「0.3」と、乙区域にあつては「0.15」と読み替えるものとする。

労働行政関係条例・規則・要綱等

藤沢市労働問題懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 藤沢市における労働に関する問題を幅広く協議し、労働者、使用者、行政の相互理解を深め、勤労者の生活の安定、福祉の向上、企業の発展及び藤沢市勤労市民行政の充実と円滑な推進を図るため、藤沢市労働問題懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次の事項について協議する。

- (1) 労働における環境、福祉、教育に関すること。
- (2) 雇用・就労に関すること。
- (3) 勤労市民行政の基本計画及び年間計画に関すること。
- (4) その他必要と思われる事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する委員12名以内で構成する。

- (1) 労働側委員
- (2) 使用者側委員
- (3) 労働関係機関委員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長、各1名を置き、委員の互選による。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は必要に応じて会長が招集する。

2 会議は必要に応じて専門部会を設け、また委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の事務局は産業労働課内に置き、産業労働課職員がその事務を処理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の定めるところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

藤沢市勤労者生活資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤労者の生活の安定と向上を図るため、藤沢市勤労者生活資金（以下「生活資金」という。）を融資することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「勤労者」とは、労働金庫法第11条に定める労働金庫の会員たる資格を有する者をいう。

(融資の対象者)

第3条 生活資金の融資の対象者は、市内に居住又は勤務する勤労者とする。

(融資の内容等)

第4条 生活資金の融資の内容等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 資金使途

- ア 自己又は家族の居住用家屋の増改築・修繕費及び太陽光発電設備設置費
- イ 自己又は家族の冠婚葬祭費
- ウ 自己又は家族の医療費
- エ 自己又は家族の出産費
- オ 自己又は家族の教育費
- カ 自己又は家族の技能・資格取得費
- キ 自己又は家族のボランティア・余暇活動費
- ク 自己又は家族の耐久消費財購入費
- ケ 自己又は家族の介護費
- コ 自己の育児・介護休業期間中の生活費
- サ 自己の貸金遅欠配費

(2) 融資限度額 300万円

(在勤者については他市町村の勤労者生活資金貸付制度との合計額とする。)

(3) 融資利率 融資利率は、市長と取扱金融機関が協議して定める。

(4) 返済期間

融資金額が50万円以下の場合 3年以内

融資金額が50万円超える場合 10年以内

(5) 元金据置期間 資金使途のうち、オについては4年以内、コについては1年以内の元金据置期間（返済期間に含む。）を設けることができる。

(6) 返済方法 元利均等月賦返済（半年賦併用）

(7) 保証 取扱金融機関の定めるところによる。

(融資資金の預託)

第5条 市長は、取扱金融機関に予算で定める範囲の融資資金を無利息で預託し、融資を行わせるものとする。

(取扱金融機関の指定)

第6条 取扱金融機関は、中央労働金庫(神奈川県内支店)とする。

(取扱金融機関の義務)

第7条 取扱金融機関は、第5条に定めるところにより預託を受けた融資資金について、

市長と取扱金融機関が協議して定めた倍率の相当額を融資するものとする。

- 2 取扱金融機関は、融資の申し込みを受けた場合は、直ちに所定の審査を行い、融資することを決定したものについては、速やかに融資するものとする。
- 3 取扱金融機関は、毎月の融資実績を、翌月末日までに藤沢市勤労者生活資金融資実績報告書により市長に報告するものとする。

(借入れの手続)

第8条 融資を受けようとする者がある場合は、取扱金融機関に対し所定の融資申込書に次に掲げる書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 給与証明書等及び印鑑登録証明書
- (3) 資金使途を明らかにする書類
- (4) その他取扱金融機関が必要とする書類

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、取扱金融機関の融資状況を随時に調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱

制定 昭和 49. 9. 27 告示第 60 号

改正 昭和 56. 4. 1 告示第 13 号 昭和 57. 4. 1 告示第 14 号

昭和 61. 6. 20 告示第 18 号 平成 2. 4. 1 告示第 90 号

平成 5. 10. 1 告示第 133 号 平成 7. 3. 31 告示第 278 号

平成 7. 7. 31 告示第 104 号 平成 8. 3. 28 告示第 298 号

平成 9. 3. 31 告示第 316 号 平成 10. 3. 9 告示第 275 号

平成 11. 3. 3 告示第 310 号 平成 12. 2. 7 告示第 290 号

平成 13. 3. 15 告示第 341 号 平成 14. 2. 21 告示第 305 号

平成 15. 3. 13 告示第 333 号 平成 16. 3. 18 告示第 344 号

平成 17. 2. 23 告示第 333 号 平成 18. 2. 17 告示第 346 号

平成 19. 2. 23 告示第 352 号 平成 20. 1. 18 告示第 306 号

平成 21. 1. 13 告示第 312 号 平成 23. 4. 1

平成 26. 11. 1 平成 28. 4. 1

平成 29. 11. 1 平成 30. 12. 1

令和 2. 12. 1 告示第 256 号 令和 4. 4. 1

令和 4. 10. 18 告示第 234 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、勤労者の経済的負担を軽減することを目的として、自ら居住するため所有する住宅（以下「持家」という。）として取得する住宅の資金として勤労者が融資を受けた住宅資金の利子の一部を、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助するものとする。

（平成 7 告示 278・一部改正）

(補助対象者等)

第 2 条 市長は、勤労者が持家として、この市の区域内において住宅を購入し、又は建築（増改築を含む。以下同じ。）するための資金（当該住宅の敷地購入資金を含む。）を神奈川県内の中央労働金庫（以下「労金」という。）から借り入れたときは、当該借入金（50 万円以上のものに限る。）に係る利子の一部を補助するものとする。

2 前項の規定による敷地購入資金に係る利子の補助は、当該購入した日から 3 年以内に住宅を新築した場合に限るものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づき利子の一部の補助はしない。

(1) 勤労者が第6条の規定による申請を行う日においてこの市が徴収すべき市税を滞納しているとき。

(2) 勤労者が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者と該当すると認められるとき。

(昭和56告示13・昭和57告示14・平成7告示278・平成7告示104・平成15告示333・一部改正)

(補助金額等)

第3条 住宅資金の利子の補助は、別表の借入額の欄に対応する同表の1月当たりの補助額の欄に掲げる額により行うものとする。

2 各会計年度において交付する補助金の額は、前項の規定による1月当たりの補助額に、当該会計年度の始まる日の属する年の1月から12月までの期間（以下「計算期間」という。）において利子を支払った月数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、労金に支払った利子補助の対象となる借入額に係る計算期間における利子の総額が同項の規定により算出した当該会計年度において交付すべき補助金の額以下であるときは、当該利子の総額に相当する額から1,000円を控除した額を当該会計年度において交付する補助金の額とする。

(昭和61告示18・平成2告示90・平成5告示133・平成7告示104・平成8告示298・平成9告示316・平成10告示275・平成11告示310・平成12告示290・一部改正・平成13告示341)

(補助対象期間)

第4条 補助の対象となる利子の支払期間（以下「補助対象期間」という。）は、当該利子の支払いを開始した月から起算して4年を経過した月までとする。ただし、敷地購入資金に係る補助の補助対象期間は、住宅を新築した日の属する月から4年を経過した月までとする。

(平成2告示90・平成7告示278・平成7告示104・一部改正)

(供給の制限)

第5条 借入金に係る利子が、この要綱の規定による利子の補助及び藤沢市住宅・店舗等リフォーム融資利子補給要綱の規定による利子補給のいずれの対象にもなるときは、この要綱の規定に基づく利子の補助の対象としないものとし、当該利子補給の対象となった期間は、前条に規定する補助対象期間から除くものとする。

(補助の申請)

第6条 補助を受けようとする者は、市長が別に定める日までに勤労者住宅資金利子補助申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請

するものとする。ただし、当該書類のうちその申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りではない。

- (1) 持家に係る登記簿謄本全部事項証明書（建物に係るものに限る。）
- (2) この市の区域内において購入し、又は建築した住宅に居住することを証する書類（住民票の写し）
- (3) 他に自己所有名義の所有住宅がない旨の申立書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（補助の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助の申請があったときは、速やかに審査を行い、その適否を決定し、勤労者住宅資金利子補助決定通知書（第2号様式）により通知する。

（平成5告示133・平成7告示278・一部改正）

（補助金の交付手続等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。（平成5告示133・平成7告示104・一部改正）

（状況調査等）

第9条 市長は、必要と認めたときは、補助金の交付後において、持家の使用状況を調査することができる。

（平成5告示133・平成7告示104・一部改正）

（補助決定取消等）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助の決定を取り消した上、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 借入金を融資目的以外に使用したとき。
- (2) 補助申請に際し不正な行為があったとき。
- (3) 住宅建築が不可能となったとき。

（平成7告示278・平成7告示104・一部改正）

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和49年4月1日以降金融機関と融資契約を締結した者から適用する。
- 2 平成19年度以降の年度に交付する補助金の1月当たりの補助額は、別表に規定する1月当たりの補助額に100分の50を乗じて得た額以内

とする。

(平成7年告示第278号・平成8年告示第298号・平成9年告示第316号・平成10年告示第275号・平成11年告示第310号・平成12年告示第290号・平成13年告示第341号・平成14年告示第305号・平成15年告示第333号・平成16年告示第344号・平成17年告示第333号・平成18年告示第346号・平成19年告示第352号・平成20年告示第306号・平成21年告示第312号一部改正・令和2年告示第256号・令和4年告示第234号)

付 則 (昭和56年告示第13号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和56年4月1日以降融資機関と融資契約を締結した者から適用する。

付 則 (昭和57年告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和57年4月1日以降融資機関と融資契約を締結した者から適用する。

付 則 (昭和61年告示第18号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱第2条及び第4条ただし書の規定は、昭和61年4月1日以後に住宅敷地購入資金の借入契約を締結したものについて適用する。

附 則 (平成2年告示第90号)

(施行期日)

1 この告示は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱の規定は、平成2年4月1日以後に住宅資金借入契約を締結したものに係る利子の補助について適用し、同日前に住宅資金の借入契約を締結したものに係る利子の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年告示第133号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱第3条の規定は、平成5年4月1日以後に住宅資金の借入契約を締結した者から適用する。

附 則 (平成7年告示第278号)

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年告示第104号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成8年告示第298号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成 9 年告示第 316 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年告示第 275 号）

この告示は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年告示第 310 号）

- 1 この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に金融機関と住宅資金の融資に関する契約を締結した者から適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年告示第 290 号）

- 1 この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に金融機関と住宅資金の融資に関する契約を締結した者から適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年告示第 341 号）

- 1 この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に金融機関と住宅資金の融資に関する契約を締結した者から適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年告示第 305 号）

- 1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に金融機関と住宅資金の融資に関する契約を締結した者から適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年告示第 333 号）

- 1 この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に金融機関と住宅資金の融資に関する契約を締結した者から適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年告示第 344 号）

- 1 この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県内の中央労働金庫と住宅資金の融資に関する契約を締結した者に係る補助について適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年告示第 333 号）

- 1 この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県内の中央労働金庫と住宅資金の融資に関する契約を締結した者に係る補助について適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年告示第 346 号）

- 1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県内の中央労働金庫と住宅資金の融資に関する契約を締結した者に係る補助について適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年告示第 352 号）

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県内の中央労働金庫と住宅資金の融資に関する契約を締結した者に係る補助について適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年告示第 306 号）

- 1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県内の中央労働金庫と住宅資金の融資に関する契約を締結した者に係る補助について適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年告示第 312 号）

- 1 この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度に交付する補助金の額の算出については、この告示による改正後の藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱第 3 条第 2 項中「1 月」とあるのは「4 月」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市長は、平成 27 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行し、同年 1 月 1 日以降に支払った利子について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に住宅リフォーム助成金制度要綱に基づく助成金の交付を受けている勤労者については、改正前の第2条第3項第3号の規定は、なお効力を有する。

附 則（令和2年告示第256号）

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年告示第234号）

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

別表(第3条関係) (昭和57告示14・平成2告示90・平成5告示133・一部改正)

借入額	1月当たりの 補助額	借入額	1月当たりの 補助額
50万円～	1,100円～	370万円～	8,500円～
60	1,300	380	8,700
70	1,600	390	8,900
80	1,800	400	9,200
90	2,000	410	9,400
100	2,300	420	9,600
110	2,500	430	9,900
120	2,700	440	10,100
130	2,900	450	10,300
140	3,200	460	10,500
150	3,400	470	10,800
160	3,600	480	11,000
170	3,900	490	11,200
180	4,100	500	11,500
190	4,300	510	11,700
200	4,600	520	11,900
210	4,800	530	12,200
220	5,000	540	12,400
230	5,200	550	12,600
240	5,500	560	12,900
250	5,700	570	13,100
260	5,900	580	13,300
270	6,200	590	13,500
280	6,400	600	13,800
290	6,600		
300	6,900		
310	7,100		
320	7,300		
330	7,600		
340	7,800		
350	8,000		
360	8,200		

藤沢市勤労者教育資金利子補助要綱

制定 平成 16.3.18 告示第 345 号

改正 平成 23.4.1

改正 平成 26. 11.1

改正 平成 28.4.1

改正 平成 29.11.1

改正 令和 2.12.1 告示第 257 号

改正 令和 4.4.1

改正 令和 4.10.18 告示第 235 号

(目的)

第1条 市長は、勤労者の子育てを支援するとともに、経済的な負担の軽減を図るため、市内に居住する勤労者がその子に係る教育資金の融資を受けた場合に当該教育資金に係る利子の一部を、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助するものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び高等学校に相当する外国の学校を含む。)、大学(これに相当する外国の大学を含む。)、高等専門学校又は専修学校(以下これらを「教育機関」と総称する。)に在学し、又は入学する子を有するこの市に居住する勤労者のうち、神奈川県内に存する中央労働金庫(様式を除き、以下「労金」という。)の支店から当該子の教育資金として貸付金を借り入れている勤労者(やむを得ない事由により補助期間中に失職し、求職活動を行っている者で、その旨の申立てを行った者を含む。)とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

(1) 第6条の規定による申請を行う日においてこの市に納付すべき市税を滞納している者

(2) 暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象額)

第3条 補助の対象となる利子の額(以下「補助対象額」という。)は、補助対象者がその子1人のために1教育機関に在学させ、又は入学させるに当たり労金から借り入れた額のうち200万円までの額(当該借入額が200万円を超えない場合にあっては、当該借入額)に係る利子の額とする。

(補助金額)

第4条 各会計年度において交付する補助金の額は、補助対象者が当該年度の始まりの日の属する年の1月から12月までの期間(以下「計算期間」という。)におい

て支払った補助対象額を2で除して得た額以内とする。ただし、一会計年度につき2万円（当該会計年度に係る計算期間中、補助の対象となる利子を支払わなかった月があるときは、2万円を12で除した金額に当該月数を乗じて得た額を2万円から控除した額）を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象となる期間は、補助の対象となる利子の支払いを開始した日の属する月から当該借入金に係る子が入学し、又は在学する教育機関の修業年限が満了する日の属する月（当該子が修業年限が満了する日より前に教育機関を退学した場合は、当該退学の日の属する月）までとする。ただし、4年を超えることはできない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、子の入学前に、当該入学に係る教育資金を借り入れ、当該借入金に係る利子の支払いを開始した場合の補助の対象となる期間は、当該利子の支払いを開始した日の属する月から起算して修業年限を経過した日の属する月までとする。

（補助の申請手続）

第6条 補助を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める日までに、勤労者教育資金利子補助申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、当該書類のうちその申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りではない。

- (1) この市の区域内に居住することを証する書類（住民票の写し）
- (2) 教育機関が発行した補助の対象となる子が入学し、又は在学することを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助の決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書及び書類が提出されたときは、速やかにその内容を審査してその適否を決定し、その結果を勤労者教育資金利子補助決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付手続）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、市長が別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、当該請求書が提出された日から30日以内に補助金を当該請求者に交付するものとする。

（状況調査等）

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者又は現に補助金の交付を受けている者に対し、その子の修業の状況等についての報告を求め、又

は実地にその状況を調査することができる。

(補助決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対する補助の決定を取り消すとともに、その者から既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象者としての要件を欠くこととなったとき。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行し、同年1月1日以後に労金との間において締結された融資契約に基づき融資を受けた教育資金から適用する。

附 則 (平成21年藤沢市告示第313号)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度に交付する補助金の額の算出については、この告示による改正後の藤沢市勤労者教育資金利子補助要綱第4条第1項中「1月」とあるのは「4月」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行し、同年1月1日以降に支払った利子について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年藤沢市告示第257号)

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年告示第235号）

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

湘南地区メーデー実行委員会補助金の交付取扱要綱

制定 平成 4年4月1日

改正 平成23年4月1日

改正 平成28年6月1日

改正 令和 4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、湘南地区メーデー実行委員会が行う労働者の地位の向上及び福祉の増進を目的とする文化・交流事業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助対象経費及び補助の範囲は、湘南地区メーデー実行委員会が前条の目的で行う事業費に必要な経費とし、補助額は当年度の予算の範囲内とする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、湘南地区メーデー実行委員会補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業の着手日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画説明書 ※又はこれに代わる書類

(2) 収支予算書(第2号様式) ※又はこれに代わる書類

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、湘南地区メーデー実行委員会補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第5条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に着手するときにあつては、事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては、事業完了届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第6条 第4条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに湘南地区メーデー実行委員会事業計画変更承認申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、湘南地区メーデー実行委員会事業計画変更承認通知書(第7号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、この事業が4月1日から着手し、本市の補助金が主要な財源となっていることから、事業運営に支障のないよう規則第8条第1項の規定により前払いとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けてから1箇月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第9号様式) ※又はこれに代わる書類

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、整備しておかななければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

第1号様式(第3条関係)

補助金交付申請書

第2号様式(第3条関係)

収支予算書

第3号様式(第4条関係)

補助金交付決定通知書

第4号様式(第5条関係)

事業着手届

第 5 号様式 (第 5 条関係)

事業完了届

第 6 号様式 (第 6 条関係)

事業計画変更承認申請書

第 7 号様式 (第 6 条関係)

事業計画変更承認通知書

第 8 号様式 (第 8 条関係)

事業実績報告書

第 9 号様式 (第 8 条関係)

収支決算書

湘南地域労働者福祉協議会補助金交付要綱

制定 平成 9年 4月 1日

改正 平成28年12月1日

改正 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、湘南地域労働者福祉協議会（以下「湘南労福協」という。）が行う勤労者福祉の向上を図るため、実施する事業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助対象経費及び補助の範囲は、湘南労福協が前条の目的で行う事業費その他団体運営に必要な経費とし、補助額は補助金交付を受ける年度の予算の範囲内とする。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、湘南労福協の会計年度である、前年度の12月1日から当年度の11月30日までとする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、湘南地域労働者福祉協議会補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、前条の補助対象期間が終了するまでに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画説明書 又はこれに代わる書類

(2) 収支予算書(第2号様式) 又はこれに代わる書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、湘南地域労働者福祉協議会補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に完了したときにあつては、事業完了届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに湘南地域労働者福祉協議会事業計画変更承認申請書(第5号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、湘南地域労働者福祉協議会事業計画変更承認通知書(第6号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付時期は、事業が完了した年度末とするが、必要に応じて事前交付、一部交付を行う。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けてから1月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第8号様式) 又はこれに代わる書類

(備付帳簿)

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

藤沢市技能職団体連絡協議会補助金交付取扱要綱

制定	昭和50年	11月	19日
改正	平成23年	4月	1日
改正	平成28年	4月	1日
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和4年	4月	1日
改正	令和5年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市技能職団体連絡協議会（以下「藤技連」という。）が行う技能者の社会的、経済的地位と技能の向上、後継者育成を通じて市民生活の安定と向上を図ることを目的とする事業及び運営・事務経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる事業)

第2条 補助の対象となる事業の範囲は、藤技連が前条の目的で行う事業及び運営・事務経費の一部（別表に定めるもの（以下「事業等」という。））とする。

(補助金額)

第3条 各会計年度において交付する補助金の額は、当該年度の予算として認められた範囲内で交付する。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、会計年度である4月1日から3月31日までとする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市技能職団体連絡協議会補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 事務員名簿
- (4) その他、市長が必要と認めたもの

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市技能職団体連絡協議会補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業等の計画変更）

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業等の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市技能職団体連絡協議会事業等計画変更承認申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市技能職団体連絡協議会事業等計画変更承認通知書（第5号様式）により通知する。

（補助金の交付時期）

第8条 補助金の交付については、事業等目的を達成するため年4回の前金払いとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

（事業等実績報告書の提出）

第9条 補助金の交付を受けたものは、当該事業等を完了したときは、藤沢市技能職団体連絡協議会事業等実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業等終了後1月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業等の成果を記載した書類

(2) 収支決算書（第7号様式）

（備付帳簿）

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業等の施行に関し、必要な帳簿類を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市技能職団体連絡協議会補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年11月19日に施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

別表（補助対象経費）

藤技連事務局事務員に掛かる給料、通勤手当、日当
藤技連事務局事務員に掛かる健康保険料等の事業主負担分
藤技連事務局事務室の賃料
藤技連事務局事務室の光熱水費
総会費・会議費のうち、会場費及び議案書等印刷費
事務費
通信費
旅費（他市行事への出席等）
調査広報事業費
地域活動事業費
後継者育成事業費
藤技連組織強化事業費（積立金除く）

藤沢市技能者表彰要綱

制定 令和6年5月17日

(趣旨)

第1条 この要綱は、長く同一の職に従事し、技能の練磨、後進の育成等その職の向上発展に寄与した者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、技能功労者表彰、優秀技能者表彰及び優秀青年技能者表彰とする。

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象者は、別表に掲げる職に従事している市内居住者又は主として市内において同表の職に従事している者で、表彰の種類に応じ、次の各号のとおりとする。

(1) 技能功労者表彰 次に該当する者

- ア 同一の職に30年以上従事している者で、年齢60歳以上のもの
- イ 優れた技能を持ち、他の模範と認められる者
- ウ 同一の職の指導的立場にある者
- エ 優秀技能者表彰を受けた者については、表彰の日から5年以上経過していること。

(2) 優秀技能者表彰 次に該当する者

- ア 同一の職に20年以上従事している者で、年齢40歳以上のもの
- イ 中堅技能者にふさわしい優れた技能を持ち、他の模範と認められる者
- ウ 優秀青年技能者表彰を受けた者については、表彰の日から5年以上経過していること。

(3) 優秀青年技能者表彰 次に該当する者

- ア 同一の職に5年以上従事している者で、年齢40歳未満のもの
- イ 優れた技能を持ち、将来を嘱望される者

(推薦手続)

第4条 表彰候補者の推薦は、別表に定める職の団体(以下「技能職団体」という。)が行うものとする。ただし、技能職団体のない職及び技能職団体に加入していない表彰候補者の推薦は、当該表彰候

補者以外の者が行うものとする。

- 2 表彰候補者の推薦は、別記様式による技能者表彰推薦書を市長に提出して行うものとする。

(決定)

- 第5条 市長は、前条の規定により、技能者表彰推薦書の提出があったときは、別に定めるところにより設置する藤沢市技能者表彰選考委員会に諮問のうえ、表彰の可否を決定するものとする。

(表彰の方法)

- 第6条 市長は被表彰者に対し、表彰状等を授与し表彰を行うものとする。
- 2 表彰が決定した後に被表彰者が死亡した場合は、遺族に前項の規定に基づき表彰状等を贈ることができる。

(表彰の時期)

- 第7条 表彰の時期は、毎年11月1日の調査により、11月下旬に行う。

付則

- 1 この要綱は、令和6年5月17日から施行する。
- 2 第3条第1号エの「優秀技能者表彰」には、藤沢市技能者表彰要綱を廃止する規程（令和6年藤沢市告示第164号）による廃止前の藤沢市技能者表彰要綱（昭和49年藤沢市告示第70号）に第3条第1項エの「優秀中堅技能者表彰」を含むものとする。

別 表

番号	職 の 名 称	職 の 内 容
1	石 工	石工用機械又は手道具で石材の切断、表面研ま、碑文ほりの作業及び石材を加工して石塔、石うすなどを製作する作業
2	印 刷 工	凸版印刷機、平版印刷機、オンデマンド印刷機、シルクスクリーン印刷機などで紙、金属板その他の素材に印刷、及び製本、版下制作デザインする作業
3	印章彫刻師	印章をつくるため、印材に文字などを彫刻する作業
4	貝 細 工 師	真珠、さんご、貝などの加工の作業
5	瓦屋根ふき職	屋根瓦をふくための手元作業、下ごしらえ準備、ふき作業
6	クリーニング職	被服類の洗濯の作業、インテリア、寝具等のクリーニング作業
7	建 築 大 工	現図書き、木材の木取り、墨付け、切組造作加工、野地ふき、床張り、造作取付などをし、木造建築物を建造する作業
8	広 告 美 術 士	広告看板、表示看板、ネオン看板等の製作、デザイン
9	左 官 職	木舞作業、壁土、しっくい、モルタルの練合せ作業、みがき出しの作業
10	写 真 師	一般大衆の肖像写真の撮影、焼付け、引伸し、修正の作業
11	食 肉 技 術 師	豚、牛、鶏等の食肉のカット等の作業
12	寝 具 製 造 業	布団等の寝具の製造
13	製 菓 技 術 師	原料の調合、仕込み、成形、乾燥等をした洋菓子、和菓子などを製造する作業
14	造 園 師	庭園の造築、庭木、芝などの植込み、手入れの作業
15	染 物 職	染料の調合、毛、糸、布の浸染め、機械なつ染、プリント、洗張、染み抜き、紋章上絵等の作業
16	タ イ ル 工	タイル、モザイク、テラッカで壁、床、浴槽などを張る作業
17	畳 職	部屋の採寸、新床畳の製作及び敷き込み作業、表替、裏返し の作業、薄縁の製作、その他畳工事一式
18	建 具 職	戸、障子などの建具を製造又は修理する作業
19	打 綿 職	布団綿、真綿の製造、古綿の打直し、脱脂綿の精製などの作業
20	調 理 師	飲食店、旅館、工場、病院など一般家庭以外の場所において、献立の作成、飲食物の調理をする作業
21	電 気 工 事 士	住宅その他建築物及び船舶、鉄道車両などの電灯、電気照明設備などの配線工事又は保守の作業及び電気器具等の据え付け保守の作業

番号	職 の 名 称	職 の 内 容
22	豆腐製造職	大豆のひき砕き、豆汁の煮沸、豆乳の布こし等、豆腐を製造する作業及び豆腐の焼き揚げなどの作業
23	時計修理士	時計の分解と掃除、調整の作業
24	塗 装 工	塗料の調合、下地調整、下塗り、中塗り、上塗りの作業
25	と び 職	建築物基礎、足代掛、建方、建物解体、建築物等移動の作業
26	配 管 工	給排水、ガス、給湯、空調、換気等の施工に係る配管及び取付工事の作業
27	鍼灸マッサージ指 圧 師	あんま（マッサージ指圧を含む。）はり、きゅうの仕事
28	建築板金工	金属板を切断、折り曲げ、貼り合わせなどにより加工を行い、屋根、外壁、雨といをはじめダクト、天蓋などの製造、取り付けする作業
29	表具内装師	ふすま、障子、掛軸、額、屏風などを作成修理する表装（表具作業）、クロス貼り、張替などの表装（壁装作業）、床仕上、窓装など和洋室内を装飾する作業
30	美 容 師	パーマネントウエーブ、結髪、化粧、美顔術、着付、染毛術などの美容サービスの仕事
31	ブロック建築工	ブロック建築の作業
32	洋 裁 師	衣服を作り又は修理するため、意匠、考案、採寸、型紙作り、型入れ、裁断、縫いなどの作業
33	洋服仕立師	洋服を仕立て又は修理するための意匠、考案、採寸型紙作り、型入れ、裁断、縫いなどの作業
34	和 裁 師	生地を裁断手縫いして和服を仕立てる作業
35	理 容 師	頭髪の刈込み、顔そり、洗髪、アイロンかけなど理髪サービスの仕事
36	自転車組立修理工	自転車の組立、修理の作業
37	硝子装着工	ガラスを所要の大きさに切断し、窓、飾棚等の枠にはめこむ作業
38	鋸目立職	のこぎりの刃を研磨し、目を調整する作業
39	歯科技工士	入歯及び歯冠の加工作業
40	フラワー装飾士	伝統的生け花の花材調達及び冠婚葬祭、各種礼式のフラワー装飾をデザインし、製作する作業
41	その他市長が適当と認めた職	

藤沢市技能者表彰選考委員会設置要領

(設置)

第1条 藤沢市技能者表彰要綱(令和6年5月17日施行、以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき藤沢市技能者表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、市長の依頼による、要綱第4条第2項の規定により推薦された者の表彰について表彰にふさわしい者を選考し、その選考結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員若干名で構成する。

2 委員は技能職団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は当該年度の表彰が終了したときは、解任されるものとする。

(役員)

第4条 選考委員会に委員長及び副委員長2名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 選考委員会は、市長がこれを招集する。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

3 選考委員会の議事、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、産業労働課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和63年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月17日から施行する。

学校訪問事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、小中学生に対して、優れた技能者による技能の講演、実演及び体験教室を通して技能者の世界及び仕事を身近に感じてもらい、もって小中学生の勤労観及び職業観の醸成を図ることで技能者の後継者育成につながるるとともに、技能振興に寄与することを目的に実施する学校訪問事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象学校)

第2条 対象とする学校は、藤沢市内の小学校及び中学校とする。

(訪問団体)

第3条 訪問団体は、あらゆる職種の技能職団体が横断的に結集し、市内の技能振興に資する活動を行っている藤沢市技能職団体連絡協議会と協議の上、決定するものとする。

(謝礼等)

第4条 実施に係る謝礼は、技能職団体1団体1訪問に対し1万円とする。

2 材料費の補助は、技能職団体1団体1訪問に対し上限1万円のうち実費相当分とする。

3 謝礼及び材料費は、市から技能職団体に支払うものとする。

(実施回数)

第5条 各年度の実施回数は、当該年度の予算の範囲内とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項はその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年12月28日から施行する。

藤沢市マイスター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、技能及び技術（以下「技能等」という。）のたゆまざる錬磨により極めて優れた技能等を有している技能者及び技術者（以下「技能者等」という。）の技能等を広く市民に周知し、もって技能等を尊重する風土を醸成するとともに、将来を担う後継者の育成や技能者等の社会的地位の向上を図る藤沢市マイスター事業の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象職種)

第2条 この事業の対象職種は、別表「藤沢市マイスター事業対象職種一覧」に記載の職種に該当するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、選考委員長が適当と認めた職種。

(対象者)

第3条 市長は、市内に居住し、手作業による若しくは道具、機械を用いる第2条に該当する職種に従事している者又は主として市内において手作業による若しくは道具、機械を用いる第2条に該当する職種に従事している者であつて、次の各号に掲げる要件すべてに該当するもののうちから、藤沢マイスターを選定する。

- (1) 極めて優れた技能等を有する者
- (2) 高潔な人格を備え、後進の目標となる者
- (3) 藤沢市における後継者の育成や技能者等の社会的地位の向上に資する活動を行ってきた者
- (4) 市が開催する技能等に関する講演会、実演会、体験教室等に協力することができる者

(募集及び推薦)

第4条 市長は、藤沢マイスターの候補者（以下「候補者」という。）の募集を行う。

2 前項の募集にあたり、定められた期間中、個人又は団体は、自薦を含み藤沢マイスター候補者推薦書（別記様式。以下「推薦書」という。）を市長に提出することにより、候補者を推薦することができる。

(選考)

第5条 市長は、推薦書の提出があったときは、候補者の中から藤沢マイスターの選考を行うため、第3条に規定する要件に該当するか否かについて調査し、別に定めるところにより設置する藤沢市マイスター選考委員会（以下「委員会」という。）に当該調査の結果を示した上で、意見を求めるものとする。

(認定)

第6条 市長は、委員会の意見を参考にし、毎年度3名以内の技能者等を藤沢マイスターに認定する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

(処遇)

第7条 市長は、藤沢マイスターに対し、次の各号に掲げる処遇等を行う。

- (1) 称号を証する証書の授与
- (2) 認定を証する物品の贈呈
- (3) 活動奨励金5万円の授与

(取消)

第8条 市長は、藤沢マイスターとして活動するにあたりふさわしくない行為があると判断した場合、その者の認定を取り消すことができる。

(展示会等の実施)

第9条 市長は藤沢マイスターの協力を得て藤沢マイスターが有している技能等の展示、披露等の事業、及び学校教育現場での講演、実演、体験教室等の事業を行う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表 1 (第 2 条関係)

部 門	対象職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ 等
窯業・土石関係	陶磁器製造、ガラス加工 等
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、仕上げ、切削工具研削 等
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、鉄道車両製造 等
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、電気製図 等
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、飲料・食料品製造 等
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製 等
木材・木製品紙加工品関係	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装 等
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形 等
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作 等
印刷製本関係	印刷、製本 等
その他	着付け、園芸装飾、ロープ加工、印章彫刻、塗料調色、義肢・装具制作、産業洗浄、フラワー装飾、理美容 等

藤沢市マイスター選考委員会要領

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市マイスター事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき設置する藤沢市マイスター選考委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、要綱第3条第2項の規定により推薦された候補者の中から藤沢マイスターにふさわしい者を厳正かつ公平公正に審査し、その結果を市長に意見する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は選任するものにより組織する。

(1) 学識経験者

(2) 商工業団体の代表者

(3) 技能職団体の代表者

(4) 労働団体の代表者

(5) 神奈川県職員

(6) 藤沢市職員

(7) その他市長が認めた者

2 委員の任期は、委嘱された日から委嘱の日の属する年度の年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議及び議事内容は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、次の各号に掲げる事項について、秘密を他に漏らしてはなら

ない。その職を退いた後も、同様とする。

(1) 推薦書に記載されている事項

(2) 委員会の議事内容事項

(3) その他職務上知り得た事項

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済部産業労働課において処理する。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の定めるところによる。

(その他)

第10条 委員会の運営に関して、この要領に定めのない事項については、その都度、委員会で協議し決定する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

藤沢市障がい者雇用優良事業所感謝状贈呈実施要綱

制定 平成30年2月1日

改正 平成30年4月1日

改正 令和 3年3月1日

改正 令和 6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者を積極的に雇用し、顕著な実績を有する事業所に対し、その功績をたたえ、その実績を広く周知することにより市内事業所への障がい者雇用の一層の促進を図ることを目的に実施する藤沢市障がい者雇用優良事業所感謝状贈呈について、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状贈呈の対象)

第2条 感謝状贈呈の対象は次の各号のいずれにも該当する事業所または企業（以下「企業等」という。）の雇用主とする。

- (1) 所在地が藤沢市内にあること。
- (2) 感謝状贈呈をする日の属する年度の6月1日において、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）で定める障害者雇用率を3年以上達成していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 本要綱による感謝状贈呈を過去5年間受けていないこと。

2 施行令の規定により、障害者雇用の義務を負わない、常時雇用労働者数の少ない企業等においても、前項第2号の適用については、同施行令で定める障害者雇用率を達成している場合、感謝状贈呈の対象とする。

(顕彰事業所の決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定に該当する企業等のうち、藤沢公共職業安定所から推薦を受けたものの中から、次に掲げる基準により、顕彰事業所を決定する。

- (1) 障がい者雇用に理解・熱意があり積極的に障がい者雇用に取り組んでいること。
- (2) 障がい者の職場定着や職場環境の改善に取り組んでいること。

2 前項の規定の他、障がい者を雇用するにあたり特筆すべき実績を残しているとして市長が認めるものについては、推薦の基準を満たす事業所とすることができる。

- 3 第1項に規定する推薦は、藤沢市障がい者雇用優良事業所推薦書（別記様式）によって受けるものとする。

（感謝状贈呈の方法）

第4条 感謝状贈呈は、感謝状及び記念品を授与することにより行うとともに、市広報等により公表する。

- 2 感謝状の贈呈は、毎年1回行うものとし、その期日は別に定める。
- 3 感謝状の贈呈は、毎年3事業所以内に対し行うものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は平成30年2月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年3月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

藤沢市障がい者雇用優良事業所推薦書

年 月 日

藤 沢 市 長

推薦者

藤沢公共職業安定所所長

次のとおり推薦します。

ふりがな 事業所名					
ふりがな 代表者氏名					
事業所所在地	〒 ー				
創立年月日	年	月	日	電話番号	
雇用人数	常用労働者数	うち 障がい者雇用人数	障がい種別の内訳		
			うち身体障がい者	うち知的障がい者	うち精神障がい者
障がい者を初めて雇用した年月	年 月				
過去3年間の障がい者雇用率	年6月1日時点 %	年6月1日時点 %	年6月1日時点 %		
障がい者の業務内容					
特記事項					